

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

1997. 6 No.84

1981年5月20日第4種郵便物認可
登録記号: GSN 0385-065X

中国の香港

ペルー／北朝鮮／インド／
重油流出／劣化ウラン／教員任期制／
ＮＫＫ増産

再編の大波に洗われる90年代日本
「激変」の意味と構図を新しい視角から解明

全4巻

講座 現代日本

渡辺治／後藤道夫編

世界的な構造変化の大波の中で政治と経済、社会の混迷がいわれる日本。
21世紀にむかって日本の支配構造はどう再編されていくのか。明日への新
しい社会像と展望を模索するすべての人びとの関心・要望に応える講座。

■本講座の特色■

- 1 政治学・経済学・労働論・教育学・現代史学などの共同研究の成果。
- 2 戦後世界と日本を現代帝国主義の視角から分析し、21世紀への基本動向を解明。
- 3 支配の再編と社会構造の転換に対する民衆の対抗原理を解明し運動の課題を提起。

第1巻 現代日本の
第一回配本／発売中 46判・22900円

帝國主義化形成と構造 渡辺 治著

現代日本社会政治の解説としての「帝國主義」問題の所在／現代帝國主義の諸特徴——理論的諸前提／戦後における日本帝國主義の復活過程の概観／早熟的帝國主義復活とその挫折（一九四八—六〇年）／日本資本主義の非帝國主義的発展と企業社会の形成（一九六〇—八〇年）／日本資本輸出の新段階と現代型帝國主義の追求期（一九八〇—九〇年）／日本帝國主義復活の新段階（一九九〇年）／現代帝國主義の矛盾の顕在化形態

第2巻

現代帝國主義と
世界秩序の再編成

第三回配本／発売中
46判・25800円

帝國主義と大衆社会統合
世界秩序の再編成と現代資本主義
現代帝國主義の段階と構造

後藤道夫
伊藤正直

企業社会の再編成と教育の競争構造

後藤道夫

第3巻 日本社会の
再編成と矛盾

第二回配本／発売中
46判・25800円

九〇年代日本社会の再編成と生活問題

中西新太郎

日本の労使関係の現段階と年功賃金

木下武男

現代の階級構成と労働者状態

鶴谷徹

企業社会の再編と教育の競争構造

乾彰夫

第4巻 日本社会の
対抗と構想

第四回配本／97年7月
46判・2800円

現代日本社会・政治の再編と対抗
帝國主義化と社会運動の課題

木下武男

渡辺 治

①労働運動

②教育運動

③平和運動

④自治体運動

乾彰夫・中西新太郎

安田 浩

進藤 兵

対抗構想としての新福祉国家

後藤道夫・十二宮厚美

東京都文京区本郷2-11-9 大月書店 電話03(3813)4651<代表>

経済科学通信

Letters of Economic Science

第84号 (1997年6月)

TOPICS 2

ペルーア質事件／北朝鮮／インド経済／重油流出事故／
劣化ウラン弾／大学教員任期制／NKK増産

INTERVIEW
インタビュー 権利を創る(7) 731部隊研究の現在 12

SPECIAL EDITION
特集

中国の香港

香港返還の歴史的意義について	佐藤 進	15
香港返還と中国の行方	陳 福波	22
私の「香港」物語	山本 裕美	25
中国本土との「経済一体化」を進める香港	姚 国利	28
香港返還と「一国二制度」	山口 正之	35
21世紀の中国経済を予測する	大西 広	37
「西の香港」めざす新疆ウイグル自治区	アブリキム・ハサン	44
構造転換に悩む瀋陽	松野 周治	49
世界資本主義のなかの中国	溝口 由己	52

政治学入門

「政治化された経済」の時代の政治学	高橋 肇	54
-------------------	------	----

現代社会批評

女性の困難	黒田 慶子	60
書評		66

下村政弘著『持株会社解禁』／ルネ・レモン著『フランス』／
中村静治著『「資本論」と「論語」』／J. E. ローマー著『これからの社会主义』／
関電人権裁判争議団『思想の自由は奪えない』／
川瀬光義著『台湾・韓国の地方財政』

誌面批評		77
------	--	----

編集後記

◆ペルー人質事件考

民主制の形骸化

最近の民主制の実態はひどいものである。ごく一握りの大企業集団とそれをとりまく詐欺師・泥棒集団の利益を最優先する権力が民主制の顔をしてのさばっている。発展途上国では事態はさらに深刻である。人権無視の軍事独裁から民政への移行が80年代にすすんだ。しかしこれらの「民主政府」が新自由主義政策を実施したため、人権無視の体制は民政のもとでもほとんど変わらない。軍政時代よりもさらに人権無視の政策が推し進められていると告発する人々も多い。軍人の武器による人権侵害から、制度による貧しい人々の大量殺戮への変化と言ってもよい。直接手をくだす殺人者や人権侵害者はとはちがい、制度に支えられた大量殺戮、大規模詐取、人権侵害、詐欺、瞞着は犯人がわかりにくいくだけにたちが悪い。

そもそも国家とは、階級社会で力の強い階級が他の階級を支配する機構である。それは同時に一定の秩序の枠の中で階級対立を緩和させる機構である。階級対立を緩和させる機構が正当性を持つほど民主的である。つまり社会の多数の成員の合意によって社会秩序が維持されてこそ、民主制の正当性が高まる。現在、民主制は世界各地でその正当性を問われていると言ってもよい。

新自由主義社会

ペルーで日本大使館を占拠したゲリラは、「トゥバック・アマル革命運動」(MRTA)と称している。一般的にこの集団は犯罪者集団として報道されている。ちまたの報道によると、彼らは関係も無い農民や市民を殺戮している。また関係もない人々を人質にとり、身代金を獲得し、失敗すると人質を殺している。麻薬取り引きにもかかわっているらしい。たぶん事実であろう。「人質を解放せよ」「テロに反対」「平和的に解決せよ」とリマの町でデモが行われているとも報道される。これも事実であろう。これにたいする反論がほとんど見られないから、とりあえずそう思うしかない。

しかし、このような情報が氾濫する「民主社会」の言論の自由の実態はどのようなものなのだろうか。フジモリ政権が成立して以降、ゲリラを鎮圧することを口実に、軍と警察の権限が拡大され、裁判制度も改悪された。大統領自身が憲法を無視して支配体制を確立した。軍人や警察官が殺人をしても何の罪にも問われない。犯罪者として捕らえられたものは覆面をした裁判官に即決裁判で判決をくだされ、弁護さえゆるされない。こんな国で監獄がどんなに恐ろしい人権無視の場になっているかは推して知るべし。少数意見集団でしかも犯罪者とされるゲリラやその支持者たちの言い分など聞きようがない。新自由主義政策で、死ぬ

なり生きるなりご勝手にと見捨てられた貧しい人々の声を代弁する言論は、このような社会ではどのように、誰をとおして表面化が可能なのだろうか。

まがりなりにもあった社会保障政策は改悪され、国有企業は民営化され、金持ちはますます豊かになり、貧しいものたちはますます貧しくなっている。政府はこれまでの階級闘争の秩序の枠を解体し、それに変わる秩序を確立するのではなく、できるだけ社会への国家の介入を避けようとしている。その結果、まさにホップズが主張したような「万人が万人にたいして狼」になるような恐怖の「戦争状態」が現れた。貧しいものたちは泥棒し、麻薬取り引きやその他の犯罪をしてでも、自分たちだけはともかく今を生きていかなければならない。富裕層は自分たちで身を守りながら次の榨取・収奪を考えている。警察や軍隊も私兵集団的傾向を強める。国家機関は賄賂とコネで動く腐敗堕落したゆすり・たかりの機関になりさがる。政党にむらがる政治家集団も国家機関を利用する泥棒と詐欺師の集団である。このようななかでおこなわれる議会選挙や大統領選挙はどれほど正当性を持てるものか。民衆が選挙や議会、政党や議員、民主制などにあいそをつかしてしまう気持ちが分からないでもない。

フジモリ・ショック

そのような政治不信を背景に全く無名のフジモリは、民衆に甘い幻想をふりまき、票をかっさらって、あつという間に大統領の座を獲得した。その後は、自分の公約

などかなぐりすて、落選した対立候補者バルガス・リョサの掲げた新自由主義政策を断行した。さらにフジモリは軍制改革をし、軍部を自分の側近でかためた。軍部の私物化である。情報機関を整備し、反対勢力をつぶみのうちにつみとってしまう体制を固めた。そして内外の巨大資本家に国土と国民をあけわたした。先進資本主義諸国とその多国籍企業・多国籍銀行、それらの国際機関・世界銀行やIMFはフジモリの政策を大歓迎し、ガルシア前政権の犯罪的「反帝国主義的」前科を免罪してやった。どこよりも日本企業がフジモリを利用し、支援して利益をあげようとしたと見られている。

馬鹿をみたのは新自由主義政策を掲げたバルガス・リョサの大統領当選を阻止した民衆である。しかし民衆はフジモリの裏切りにたいし特別落胆を深めたとも思えない。逆に、ともかく明日の予定がたてられるようにインフレをおさえ、ゲリラを押さえ込んで内戦状態を終わらせたフジモリの強権政治を歓迎したほどである。民衆も政策などどうでも良いのである。

このような体制のなかで農民たちは金になる麻薬の原料であるコカを植えて生きていこうとする。そのコカ栽培農民と麻薬取り引き業者の間にわって入り、反「体制」のゲリラの資金にしようと「戦争税」を取る犯罪者集団も現れる。別のゲリラ組織と「戦争税」をめぐって対立し、ゲリラ同士で戦争するなどということもあるかもしれない。ゲリラは日本企業のペルーでの略奪を批判したりもする。一般的にはこれを盗人猛々しいといふ。

しかしまた、これらの犯罪者・ゲリラをとりしまるという理由で多くの無実の人々が軍や警察に殺戮されたり、拷問されたり、投獄されたり等々、国家テロが一番激しく横行しているのである。軍人たちも麻薬取り引きをしてぼろもうけをしている。センデロ・ルミノソというゲリラ組織は、既成の支配体制を維持するための諸機関を解体しようと呼びかけた。労働組合や農民組合、その他貧しい人々の諸要求を実現するため行政府と交渉しようとする諸団体等々をも現体制維持集団として、センデロは攻撃対象とし、既成の諸組織の指導者やその組織の参加者たちを恐怖のもとにさらした。その結果、センデロ・ルミノソは民衆から見放された。そのうえペルーの民衆はともかくゲリラぎらいになってしまった。80年代に、民衆はゲリラとインフレを退治してくれと悲鳴をあげていたのである。それを実現したフジモリを支持しているのであって、新自由主義で民衆を資本の餌食にしているフジモリを支持しているわけではない。しかし、新自由主義政策で見捨てられ、苦しむ民衆のうめき声はどのように表面化できるのか。

正義か犯罪か

日本大使館で人質になっている人々は、フジモリ体制に「なんの関係もない人々」というより、民衆の支配者集団に属するエリートたち・多国籍企業の先兵と言うこともできる。ペルー民衆のなかにはMRTAの快挙にほくそえんでいる人々もいるかもしれないし、人質などどうなろうと関係ないと無関

心の人々もいるだろう。それらの声は表面化することが禁止されている。そんな中でゲリラは全ての人々が幸福に生きられる社会政策を要求したりする。

ともかく誰が犯罪者で、誰が正義の味方であるかを定めるのは非常にむずかしい。このような状況があるとき、一定の節度をもって事態をみていくことが大事なよう気がする。

MRTAを批判的に取り上げる時、「犯罪者集団」という概念を避けることは可能である。「テロは良くない」「無関係の人々を人質に身代金を要求するなどは犯罪である」等々と常識に訴えるのは簡単であるが、現実は常識を越えてはるかに複雑怪奇なのである。ニカラグアで1979年に政権をとったゲリラ組織「サンディニスタ」も「テロ集団」と非難され、「人質作戦」も展開した。しかし民衆の支持のもとでゲリラ戦に勝利し、政権を獲得した。かれらの取った「人質作戦」とMRTAの「人質作戦」とを区別し、一方は「正義」であり、他方は「犯罪」と判断するのは、私にはむずかしい。MRTAが犯罪者であるか民衆の利益の代表者であるかの評価はペルーの民衆に任した方がよい。ペルーの民衆が支持すれば、彼らは生き延びるであろう。支持を失えば消滅するしかない。

(河合恒生 岐阜経済大学)

◆北朝鮮高官亡命を見る視点

だれも指摘しない2つの疑問

北朝鮮の最高指導層の1人黄長燁の亡命、大量の餓死者の予想される食糧危機、日本人少女の拉致など、北朝鮮をめぐる動きが急を告げている。何が問題なのか。

北朝鮮問題専門家の多くの解説が出回っているが、たいへん大事な問題なのにどの専門家も指摘しないことが2つある。

1つは、腹がへってはいくさができないというのは常識。なのに、なぜあの国は戦争ばかりにしがみつくのか。最近も中・長距離ミサイル・ノドン1号を配備するなどしている。

2つ目は、北朝鮮はかつて戦争をして国土のほとんどを破壊されたアメリカと仲良くしているのに、なぜ同胞の韓国と和解できないのか。

結論からいうと、腹がへっているから韓国と対決し、戦争の構えでいくしかないのだ。

理由はこうだ。北朝鮮の建国以来のすべての政策は、韓国にどう対処するかを軸にとらえられてきた。北朝鮮には南朝鮮開放という大目的がある。しかし、ソ連崩壊後は武力解放は夢物語となった。しかばそれを放棄して和解するしかない。

いま仮に和解政策をとったとする。金正日氏がソウルに行って、金泳三大統領とにこやかに握手し、おおいに仲良く同胞愛の立場で交流しようと取り決めたとする。韓国からコメ100万トンぐらいはたち

まち入ってくる。日本政府も、朝鮮半島の平和と安定に役立つと50万トンぐらいは気前よく出すだろう。国連や他の国もそれにならうだろう。

ところがこれが金正日には命取りになるのだ。「南朝鮮の人民はこんな白米を食っているのか…」。北朝鮮の人民の驚きとショック。私には目に見えるようだ。北の人民が1日1食の空き腹でもがんばっているのは、南朝鮮人民解放のため、という大儀があるからだ。ところが、解放されなければならない韓国の庶民は、北の人民が口にしたこともない白米を毎日食っている、飽食のあまり犬や猫まで糖尿病、ダイエットで1日1食の娘さんもゴマンとい——ということわかったときの北人民はどうするか。「われわれはだまされていた！建国以来50年間の耐乏とがんばりはすべてだまされた無駄な努力だったのか！」となる。怒りは金正日や朝鮮労働党の貴族たちに向かう。かれらは人民の手で処刑されるのは必至である。

鎖国政策しかとれない金正日

金正日にとって、自分を処刑場においやる政策などとれるわけがない。ウソで塗り固めなければならない。「わが人民軍にもコメがない。この事実をアメリカ軍が知れば攻め込んでくるだろう。そうなれば人民はまた奴隸にされるぞ。あの朝鮮戦争のときのやつらの蛮行を思い起こせ」と人民にこう話してやれと金正日は96年12月7日

の秘密演説で指示している（『週刊文春』4月3日号で私の翻訳・解説で紹介した）。いまやアメリカは重油やコメなどを援助する北朝鮮のスポンサーになっていることを人民にはひた隠しだ。

金正日には鎖国政策しかない。それを維持するには嘘で固めるしかない。人民が餓死しようと、韓国と和解し、開国政策に転じることができない。ハリネズミのように武装し、人民に戦争の危機をあおり、ひきしめるしかない。

私がこういうと、いまの世の中で情報統制ができるのか。韓国が発展していることは北の庶民も知っているのではないか、とよく聞かれる。私もそう思っていた。1972年に赤旗特派員で平壤に行つてはじめて私の認識の甘さを思い知った。あまりにも貧しい、日本の敗戦2、3年ぐらいの生活状態だった。外国人には専用の小さな店があったが、魚好きの私が海の魚に1年間1度もお目にかかったことがなかった。近くの養魚場でとれた鮭だけであった。焼き肉をしようとしても炭もなければ、金網もない。肉は歯の立たないほど堅さである。肉は一般庶民には金を出しても買えない高嶺の花である。

そんな状態で韓国と自由に交流を許せば、故郷が北朝鮮の500万人の離散家族がどっとやってくる。ハイテク機器もお土産に持ってくる。いやおうなしに自分たちが貧しく、人間以下の生活しかしていないことがわかる。不平、不満がでる。

朝鮮戦争で生き別れになった肉親・夫婦たちがせめて安否だけでも知りたいと願うのは人情である。

手紙のやりとりや、南北の境界線上の板門店に面会所をつくるくらいはわけないことと思うが、それが金日成、金正日たちには命取りになる。このことも平壤に行ってはじめて納得した。私の想像を超えた世界だった。

韓国との和解しか 國を救えない

韓国に対し鎖国か、和解かの2つの道をめぐって、北朝鮮が和解政策に踏み切ろうとした時期もあった。金日成主席が、94年6月にカーター元米大統領夫妻を平壤に招き、大同江で船遊びをしたりして緊張緩和の姿勢を見せた。その1ヶ月後の7月25日には金泳三大統領を迎えて首脳会談を行う予定になっていた。しかし、7月8日に金日成氏は急死した。死因は心筋梗塞に心臓ショックを併発したというのが公式発表である。亡命した黄長燁氏によると、金日成は金正日との激論の後死んだとのこと

である。真偽のほどはわからないが、いまとなっては符節があう。金日成の生前最後の演説は、死の2日前の7月6日に行われた。これがいわゆ「遺訓」である。経済の根本的立て直し、その前提としての韓国との緊張緩和を強調していた。これが金正日には致命的打撃になる。激論を交わしたというのもうなづける。

金日成の死後、金正日はこれまでのチュチエ（主体）思想にかわって「赤旗思想」というものを打ち出した。革命の指導部を決死的に守り、全人民が総爆弾となる「自爆精神」で武装せよという狂気のスローガンである。ここまでいくとついていけない幹部もでる。それに対し金正日は、党は何もない、食糧不足で、無政府状態になっている、と自分の責任は棚に上げて党と政府の幹部を避難する。金日成の3年喪明けには大規模な静肅を秘密演説で予告した。黄長燁の亡命はこうした中で起きた。いずれ彼は金正日に殺されるか、

住民蜂起で殺されるか、どちらしかなかった。

今後の情勢は、きわめて緊張した局面が予想される。住民の大規模な食糧暴動や軍隊の出動による流血事態、一部の軍が住民の側に立った場合、内戦状態も予想されている。こうした混乱と流血なしに北朝鮮の住民を飢餓から救い、民族和解の大方策を打ち出すにはどんな手があるのかが、いま多くの人々の関心事である。毛沢東の死後、間髪を入れず4人組を逮捕し、改革・開放政策に転じた中国の例が想起される。中国をはるかに上回る人民の無権利状態の北朝鮮では民衆主導の改革は困難だ。軍上層部の手による鋭利な外科手術しかない。黄長燁氏が真に祖国と人民のために生きようとするなら、そのために動くべきだった。敵前逃亡といわれるゆえんである。いずれにしろ喪明けの7月が大きなヤマとなるだろう。

（萩原遼 ジャーナリスト）

◆変貌するインド経済

転換以後のインド経済

91年の新産業政策への転換以後、インド経済は急速に拡大、発展しつつある。特にビジネスの世界においては、自由化されたその巨大な市場に多くの興味が集まり、様々なかたちでの報道がなされている。日本では未だに欧州に水をあけられている感のあるインド投資ではあるが、多くの都道府県の

商工会議所からミッションがひっきりなしに送られている状況を見ると、日本からのインド投資はこれからさらに加速化していくものと思われる。現に筆者の住むカルナタカ州においても家電、コンピューター関連の日本人が増えてきており、ソニー、ナショナルのテレビ分野での100パーセント外資認可後、実感として日本人の数、活躍は増加、拡大してきている。9億を越える人口、そして21世紀に

は中国を越える規模となるといわれる巨大市場、植民地時代からの伝統を受け継ぐ、レベルの高い科学と技術、多くのエリートが欧米で教育を受けているという現実からくる、西洋的ビジネススタイルの浸透。不透明、不確かな部分の多い中国市場と比べ、よほどビジネスのしやすい国、ということなのだろう。

しかし、その経済的発展が決してインド全体の発展、格差のは正につながっているわけではない。各州毎の、そしてカーストごとの格差はむしろさらに大きくなりつ

つあり、そしてそれは政府の政策と絡み合い一筋縄ではない複雑さを持つ。

経済の発展がどのようにその社会に影響をおよぼすのか、とくにインドを見る場合には日本とは大きく異なるその社会条件に対する理解が必要となる。ここでは筆者が現場で感じたインド理解に必要な、そして日本人的感覚では理解しづらいいいくつかのポイントについて述べたい。

カースト制度

第1にカースト制度、ジャーティに関する理解であるが、それを縦の序列ととらえ、差別、搾取のシステムとしてのみとらえることは、インド伝統の社会構造とそのうえに根ざす現在のインド社会の変化を考える上では大きな誤解であり、障害であることを指摘したい。カースト研究に関しては多くの著作があるが、私はそれを相互扶助のシステム、コミュニティの形としてとらえる説がもっとも現実に近いものなのではないかと思う。カーストはなるほど不可職賤民の規定など差別の構造を含むものではあるが、例えばなんらかの理由で障害をもつて至ったものが、そのコミュニティに属する限りは社会的保証を確保することができるなど合理的側面に目を向けることが重要であり、そうした彼らなりの風土と文化に根ざしたシステムが実際にインドの70パーセント以上を占めるといわれる農村部では機能し、有効であるという事実を理解しなければならない。こうした各コミュニティの集合体がネットワーク的に社会を構成してい

る、と私は考える。しかしこれがイコール地図上にイメージされるところのインドではないところにインドのややこしさがある。

インド世界の大きさ

第2はインド世界の大きさである。ヨーロッパと同規模のサイズの土地に日本、アメリカ、そしてヨーロッパを足したよりもさらに多くの人々が住む国。こうした“大国”インドを考えるとき、我々日本人が例え東南アジア一国を理解するのと同じような視点でインドを見ようとするのならば大きな落とし穴に陥る可能性があることを忘れてはいけない。その意味でインドの経済ではなくヨーロッパ経済といったサイズの視点が必要なのではないか。

インド社会の問題点

最後に、以上2つの点に関して、インド社会の持つ問題点を簡潔に述べたい。第1点はカーストに関わるものであるが、現在の経済発展のなかで、今までそれなりに機能していた農村社会の構造、ジャーティが急速に資本主義システムに取り込まれているということである。元々そうした経済システムになじまないジャーティの構造が、なんら発展の恩恵をうけることなく底辺に組み込まれていく、ネットワークの縦への変容が進んでいると感じる。多元性、多様性のインドにおいて一部のものでしかない発展がその反動として、それについてこれない貧困層を拡大させていく。そうして解体された伝統性はもはや合理性を失い单なる

差別、搾取のシステムとして人々を苦しめる。この問題は途上国に共通して見られるものであるが、インドではその傾向が加速しているように思われる。

第2点はかなり抽象的になってしまふがインドとは何か、つまりインドを統一する原理は何か、ということである。インドは多様性、多元性、そして多民族の世界である。インドという何か統一された概念がある世界ではなく、様々な要素がインドという国境の枠のうちに混在する世界、それがインドである。それをあえてインドとくるものは何なのか。経済発展に伴いそれら要素がきしみながら、少しずつ解体に向かっているのではないか。各カースト、州の間の格差が拡大するなかで、インド政府はいかに国内の矛盾を解決するのか。独立後、インドをまとめたナショナリズムの在り方が問われている。

政策転換後5年が過ぎ、発展の成果とともに、その問題が表面化しつつある。インド国内のみならず海外のメディアにおいてもその反動が心配されている。昨年度のBJPの選挙での勝利は、国民会議派（コングレス）ではもうまとめきれなくなったインド、過渡期にあるインドのある意味での成熟、ある意味での混乱を表している。世界の経済の大國として中国とともに今後経済的、政治的にインドの持つ意味は重くなってくるはずである。日本においてもビジネスの視点からだけではなく、社会科学の視点からのインド理解がより重要性を帯びてくるであろう。

（泉谷晃）

◆重油流出事故の残したもの

久美浜の海岸

1月2日、「ロシア重油輸出タンカー、ナホトカ号沈没」、新聞が報じたのは小さな記事だった。それが、こんな大きな問題に発展するとは、全く想像もしていないことだった。

1月7日、8日、9日と、新聞記事もだんだんとエスカレートしていった。久美浜町では1月8日、「町災害警戒本部」を設置して、警戒体制にはいったが、翌9日には、重油の漂着が町内の海岸にも出始め、急遽「町災害対策本部」に変更、体制を強化し始めた。

久美浜町の海岸線は、兵庫県の豊岡市から京都府網野町に連なるまで延長、8kmの海岸であり、そのうち旭、浦井地区を除いて4kmは白砂の堆積による美しい海岸線で近年、松食い虫による被害は始めているものの、青い松葉が連なり「小天橋」と呼ばれる海岸である。特に、その砂の付近は「箱石」地区といい、今も海流の関係だろうか、朝鮮や中国、場合によっては東南アジアなどからの漂流物も絶え間なく流れ着き、貝類の種類も多い。また、中国錢の発掘で有名になった弥生文化を中心とする埋蔵文化財の遺跡もあり、文部省の指定も受けている。

さらにこの浜には、今では日本でも少なくなった希少植物の「トウティラン」の群生地もあり、「ハイネズ」などとともに、京都府植物200選にも指定されている。箱石から湊にいたる海岸は、こうした

海岸である。

この浜に、ナホトカ号の事故による重油の流出に伴う漂着が始まつたのは、1月8日から9日にかけてであった。

岩場の兵庫県境から網野町境にある箱石まで全面的に漂着が始まつたが、わけても強かったのは、箱石地区を中心とする地域一帯であった。白い砂の波打ち際に、どす黒い重油が1mから2mの幅で、帯状に付着していった。岩場には、この時期、採集される「岩ノリ」をおおって岩全体に付着していった。

除去作業

地元では、町行政当局、小天橋観光協会、漁協、住民代表（区長）などでつくる災害対策本部が設置され、町職員の50%、漁協、区民の動員による除去作業が早速始められた。先日来の荒れ模様による強い北風の中で、寒さに体中を縮ませながらの作業であった。シケに打ち上げられた漂流物や海藻類にベットリと付着した重油。用意された回収用のゴミ袋にすぐに満杯になった、数百個もの袋が海岸に並べられる。でも、これはこのまま放置したのでは一晩のうちに波によって、また海の中へ逆戻りしてしまう。少なくとも波打ち際から数10メートル離れた方に移動させなければならない。作業に来た人たちが列を作つて、手渡しで移動させる。疲れた両腕に回収袋の重さが、ずっしりこたえる。このときばかりは、防寒に包んだ

体に今度は汗が流れ始める。

こんな作業が10日も、11日も続いた。だた3日ぐらい経つと、表面には油塊の姿は見えなかった。どうしたんだろうと思いながら砂浜を歩くと、異様な足の感覚が伝わる。何だろうと思って、20cmから30cmぐらい掘ってみると、なんとそこにもたしても帯状になった油の層があった。砂をはねのけては取り除いていかねばならなかつた。2、3日前より作業はいっそう困難になつていった。そして、4日目、5日目、この油塊の層は、波によって、打ち上げられる砂によってさらに深くなつた13日には、箱石地区では60cmもの砂を取り除かないと油の回収もできないまでになつた。こうなるともう人力では、なかなか困難になつてきた。

こうしたなかで、他地区、民主団体、ボランティア団体からのボランティアも日増しに多くなつていった。一方、特に地元漁民、民宿経営者の中からは、連日の動員で体の疲れがたまるだけでなく、本来の営業活動にまで影響が出始めてきた。

国・自治体への不満

「海岸地区の住民たちだけではなく、町内の全地区にも協力を呼びかけてほしい」、「せめて動員された人に、日当の補償をしてほしい」、「なぜ油回収船が、日本海には配置されていなかったんだ」、「海上回収こそが被害を防ぐ方法だったのに、国や府、町の対策は本当に手遅れだ」、こんな不満があちこちでささやかれ、だんだんとその声は大きくなつていった。

そんな中、共産党の寺前衆議院

議員、西山参議院議員をはじめ京都府議会議員団なども相次いで来町、現地視察や関係者との懇談などに取り組んだ。町内の町議会議員もこれらの活動に参加し、町当局に、府・国に住民の意向を受けて次のような要望として整理し、要求した。

重油流出事故に関する要望事項

1. 重油の完全除去へ、地元任せではなく公的作業員を配置するよう、府、国へ要望すること。
2. 新たな重油漂着を止める対策を府、県に要望すること。
3. ボランティアの健康管理と安全対策について万全を払うこと。
4. 重油除去にともなう作業補償と被害補償について、府、国の

5. 日本海への重油回収大型船の配置を含む、再発防止策について、府、国に要望すること。
6. 今回の災害について、災害対策基本法の適用を国に要望すること。

(岡下宗男 久美浜町民)

◆劣化ウラン弾発射事件

「占領下」の事故

劣化ウラン弾発射事件が発覚した直後、「筑紫哲也ニュース23」の「多事争論」において、氏は「矛盾」という言葉を引き出していた。劣化ウランは重い元素で硬い金属のため、戦車の装甲に使うと砲弾をはね返す。逆に、砲弾の弾頭に用いると戦車に穴をあける。「もっとも丈夫な盾を貫く矛」、戦争の具は古今東西この矛盾のなかで破壊力を増してきたと指摘している。

在日米軍が、沖縄の鳥島に劣化ウラン弾を大量に撃ち込み、しかも、1年間も通告しない。このことに、大田沖縄県知事は「アメリカは沖縄がいまだに占領下にあると考えているのではないか」と告発している。

アメリカが、1年間も報告しないことや、日本政府が、1ヶ月も県民に知らせないのは「できれば知らせなくて済めば」と考えているからである。

以前にも多くの実例がある。1969年7月、米紙（ウォール・ストリート・ジャーナル）が、「沖縄・米

軍基地でVX神経ガス漏れ事故発生、それを吸った要員が病院で手当を受けた」と報じたことで、始めて沖縄に毒ガス貯蔵が暴露された。

また、86年11月と88年7月に、嘉手納基地でPCB汚染事故が発生していた。この事故が明らかになったのは、米国の情報自由法によってであるという（以上2例は『沖縄タイムス』より）。

今回の事件について、重大なことがある。そのひとつは、外務省が発表した「米側説明」と「参考資料」である。誰が読んでも矛盾していることが明らかだ。アメリカは、「個々の劣化ウラン弾は初期のカラーテレビよりも放射線のレベルが低い」ことを強調し、「健康・環境に対する危険は有しない」としていることである。そうならば、なぜ、「通常兵器たる弾薬と分類」し、アメリカ国内でも「特定の射爆撃場においてのみ」使用するのか、さらには、日本の演習場では「使用を禁止」しているのかである。社民党の参議院議員が、アメリカ大使館に申し入れたさい、大使館は、「乗員は劣化ウラン弾と

認識して発射した」ことを認めたそうである。それが本当なら、カタログの記載ミスによる「誤射」との公式説明では済まされない。

まさに、大田知事のいう「占領下」においてのみ通用する説明であろう。

日本列島を飛び回る米軍機

もうひとつ指摘することがある。それは、今回の劣化ウラン弾の事件は、「日本の南の果ての沖縄の、そのまだ先の鳥島」での出来事と思っている人が多いのではないかということである。

米軍機による射撃爆撃訓練は、「どのようにして実施」されるのかという疑問をもったとき始めて気づくことがある。実は、鳥島まで基地を飛び立ち訓練を行うという単純なものではない。基地とは、嘉手納・岩国・厚木、さらには三沢などで、日本列島の各地から「実弾」を抱えて鳥島まで飛行し、しかも、そのさい、低空飛行訓練まで実施しながらである。在日米軍司令部が作成した『低空航法訓練ルート』（94年3月付）は、まさに、日本列島を飛び回っている。

記憶に新しいものとして、1994年10月14日、高知県早明浦ダム付

近に墜落した米軍機は、事故報告書のなかで「厚木を飛び立ち、二つの低空飛行訓練ルートから岩国へ、さらに一つのルートを飛行した後、鳥島で爆弾投下訓練を行い、嘉手納へ向かう予定」であったと

報告している。

なぜ、こんな屈辱的なことが放置され容認されるのか、在日米軍の事故・犯罪は一向に収まりそうにない、基地があるかぎり沖縄県民の苦しみは続くことはもはや許

されない。

「在日米軍基地を撤去させよう！海兵隊は、沖縄から日本から、でていけ！」の声と運動をさらに大きくしていくことが望まれる。

(田中三郎)

◆大学教員任期制法案、国会提出へ

「大学教員の任期等に関する法律」案の問題点

政府は4月8日、「大学教員の任期等に関する法律」案を閣議決定し、国会へ提出した。まず、その内容をみてみよう。

第1条（目的）では、「この法律は、大学等において多様な知識又は経験を有する教員等相互の学問的交流が不断に行なわれる状況を創出することが大学等における教育研究の活性化にとって重要なことからかんがみ、任期を定めることができる場合、その他教員等の任期について必要な事項を定めることにより、大学等への多様な人材の受入れを図り、もって大学等における教育研究の進展に寄与することを目的とする」とある。

本法案は、大学審議会が、1996年10月29日、「大学教員の任期制について」という答申をまとめたことを受けたものである。答申では教育研究の活性化のためには「教員の流動性向上」が重要であり、そのためには任期制を導入するという論理に対して、法案では「学問的交流」「多様な人材の受入れ」をその目的としている。なぜ「流動化」「学問的交流」「多様な人材」

なのか、その理由、状況認識は答申においても法案においても明らかにされていない。マスコミ等による「ダメ大学教員」という議論もあるので、何となく「流動化」「多様な人材」により「ダメ大学教員」を排除したりすることで、大学の教育研究が良くなるのではないかと漠然と想像しているにすぎない。現状においても、教員の流動性は図られており、多様な人材の受け入れや学問的交流については、とくに近年充実してきている。大学における教育研究の進展のために何が求められるのか、そのために教員の任期制は必要なのか、

あらためて考え合うべき点である。

つぎに、第2条（定義）では、この法律での「教員」は「大学の教授、助教授、講師および助手」とし、また「任期」とは「当該期間の満了により退職することとなるもの」のこととしている。

教員の定義が助手から教授まですべてを含むということは、すべての大学教員が不安定な位置に置かれうるということを意味する。そして、任期は雇用契約期間満了にともなう自動退職を意味するので、教員は法的措置に訴えることも何もできない。

米国では、学校法人理事会等による不当な処遇、退職に対して、大学教員の権利と学問研究の自由を確立する運動が広がり、テニュ



ア制度が広範囲におかれるようになった。若手教員はたしかに任期制のもとにおかれているが、一定の努力と業績を示せば終身在職権を得ることができるという明確なルールが存在しているのである。それであっても、近年、研究者のポストが少なくなってきたために過当競争の状況にあり、Burn Down 症候群に陥る（過酷な研究教育により燃え尽きてしまい、その後病気になったりしている）若手研究者も少なくない。

第4条では、任期制を導入するにあたり、つぎの3つ、すなわち、「一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。

二 助手の職で自ら目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき。

三 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき」を挙げている。

3番目のものはすでに現行法で可能なものであり、その研究教育計画、したがってその職務・ポストそのものに年限がある場合、ポストそのものがなくなれば退職せざるをえないことになる。

2番目のものは、現行の助手が実態は教育に携わっているにもかかわらず、研究業績での競争をさらに強めるものとなるのであるし、若手研究者がじっくりと腰をすえて研究する機会を奪うものになりかねないという意味で、若手研究者の育成につながるどころか、逆

に育成を阻害することになることも予想される。

そして、1番目のものは、實際にはあらゆる大学組織が該当するということも可能な包括的なくくり方であって、任期制が効果を持ちデメリットが少ないケースにのみ限定するという趣旨からははずれるものである。

さらに第4条2項には「当該任用される者の同意を得なければならない」としている。しかし、任用者が不同意の場合、任期制を適用しないで採用されるわけではなくしてない。この場合、ただ採用されないだけである。つまり、募集・採用の際に任期制を認めることが前提にすることになるだけである。したがって、この規定が任用されるものの権利を擁護することになるわけではない。

第5条では、私立大学にも任期制が適用可能になるむねが記されており、同5項には「任期は、教員が当該任期中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）にその意思により退職することを妨げるものであってはならない」とある。

これは任期（1年を超える）を定める労働契約を結ぶことを禁止した労働基準法第14条の解釈改悪にほかならない。つまり、この規定により、雇用者側の免職権の濫用を抑制するなど労働者の権利を保護してきたにもかかわらず、この規定はあくまでも労働者が長期に不当に拘束されることを防止する趣旨である。したがって期間中いつでも労働者の自由意志で退職できるのであれば、任期を定めた雇用も適法であるというのである。この解釈改悪の対象は、当然、大

学教員にのみ限定されるのではなく、すべての労働者に波及することは必至である。そうなればパート労働者のみならず、常雇い労働者の多くまでが不安定就労状況におかれることになるのである。

任期制が導入されたら

法案の直接の問題点に加えて、実際にこの法案が成立したらどのように運用されるだろうか、そのあたりを具体的にシミュレーションしてみる必要がある。

たとえば、任期制はそれぞれの大学の判断で実施するのだから、導入しなければよいという考え方がある。しかし、この間の大学間の「改革」競争のなかで任期制を目玉にする「改革」が「自主的」に行なわれる可能性は非常に高いし、政府文部省もそのような「改革」に対して特別の財政措置や教育組織の認可等を行なって誘導するであろう。

そして、いったん、任期制が導入されれば、人事に関わることだけに現在の大学の抱える問題が集中すると考えられる。すなわち、「大学改革」に熱心な大学はつぎなるセールス・アピールとして積極的に任期制を含む教育組織の具体化をすすめるであろう。教授によるボス支配の強い教育組織では、助手等の使い捨て傾向がいっそう強まることが予想される。派閥等の対立が鋭い教育組織では、それが恣意的に任期制が持ち込まれ、学問研究の自由が侵害されることがありうる。研究を第一義的に重視する教育組織では、短期的な研究業績のみをもって評価が行なわれ、地道な時間のかかる独創的

な研究、学部教育や教養教育、社会的貢献などをいっそう軽視して切り捨てる傾向に拍車がかかる。そして若手研究者の育成につながるどころか、逆に高ストレスにより彼らの精神荒廃をもたらすと思われるし、それを見越して研究者

志望の学生を減らすことになりかねない。このようにシミュレーションしていくと、うまくいくケースの方が例外的だと思われる。

科学研究・高等教育の世界に競争の原理を徹底することが何をもたらすか。それに対して期待を持

つ大学人も少なくないだけに、大学のあり方そのものをきちんと大学人一人ひとりの問題として問い合わせ、真剣に語り合うことが大学人の緊急課題である。

(若林靖永 京都大学)

◆ NKKの高炉再稼働

1997年1月29日、NNKは主力の福山製鉄所で休止中の第2高炉を98年末に再稼働させるとの計画を発表した。高炉各社は1970年代から業界協調のもと一貫して設備集約化を進めてきており、ピーク時(70年)には62基稼働していた高炉稼働数は、現在では30基まで減少している。国内で稼働高炉基数が増えるのは、20数年ぶりのことになる。

高炉再稼働に転じた背景には、超円高時に失った国際競争力が1ドル=120円への円安と経営のリストラで復活してきたとの実感がある。93年度に高炉大手5社すべてが赤字経営に転落した時、「1ドル=90円になっても国際競争が可能な態勢の確立」を目標に掲げ、大規模なヒト、コストの「合理化」を推進してきた。

94~96年度で中期合理化計画を遂行してきた新日鉄、NNKでは、いずれも数値目標を超過達成する見込みである。新日鉄は目標として掲げた3000億円のコスト改善を

達成する見込みであり、ヒトの面では鉄鋼部門での7千人削減による2万人体制も96年度上期に達成している。NNKも人員削減は当初予定の5800人を1年前倒しで達成し、追加目標の1700人も96年度末までに達成する見込みである。しかし、これまで減量合理化の「果実」が販売数量の減少と価格低迷によって相殺されるという「悪循環」に悩んできた。

目標値より2割以上も円高に振れた最近の為替水準は、大変な追い風になっている。1ドル=110円(825ウォン)で野村総合研究所が試算した日韓コスト比較によると、日本を100として韓国の浦項総合製鉄は91であった。「120円ならFOB(本船渡し価格)の競争力でも浦項に追いついた」との指摘もみられる。大手5社の合計では、1ドル当たり1円の円安で為替差益は約25億円になる。さらに、輸入鋼材の流入激減による国内市況の上昇効果では、きわめて大きいものが期待できる。仮に、1トン2千円の値戻

しが実現できれば、1千億円近い利益が転がり込むことになる。

一方、アジアの鉄鋼需要は、今後も年間3%強の伸びを続けることが見込まれており、2000年には消費量が日本の4倍以上に達する見通しである。日本の高炉メーカーが業界協調で設備の縮小・廃棄を進めてきたこの20年間に、韓国の浦項総合製鉄に代表される新興勢力の台頭がめざましく、浦項の生産能力は今世紀中に新日鉄を抜いて世界一になる見通しである。「業界協調にこだわっていては最大の成長市場のアジア市場を奪われる」との危機感が、休止高炉の再稼働へと走らせた。

今回の動きは、業界協調による縮小路線からの初の離脱となり、同様に休止中の高炉の再稼働を検討するところが出てくるとも考えられる。しかし、業界協調路選がこれを契機に一気に崩れていくという見方は皮相であろう。また、円高下で進めてきた高付加価値製品へのシフトや現地生産の拡大の戦略との整合性なども問われてくることになろう。

(十名直喜 名古屋学院大学)

731部隊研究の現在

今回は、高知で731部隊の研究をされている、高知県731部隊研究会の太田紘志さんに、731部隊研究の現在、平和運動の今後の課題などについてお聞きしました（1997年3月22日、聞き手=石上秀昭）。



OHTA Hiroshi

太田 紘志

「731部隊展」の開催

——この研究会設立の経緯についてお聞かせください。

太田 この研究会をつくる以前に高知で「731部隊展」を開きました。中国から731部隊の展示品を借りてくるグループができ、そこから借りるというかたちで、全国各地で開催の計画が立てられました。開催された各地で大きな反響をよび、高知でも開催しようということになり、その実行委員になりました。全国で40ヶ所ぐらいで開催され、入場者は20万人を超ました。

——太田さんが参加することになった経緯についてお聞かせください。

太田 私は、1943年10月、旧満州（現中国黒龍江省）の北安の少し南の方の拌泉県で生まれ、敗戦の翌年に引き揚げてきました。その頃を含めて全く記憶はありませんが、中国（特に旧満州）の言葉を聞くとすぐに反応してしまいます。1991年に中国に行くチャンスが来ました。「平和資料館・草の家」の主催で、中国・平和の旅に行くとのことでした。その時は、平和運動が

「被害から加害、そして抵抗」にまで大きく発展しようとする時期であり、「中国の旅」はまさに時を得ていました。中国に行って、旧日本軍が中国に対してどのような「三光作戦」をとったのか、その遺跡を訪ね、証言を聞くという内容でした。

貴重なお金と時間を使っての「つらい旅」でもありました。91年は「高知の部隊」がたどったコースを訪ねましたが、一緒に行った方の中には旧連隊の書記をしていました、当時の現役兵もいました。

彼は「虐殺や略奪、ましてや三光作戦はなかった」との立場でしたが、連日その思いを打ち砕かれる旅となったわけです。

現地に行くと、「この地は、血と肉があふれた」との証言が相次ぎました。その後、この旅の成果は、「草の家ブック」として記録され、出版されています。

高知での「731部隊展」の宣伝ビラを配っているところの新聞内容に、私の写真が出ました。それがきっかけで、私の叔父が731部隊のハイラル支部にいたことがわかり、びっくりしたものでした。

ハルビンに731部隊の本部がありましたが、その支部が中国各地に存在しており、そこでは20歳前後の青年たちが、実験用のネズミなどの小動物を捕獲・飼育していたとのことです。四国各県からも多くの青年たちが召集されていました。また、その731部隊の実験に参加させられたという方が名乗り出たこともあります。「非人道性」が明らかにされつつあります。

——「731部隊展」を実際に高知で開催した反響はどうでしたか。

太田 大勢の方に見に来ていただき、感想文も小学生からお年寄りまで、非常にたくさん寄せられました。その後、私が編集した感想文集をつくりました。その内容は、「初めて知りました」、「衝撃を受けました」、「戦争は2度としてはいけない」、「731の犯罪性についてよくわかった」、という感想が多数寄せられました。

この高知での「731部隊展」の成功によって「731部隊研究会」をつくりました。

毒ガス展示会の開催

『悪魔の飽食』で有名になり、悪名を広げた731部隊に関しては、生体解剖から毒ガスまで非人道的な実験を繰り返したことはよく知られていますが、いまだに解明されていない731部隊の実相があります。それが「毒ガスの製造・実験・使用」です。

731部隊展の成功を受けて、その後元部隊員の聞き取り調査や731部隊の実相に迫る研究を続けているうちに、次の課題として「毒ガス」が浮上してきました。「毒ガス」は、広島県の大久野島でそのほとんどが製造されていたのです。しかも、その原材料の一部が高知から送られていました。

戦後、これらの毒ガスが大久野島周辺をはじめ、土佐沖にも海洋投棄されたとの事実が明らかになっています。土佐沖に海洋投棄されている事実が判明したとき、私たちは驚愕しました。この事実からも、毒ガスについての展示会をどうしても成功させなければならないとの思いに駆られました。展示会の準備を精力的に進め、マスコミ多くの記事を掲載しましたが、残念

ながら「731部隊展」ほどの参加者を得ることはできませんでした。それでも大きな反響があったことは、言うまでもありません。

中国に200万発の遺棄ガス弾

中国には、旧日本軍が遺棄した毒ガスが200万発以上存在し、現在に至っても、中国国民や環境に多くの被害を与えています。昨年発効した「化学兵器禁止条約」によれば、遺棄毒ガス弾は日本の全責任で完全に処理することが義務づけられています。今後は、被害者の救済とともに重大な政治問題となってきます。

高知では「土佐沖の海没毒ガスを調査する会」を発足させました。今後は、海洋投棄された毒ガス弾の調査をするとともに、安全に処理し、安心して生活できる良好な環境を実現することを、政府や関係機関に要求していくこととしています。

もちろん、同時に中国に遺棄した毒ガス弾の調査・処理、住民や被害者の救済をも要求していきますし、中国人が日本政府に訴訟を起こしている、「戦争被害の保障をする」裁判の支援も続けていくことにしてます。

——具体的な研究方法はどのようなものでしょうか。

太田 主に聞き取り調査です。栗原さんが研究会の会長で、日本で一番たくさんの731部隊元隊員に会っています。部隊の中核部にいた人も含めて、いろいろな階層の人と会っており、70名以上と会っています。

そのほかに、今までやってきたことは、中国から日本に来た人に高知まで来ていただき、研究会の主催で講演会をやったり、高知の731部隊の関係者と会っていただいたりしています。

——研究の過程で感じたことなどがありましたら、お聞かせください。

太田 これは、栗原会長と話したことですが、直接手を下していない人はあまり罪の意識がありません。しかし実相を知るにしたがって、「やはりすごいことをした」と動搖したりしています。

ところが逆に中核にいた人は、平気です。学

長をやつたり、公職についたりしていて、罪の意識がありません。731部隊での実験は「日本の医学の進歩の役に立った」と公言する人もいます。

平和運動の今後のあり方

——731部隊を現在、研究することの意義をどのように考えておられますか。

太田 これは731部隊に限らず、今後も二度とこのようなことを日本がしないために必要だと思います。日本政府は正式に謝罪をしていませんし、中国人に対する賠償の裁判も始まっているわけです。さらに最近では、藤岡信勝氏らを中心とする歴史の真実を覆い隠す「自由主義史観研究」なるグループが出てきています。これらは、日本がいかに戦後処理をしていないかという証ですから、今後もこのような活動は大事だと思います。

——今後の平和運動のあり方については、どのようにお考えでしょうか。

太田 これまでの日本の平和運動は「原爆反対」など、被害者の立場から運動が組み立てられてきましたが、今後は、日本軍がどのような加害行為をしたのか、さらに戦争に反対し、抵抗をしてきた人々などの研究が必要だと考えます。

被害というのはわかりやすいわけです。私たちが実際に中国へ行って、日本軍が何をしたのか聞きにいきます。行ったとたんに、あるところでは「もう日本人の顔も見たくないで、帰れ」と言われるところから始まります。

日本軍が中国で行った「三光作戦」というのは目の前で繰り広げられたものです。その家まで入って来て、銃剣で刺したり、殺したりしているわけです。間近に経験しています。もちろん、他人がやられただけではなく、話をしてくれる当の本人もやられているわけです。私が一番最初にあった人は、おなかに壊死した部分がありました。それはお母さんのおなかの中にいたときに、日本軍に銃剣で刺されたためです。その人のお母さんは死に、その人が生まれてきたのです。実際に、目の前に敵が来てやられる、記憶の残り方が鮮明なのです。

中国の人も東南アジアの人も、かつて日本が何をしたか、学校教育や家族から学んでいます。ところが、日本人は学校でも家庭でも、その真実を知らされていません。アジアの方々と話をすれば、そこには認識の差が出ます。中国や東南アジアから来る留学生は、日本にいいイメージをもって来ていません。加害の問題をきちんと整理して、戦後補償や謝罪をしなければ、世界の一員になれないのではないか、というのがわれわれの共通した認識です。

従軍慰安婦の問題を、教科書に載せざるをえなくなったのも、運動のひとつの成果ですから、学校教育も含めて、戦中、日本が何をしてきたかを国民にきちんと伝えていく必要があります。国際化といわれる時代に相手とのあいだに、乗り越えられないものが残っていきますから、加害の事実と抵抗の事実をきちんと伝えることが、現代の課題と教育であると考えています。

——本日は長時間ありがとうございました。

香港返還の歴史的意義 について

—ブルジョア民主主義か、
ブルジョア独裁か？—

香港がイギリス統治下でもっていたブルジョア民主主義は、返還後には後退するのではないか？その場合、現在の中国は本質的には資本主義を目指しているのであるから、香港もまたブルジョア独裁のもとに包摂される可能性が高い。



SATO Susumu

佐藤 進

はじめに

外国に占領されていた領土が回収される。占領者との力関係の歴史的变化を示す出来事として、これは歴史の進歩の明瞭な表現である。しかし、外国の圧政から解放された民衆のよろこびがそこに十分に伝わってこないのはなぜか？民衆の中には、むしろ「新しい権力者に対するアパシー（無関心のよそおい）」がただよっているようである。他方では、新旧の金持ちが、新しい利殖の場面を迎えてにぎわう、特有の熱気——我々日本人が「バブル」の時期に感じたような——が香港を覆っている。あたかも「歴史的進歩」までが儲けのために商品化されてしまったかのようである。返還後の先取りとして、中国側から不動産の買いが入っているとか、返還前をひとめ見ておこうという香港観光ブーム

は日本人が主体であるとか等々が伝えられている。過去がどうであれ、香港の未来は他の誰よりも香港住民にとってのものでなければならぬ。いったい「返還」は香港住民にとって何を意味するのだろうか？

I

主権の返還

——古いタイプの植民地支配の終焉

香港返還は、第1に西欧がアジアに対して19世紀以前から行ってきた、古いタイプの植民地支配の残滓が消滅することを意味している。このことは、香港よりもっと古くから存続してきたポルトガル領マカオが香港に追随して中国へ返還されることとあわせて見ると、いっそうわかりやすい。

現在の香港は、香港島、九龍、新界地域、およびその3つの地域をとりまと島嶼から成り立つ

ている。以上の各地域は、1840年代はじめの阿片戦争で香港島、50年代後半の第2次阿片戦争（アロー戦争）で九龍半島、1898年に新界と島嶼というように、順次イギリスが清国から割譲あるいは租借を強制して領土としたものである。19世紀を通じ、西欧列強による中国への侵略と植民地化の動きの中で、香港はその要（かなめ）の基地として形成された¹⁾。香港返還にかんする中英合意（1984年）を受けて1990年に中国が決定した香港特別行政区政府基本法²⁾の前文に、「中国は共同声明に調印し、香港に対する主権を回復することを確認し、それによって香港を取り戻したいという中国人民の長きにわたる共通の願いが実現した…」と書かれている、「主権の回復」とは、19世紀型植民地支配が終わることを意味している。

アジアの他の地域においては、19世紀以前からの植民地支配は第2次世界大戦の終了とともに過去のものとなった。香港返還は、50年以上も前に他の地域ですでに達成された歴史的課題をおくればせに達成することになる。こうして香港史を眺める場合、日本人としてどうしても見落とすことができるのは、太平洋戦争の期間、日本がイギリスから香港を奪い、軍政をしていた事実である。そのことによって、日本はイギリスと共に、返還によって消滅する香港植民地の支配者として名を連ねているからである。しかし、そればかりではない。それに加えて、後述するように、日本軍政はイギリスのブルジョア民主主義的統治とは対照的な、独裁的・反住民的統治の実例を提供しているからである。

II

返還によって何が変わることか？

中国が香港の主権を回復するとして、その結果は香港の何が変わることになるのだろうか？基本法第5条には「香港特別行政区は、資本主義の制度および生活様式を保持し、50年間変更しない」と書かれている。すなわち、香港返還に

おいては、権力は交替するが、経済システムは変わらないことが宣言されているのである。すなわち、植民地支配者から圧迫してきた民衆が権力を奪い返し、植民地権力に癒着してきた買弁的グループあるいは階級を追放したり、抑圧したり、土地などの経済基盤を奪って民衆に分配するなどの、社会革命はここには無いのである。したがって残されている問題は、新旧両統治者の統治内容にどのような性質のちがいがあるか、その社会経済的（階級的）意義は何か、というところに集約されることになる。

イギリスと中国による統治のちがいは資本主義と社会主義のちがいではありえないだろう。50年という限定づきながら、中英共同声明にも、基本法にも、資本主義経済の維持が明言されているからである。言葉の上だけではない。今日の中国は内部において「改革」を推進しているが、その客観的内容は社会主義への接近というよりも資本主義経済の確立を目指している。したがって今の中国の指導者たちが抱いていると思われる暗黙の展望は、50年たてば社会主義というのではなく、50年もたたないうちに中国の資本主義化が完結するために、香港だけが資本主義で残ることにはならず、両経済は資本主義として同化するということであろう。我が国のエコノミストも「中国の香港化」という言い方で「中国の資本主義化」の予想してみせることが多い。しかし、それは現在実際に存在する傾向であるとしても、将来もいつまでも同じ傾向が続くというわけにはいかないだろう。資本主義経済の発展は様々な形での恐慌（資本主義の発展が自らの否定を生み出すことの現れ）をともなう。50年のあとがどうなっているかは——資本主義経済が恐慌をくり返しながら存続しているか、恐慌から新しい経済組織が（何らかの社会変革を通して）生まれているかは、けっきょくのところ、誰にもわからないのである。

III

イギリス植民地香港の ブルジョア民主主義

もう少しイギリスと中国の利害関係を詳しくみると、イギリスは返還が迫るにつれてブルジョア民主主義を強調するようになっている。香港においては普通選挙制度は、ようやく返還が見通される1980年代になって初めて登場する。香港が植民地として始まって早々、政庁機構の中枢である「立法評議会」が設けられた。そのメンバーが、すべて植民地総督の任命であったのから、80年代半ばに一部民選にきりかえられたという形でもって登場したのである。しかし、香港においてブルジョア民主主義の存在として強調されていいのは、むしろ議会制度などよりも、商取引の自由が植民地建設の精神として存在を続けてきたことである。イギリス女王の直轄植民地という封建的統治形式に対する、商取引の徹底した自由は、矛盾した対応関係であり、それは後述するように、中国の「人民民主主義の共和国」としての民主主義的統治形式に対する実質政治上のブルジョア独裁という矛盾した対応関係と、好一対をなしている。しかし、商取引の自由は客観的事実であって、「経済封鎖」の対象となっていた頃の中国も、さまざまな規制によって対外取引が不自由であったアジアの諸国も、香港での取引の自由があったからこそ、それを利用して何とか国際取引を維持してきたのである³⁾。

それはともかく、パッテン香港総督によるブルジョア民主主義の強調⁴⁾には、今後もイギリスが香港で商取引をこれまで通りに自由に行いたいという思惑が込められていると考えられる。イギリス資本は、返還時点の今においても、政治的にかなりの力を削がれかけているとはいえ、依然として新興華人資本、中国や他の外国の資本を圧する経済力を持っている。ジャーディン財閥グループや香港上海銀行を頂点とする彼ら

の独占的支配力は、ブルジョア民主主義とかなりな程度両立していた。「公正な競争下」であれば、彼らは今後も香港において、ほどよく独占的支配権を行使していくからであろう。他方において、イギリス資本等のブルジョア民主主義は「法の支配」(the rule of law) を強調することにより⁵⁾、人権の確立を求める香港住民の期待とも一致している。

IV

人民民主主義の共和国と ブルジョア独裁

これに対して、香港統治に臨んで中国がいう「民主主義」には、中国国家に対して忠誠であることが前提にされている⁶⁾。しかし、この「中国型民主主義」は、かつて中国が建国された当時の（社会主義社会、共産主義社会に進むための⁷⁾）「人民民主主義独裁」とは形式こそ似ても、方向性が異なっている。今日では、実際に行われている政策の内容は、経済の資本主義化（「社会主義的市場経済」といっても社会主義的計画経済への発展の明確な展望を持たない）を指向していると考えられる。民主主義の形骸化と官僚の腐敗と独裁の横行は周知の事実である。

香港において返還後に強力な発言権をもつと思われるのは中国系企業であるが、この中で大きな影響力を持っているのは、いわゆる「太子党」すなわち中国共産党幹部の子弟等だといわれている。彼らの存在はすでに香港に進出した官僚系企業の活動の中に目立ちはじめている。彼らをリーダーとする中国国家の幹部が、香港の労働者その他勤労者とつながりを強めているような話はあまり聞くことがない反面、香港の財界との結合を強めているのはよく知られている。返還後の人権その他の現行民主的法令の撤廃方針、民選化された立法評議会を返還とともに解散させるとの宣言、お手盛りの「推薦委員会」による「臨時立法会」の返還前の発足、「愛

国心」の強調など、言論の自由は返還前においてすでに抑えられはじめているといえる。「実力者たち」に対する批判的言動はしだいに困難になっているものと見られる。

「太子党」を中心とした勢力を惹きつける香港の富のうち、一番直接に手の届きそうなものは、これまでに蓄積されてきた香港財政の剩余金であろう。イギリス香港政府の財政は長い間にわたって黒字を続けた、世界でも珍しい健全財政である。これに対して、すでに自浄が困難なまでに汚職が普及している国家権力の諸機構や「実力者たち」が関心のないはずがないとすれば、香港の将来にブルジョア民主主義的統治を期待するのはむずかしい。ブルジョア独裁こそ、もっとも予想されうる統治形態であろう。

V

金融的地主的独占企業 グループによる支配の継続

香港経済において金融は特別に重要な意味を持っている。植民地香港は、もともと商品と貨幣（したがって資本）の自由な集散地として生まれた。最良の港湾を利用して行われる貿易と、貿易にかかる金融に従事し、進んでは外資を中国のインフラ整備のために調達する金融機関の発達が、香港経済の自然な要素になっていたからである。さらに、狭い香港島の金融街は土地の私的占有の上に成立しているから、その土地への集中投資の上に成立している金融街は、地主に対する大きな地代をもたらす。ジャーディン・グループの不動産会社ホンコン・ランドは世界でもっとも地代の高い香港島金融街の土地の多くを所有する大地主である。香港の新興財閥の多くは不動産で財を成している。たぐいまれな良港を抱えた香港は、そこを利用しなければ貿易業者が通商上の特別利潤をあげることができないという意味でも、また中国その他への金融を行う特別な立地条件にあるという意味でも高率地代の源であるが、さらに商業特別

利潤、金融特別利潤を生む土地への投資の集積は上へ上へと伸びる超高層ビル群の新築となって「建築地地代」を高めている。

香港の金融・貿易センターへの傾斜は、1980年代にますます強まってきた。それは「返還」への展望が明らかになるにつれて、香港製造業が広東省一帯に移転して展開するようになったからである。軽工業中心、中小企業の香港製造業ではあるが、工場を中国国内に移転することによって、低賃金、低地価を利用でき、同一資本で大規模生産が可能になった。その製品の大部分はふたたび香港を通じて輸出されている。このように製造部門は広東省など中国内地に移って拡大する一方、財務・貿易などの管理・営業部門は香港内部に残っているために、生産の拡大は香港の貿易基地としての性格を強めるのみならず、金融基地としての性格をさらに強めることになる。製造業の香港離脱によって、香港の非生産的寄生的性格はめだって強まった。しかし、これこそ、返還後を先取りした変化なのである。

こうして香港では税率が低いことも手伝って、富が蓄積される速度は速い。それが金融的地主的な財閥の形成という蓄積形態とともに、個人的大金持ちの列伝を生んできた。阿片王に始まるイギリスの「植民者」たち、たとえばジャーディン家やマセソン家の者は、成功してふるさとスコットランドへ帰ると広大な土地を買って地主となり、議会に打って出て強力な植民地主義者としての一派を形成した。最近では李嘉誠など、華人の成功者が有名だが、彼らの投資活動の特徴はむしろ香港や中国にとらわれない「多国籍」性にある。こうした「列伝」は返還によって切断されるのだろうか？ それどころか、むしろ中国の香港では新しい顔ぶれとして、中国人大資本家の生まれる可能性に富んでいるといえる。なぜならば、返還が射程距離に入るや、すでに中国からの投資がきわめて活発に行われてきたといわれ、その下地が出来上がりつつあると考えられるからである。

金融と土地所有へ強度に依存した経済は信用が確立していないかぎり不安定である。もしも取引が「透明」で公平な市場原則で行われるな

らばいいが、さもなければ外国資本の逃避は容易に起こり得る。日本では、80年代の前半に東京国際金融市場の実現が期待されたのに、バブルが済んでしまうと外国金融機関が次々と脱出してしまった。大銀行、大証券会社が金融不祥事を起こして信用を失墜させたのがその一因である。返還後の香港についても権力との癒着、不正腐敗の発生が今から懸念されている。国際金融センターとして自他ともに許す香港にとって、日本で経験したような信用の失墜があれば、ダメージは大きいはずである。ここにブルジョア民主主義か、ブルジョア独裁かという政治面の問題が、香港経済の行方に直結してくることに注意すべきであろう。また、香港が安定した金融センターとして維持されるか否かは、中国経済に安定した資金供給が行われるかどうかを左右する。香港経済だけでなく、中国経済全体にあたえる影響にも大きなものがあるだろう。

VI 未解決な植民地型 通貨制度の矛盾

現在の香港通貨制度はリンク為替制度と呼ばれている米ドル兌換通貨制度（発券銀行——香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行、中国銀行の3行——は US\$1=HK\$7.8 の固定相場で米ドルと引き換えに香港政府から「債務証書」を受け取り、「債務証書」を見合いとして香港ドル札を発行する）である。この制度は、1983年秋の香港金融恐慌の中で生まれた。

当時は返還をめぐる中英会談が行き詰まり、植民地国家権力の消滅が目の前の問題として浮上した。その中で香港の地場銀行に対する取り付け、香港ドル売り・外貨買いの通貨投機が激しさを増すにつれ、さらに進んで、換物へのラッシュが始まりかけていた。本格的貨幣恐慌が発現しはじめていたのである。

戦後、香港の通貨制度はスターリング・エリアの一員として、英ポンドを準備通貨とする、

いわば「ポンド兌換通貨制度」であった。ところが、植民地香港の対外収支は黒字傾向だったが、本国通貨英ポンドの方は弱まる一方になつた。そしてイギリスが固定相場制度を維持できなくなつて英ポンドが変動相場になる（1971年）と、香港ドルも英ポンドを準備通貨としながらポンドに固定相場で「リンク」させておくわけにはいかなくなつた。植民地通貨が内在する矛盾——本国通貨に対する従属一の表面化である。その後、短い対米ドル固定相場の時期をはさんで、香港ドルも変動相場の時代に入ったが、それでも対外収支の堅調に支えられて、香港ドル相場は比較的に安定して推移した。しかし、1982年から始まった返還をめぐる中英交渉の中で、香港でのイギリス国家権力の無力が決定的となるや、香港ドルの対外価値は崩壊しはじめ、また香港内部でも貨幣としての信頼が失われ始めたのである。あわせて地場銀行に対するあいつぐ取り付けの発生は、やがて通貨金融の中核である香港上海銀行などまで波及するのではとの危惧を生むことになった。

この香港通貨金融制度崩壊の危機は、もともと対立関係にあったイギリス、中国両政府ともに恐れるところであった。したがって、両者ともに危機の発展をくい止めるために真剣な努力をはらった。リンク為替制度は危機の産物として、つくったのはイギリス側ではあったが、中国側もけつきよくその維持を表明することになる⁸⁾。

しかし、中国側も存続を認めているリンク為替制度とは、植民地型通貨制度の問題をそのまま引き継いでいる。それはかつて破綻したポンド兌換制度のポンドの位置に米ドルがすわったものにすぎない。香港は中国へ返還されたのだから、人民元がその位置を占めるべきだが、人民元では準備通貨としての「信頼」に足りないのである。こうして、返還後の香港ドルは、なんらかの大規模な資本逃避などによって通貨危機に襲われた場合、中国が、人民元の供給によってではなく、自国の外貨準備でもってその価値保全を支えなければならない宿命にあることがわかる。香港ドルへの信頼を維持するために、中国政府はUS\$1=HK\$7.8である現行レートを変

えないようにすることによって、「香港ドルは米ドルそのものである」という固定観念を内外の大衆の心に植え続けねばならない。それは中国政府だけの努力ではほとんど不可能なことであって、アメリカやイギリスなどとの協力を必要とするだろう。ちょうど1980年代の通貨危機のさいに、日本の対香港投資が中国の対香港資金供給とともに資本の流出を中和し、危機の鎮静に役立ったように⁹⁾。

香港は中国にとって、外資を集め中国内部への投資を誘致する場所であり続ける以上、外国企業にとって「居心地よく」なくてはならない。主権は中国に戻っても、太子党をはじめとする中国企業等は香港において外国資本との協力に熱中せざるをえないだろう。しかし、取引の透明性が確保されなければ、外国企業も居心地わるい。国際金融センター香港の維持は、香港特別行政区政府にとっても、中央政府にとっても、矛盾に満ちた、困難な事業とならざるをえない。

VII 日本軍政の経験と 日本人の立場

香港返還を観察する場合、日本人としては、これを単に中英間の歴史的出来事として傍観できない立場にある。植民地としての香港に君臨したのはイギリスだけではない。1941年12月から1945年8月まで、3年8ヶ月は日本がイギリスから香港を奪って軍政をしいていたからである。この統治の経験については中国の他の地域に比べて、日本においても知られているところが少ない。にもかかわらず、この3年8ヶ月は、香港においては香港史の暗黒部分として記憶されてきたことに注意する必要がある。日本軍の香港占領とともに、もっとも野蛮な「憲兵隊政治」が、イギリス香港政府によるブルジョア民主主義的統治に置き換わった。同じアジア民族としての日本がイギリスを駆逐し、香港は大東亜共栄圏の一員になったと称してみたにもかか

わらず、その結果は、イギリスの統治下におかれていた香港の中国人住民から、日本人は深い憎しみを買うようになったのである¹⁰⁾。日本の統治は、香港の人口を当初の150万以上から敗戦時点での60万までの削減をもたらした、「住民追い出し政策」はじめ、香港住民に「生き残ることができれば幸い」な一時代をもたらした。さらに、生き残った者は、富める者も貧しい者も、香港ドル資産を憲兵の圧力によって残らず軍票に換えさせられ、その軍票が日本敗戦になって無価値になった結果、無一文となって終戦を迎えた。軍票保持者は植民地住民として、戦後賠償の対象にもならず放置され、今でも日本政府に対して補償を要求し続けており、「求償は子々孫々に至るまで引き継ぐ」と話している¹¹⁾。こうした深い恨みを残したまで、いくら日本人が香港統治について発言しても、まともに聞いてもらうわけにはいくまい。アジアの他の地域についても同様、日本がアジアにおいて発言権を得るためにには、まず過去の事実についてはありのままに認め、謝罪すべきは謝罪し、支払うべきは支払って誠意を尽くさねばなるまい。民主主義の破壊＝独裁の過去の経験は、被害者にとっても加害者にとっても貴重な教訓として、今後の民主主義の発展のために生かしていかなければならない。

1) 当時の観察者はいみじくも「中国の中のヨーロッパ」といいあらわしている。Eitel,E.J.,*Europe in China, the History of Hongkong from the Beginning to the Year 1882*, 1888.

2) 香港行政法基本法は中英共同声明（1984年）の内容を踏まえて定められた。「香港に対する国の基本的方針、政策については、中国政府はすでに中英共同声明の中で明らかにしている。香港に対する国の基本的方針、政策の実施を保障するため、全国人民代表大会は中華人民共和国憲法に基づいて、中華人民共和国香港特別行政区基本法を特に制定し、香港特別行政区の実施する制度を規定する」（基本法序文）。

3) 最近の金融取引での一例に、「バブル」当時盛に行われた、「迂回取引」がある。邦銀は対客融資

の間に香港支店（またはシンガポール支店）を挟み、香港支店から直接客に貸しこませて、外見上本邦での融資の伸びを抑え、融資を規制する日銀の「窓口規制」をかいくぐって実際には大量の融資を行った。そのために邦銀香港支店のバランスシートは突出して膨張し、ひいては香港金融機関全体のバランスシートを大きく歪めることになったが、結局日本、香港とも当局から問題にはされていないようである。拙稿「香港金融の外貨化傾向」京都大学経済学会『経済論叢』第150巻第4号、1992年。

4) 最後のイギリス総督パッテンは、保守党実力者としてイギリス政府の強いバックアップのもとに、大胆に民主化を進めた。共同声明において中英両国が詰め切らなかった細部を利用して、返還前に議会制度を普通選挙に近いまでに既成事実化させたが、中国はこれに反発したのである。菊池誠一『中国の香港』1996年など。

5) イギリス香港政府のスポーツマンは、「法の支配」(the rule of law) こそが香港に繁栄と利益をもたらしたのだと強調している。「法の支配」の原則があればこそ、投資家は安心して香港に投資ができるのだ、と。Hon Kong Government, Hong Kong 1996. ("The Way We Are" と題した文章が同 yearbook の冒頭に掲げられている、その中の主張である。1976年から1995年まで香港立法評議会、行政評議会のメンバーを続けていたダン女男爵 The Baroness Dunn の個人的回顧の形をとっているが、イギリス香港政府がその最後の yearbook を使って放った、ブルジョア民主主義のメッセージ

としての性格をもつ。)

- 6) 香港基本法は第24条以下に第3章として住民の基本的な権利と義務について定め、広汎な民主主義的権利を規定している。ところがそれに先立つ第23条は以下のように定められている。「第23条香港特別行政区は反逆、国家分裂、反乱扇動、中央人民政府転覆、国家機密窃取のいかなる行為をも禁止し、外国の政治的組織または団体の香港特別行政区における政治活動を禁止し、香港特別行政区の政治的組織または団体の、外国の政治的組織または団体との関係樹立を禁止する法律を自ら制定しなければならない。」「反逆」その他の概念が明確でないかぎりは、あらかじめ国家の名において住民の権利を恣意的に拘束する余地を与えてあるのではないかと疑われても仕方がないだろう。
- 7) 毛澤東「人民民主主義独裁について」、1949年、『毛澤東選集第四卷』新日本出版社。
- 8) Chen,Yuan, "Monetary Development in China and Monetary Relations with Hong Kong," in Hong Kong Monetary Authority, *Monetary Management in Hong Kong*, 1993.
- 9) 拙稿「香港をめぐる内外銀行の過渡期戦略」、『経済論叢』第151巻第4・5・6号、1993年。
- 10) 鮫島盛隆「香港回想記 占領下の教会に召されて」創元社、1970年、など。
- 11) 謝永光「日本軍は香港で何をしたか」森幹夫訳、社会評論社、1993年、高木健一、小林英夫他編『香港軍票と戦後補償』明石書店、1993年。

(さとう すすむ 京都大学)

香港返還と中国の行方

中国は「改革・開放政策」と「一国二制度」という独創的なアイデアで香港返還を現実にした。実業界の支持を得た董建華氏の特別行政区初代行政長官への当選を、中国は香港の現状維持の原則が支持されたと歓迎している。香港の返還により、中国は今後ますます国際社会での存在感を増していくだろう。



Ehen Fu Poo
陳福坡

はじめに

1978年に「改革・解放」と「一国二制度」政策を打ち出し、中国社会主義の改革と近代化建設の総設計師、中国の特色を持つ社会主義建設理論の創始者である鄧小平氏が2月19日午後9時8分、北京で死去した。

現代歴史の中、香港、マカオが祖国に復帰することは、欧米列強による150年前からの中国支配の末に残った香港があるべきところに戻ったわけで、中国が国内問題として処理していくことに、そう困難はないだろう。香港返還の歴史的な時刻表と、中国人の自尊心を香港返還と結びつけて考えたのが鄧小平だったのである。

鄧小平氏が残した最大の財産は「中国の改革・開放政策」と「香港の返還」であり、2つは深いところでつながっている。「改革・開放政

策」と「一国二制度」という独創的なアイデアで香港の返還を現実のものとしたのである。香港の返還にいたる経緯は以下の通りである。

1840年	日英戦争
1842年	南京条約締結
1898年	九龍租借条約締結により香港租借
1984年12月	97年7月に中国返還を明記した中英共同宣言調印
1990年4月	中国全人代が「香港特別行政区基本法」を採択
1991年9月	初の直接選挙による立法評議会選挙
1992年7月	中国が「香港特別行政区準備委員会予備工作委員会」の設置
1994年6月	立法評議会がバッテン総督の選挙制度改革案を可決
8月	全人代が返還後の立法評議会解散を決定
1995年6月	中英が返還後の終審裁判所設置で合意
10月	中英外相会談で返還式典の協力など4項目の合意
1996年1月	中国の返還準備機関「香港特別行政区準備委員会」発足
9月	返還前夜の合同式典開催で中英合意
11月	「香港特別行政区準備委員会」が初代行政長官と臨時立法議会議員を選ぶ「推薦委員会」委員を400人選出
12月	「推薦委員会」本選挙により董建華氏が初代行政長官に選出
1997年7月	「推薦委員会」による臨時立法議会の議員選出 香港特別行政区として中国に返還

II

港人治港

董建華氏が香港特別行政区の初代行政長官に選出されたことを、中国は歓迎すると同時に、香港の現状維持を図る2つの原則である「一国二制度」と「港人治港」による高度の自治が香港住民に支持されたと判断している。中国にとって「香港返還」はマカオ返還や台湾統一と直結しており、中国国営新華社通信は行政長官選出を受けた96年12月11日の論評記事で「選挙は公正・公開・民主的方法で行われた。香港の住民で組織した選挙機関が行政長官を選んだのは、真の民主主義の始まり」と賛辞した。香港行政長官の誕生は、これまで歴代20数人の香港総督がすべて英国女王に任命され、香港の政治生活に民主といえるものはなかった。植民地時代との決別を意味するからだ。

元中国最高実力者の鄧小平氏はかつて、自らが打ち出した「港人治港」の原則にも基準があるとして「港人は愛國者でなければならない」と述べ、さらに愛國者の基準は「香港の繁栄と安定を損なわないこと」と指摘している。中国は「一国二制度」を支持する香港住民を愛国者とする、富強をめざす大陸の改革・開放路線と香港の資本主義制度維持はまさに表裏一体の関係にある。その意味で香港の繁栄をになう実業界の強い支持を受けて長官に当選した董建華氏は鄧小平氏の基準を満たす最高の人物といえる。

董建華氏は江沢民氏が上海市長時代から親交をもち、中国への有力な投資者であった。董建華氏という協力者を得た中国は経済発展を最優先課題としている。したがって、中国は国内事情からも将来、香港の繁栄保持に努めようが、政治面では中国政府が管轄する香港駐留軍、外交部の香港出先機関と特区政府との関係、言論・結社の自由など不透明な点もいくつか残っている。

「有史以来の民主の開始」を宣言した中国は同時にこれらの不安を払拭し、「高度の自治」を獲得しなければならない国際的な責務を負っているといえよう。ただし、香港政府は公務員19万人の不安を解消し、香港の安定と繁栄をいかに保つか、手腕が問われている。

III

国際関係

香港の人権問題や議会問題をめぐり、中国に対する英國側の反発が強まっている。中国が香港人権法の一部削除を表明したことに対し、英國は97年1月24日、外交ルートを通じて抗議を表明し、逆にまた中国側が激しく反発するというようなことが起こっている。

97年2月4日、クリントン米国大統領は上下両院の合同会議で「一般教書」演説を行ない、内政・外交に関する次のような基本方針を示した。すなわち、21世紀に強力で確実な米国を維持しなければならない。歐州が安定し繁栄し、平和であれば米国はより安全だ。アジアでは中国との親密な対話を探らなければならない。孤立した中国は米国の利益にならない。さらに米



香港の繁華街

国は世界化した経済の中で繁栄しなければならない、と。2期目入りしたクリントン政権は、米中関係の新たな節目を、米中首脳の相互訪問ととらえているが、同時に香港の中国への返還問題は、返還後の人権問題だと考えている。米国は香港問題が第2の台湾問題とならないよう神経をとがらせているのである。

日本から香港に出ていっている企業はすでに2000社、そこでの日本人従業員も2万5千人に達するといわれており、香港の繁栄と安定が、この先も日本にとって非常に大切なことである。大部分の企業は香港返還後も香港にとどまって活動していくわけで、期待も非常に大きいと思われる。

IV 中台関係

香港返還が中台関係におよぼす影響について「香港の順調な返還は、圧力となる。自由社会の香港が中国の一部となり、香港返還を機に、中台関係にも転機となる可能性がある。中台間で政治対話の機運が生まれるだろう」との見通しも示されている。ただ、台湾側はその条件の1つとして台湾に対する武力の不行使の確約を中国側に求めており、中国側は、香港とマカオのスムーズな返還経済建設を優先して成し遂げなければならない。これらを完成する前に台湾に武力を使用することはありえない。台湾問題の



香港の街角

本格的交渉、解決は来世紀になるとして、中台問題は長期的展望が必要との認識が示されている。

V 社会問題

香港の「裏側」にひしめく貧しい人々の行く末は、福祉切り捨てで、さらなる苦難が始まる事である。今まで資本主義体制をとってきた香港は、7月1日の中国返還後、弱者にとってさらに厳しい社会になるかもしれない。香港政府は1996年、極貧にあえぐ60万人以上を助けるために約1200億円相当の資金を社会福祉予算に振り向けたが、返還後は福祉救済は大問題になると思われる。

董建華氏は「戦わずして勝つ」という孫子兵法の教えを実践しているようである。敵を作るようなことはしない。一生懸命な姿勢をとって職務達成に邁進するように思われる。

VI おわりに

香港返還後の将来に関してのパロメーター=尺度はないが、注意したいのは、1つは株価、2つ目は不動産価格、3つ目は香港ドルの為替レートである。香港の外貨準備は、540億ドル程度、対外債務はゼロである。

香港が返還されて、中国はますます近代化していく、国際社会では存在感を増すと思われる。中国が香港返還という新しい局面をむかえて、アジア全体の平和と安定、発展と各国間の協力を考えるうえで、積極的に国際貢献すべきチャンスが到来しつつある。

(ちん ふくは 日本中華学会会長・
湖南師範大学兼職教授)

SPECIAL EDITION

特集

中国の香港

私の「香港」物語

YAMAMOTO Hiromi

山本 裕美

私は1981年から1983年まで香港大学アジア研究センターに客員研究員として滞在したことがある。更には1992年から1994年までロンドン大学東洋アフリカ学院現代中国研究所に客員研究員として滞在した。これらの経験から得た香港に関するエピソードを以下に紹介しよう。

I

香港総督物語

私がロンドンに到着した1992年4月初旬、英国の総選挙は終盤にさしかかっていた。いくつかの世論調査はすべてキノックが率いる野党労働党の圧倒的勝利を予測していた。サッチャー首相に後継指名されて首相になったメジャー首相にとっては初めての総選挙であり、世論調査の結果に危機感を抱いた首相は最後の巻き返しに出た。これに貢献したのが当時与党の幹事長であったパッテンであった。彼は全国を選挙支援のために大車輪で駆けめぐった結果、僅少差で辛うじて選挙に勝つことができたのである。しかし、パッテン自身は自分の選挙区に帰る暇さえなく自らは落選の憂き目をみたのである。彼に報いるためにメジャー首相は彼を香港総督に任命したのである。香港総督は英國の官職で最高の給与取りなのである。当時の新聞によれば首相の年俸が7万ポンドであったのに何と香港総督の年俸は16万ポンドもあったのである。最高の官職である所以である。

さて1991年7月に香港総督に就任したパッテンは政治家の本領を発揮して、10月に「次なる5年」と題する施政演説を行い、選挙制度改革を提案して香港が中国に返還される前に香港の

政治体制の民主化に取りかかった。93年4月から選挙制度改革をめぐる中英交渉が開始される一方、中国は香港特別行政区準備委員会予備工作委員会を発足させた。そして11月には計17回にわたった中英交渉が決裂するに至った。

当時私はロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS) 現代中国研究所の客員研究員であったが、1月にSOASは外務省と緊急の香港問題セミナーを開催した。幸い私も参加することができたが、1986年11月に北京で客死したユード総督の夫人も参加していた。会議半ばである老紳士が「パッテンは中国のこと全く素人で時代遅れのガン・ポート外交をやっている。我々が長年築き上げた英中友好外交を破壊している。大馬鹿者だ」と激しくパッテン批判を展開した。私はその時まで気が付かなかったのだが、その老紳士を見ていてこの人こそが、私が香港大学にいた頃の総督マクレホース(現貴族院議員)であることに初めて気が付いた。マクレホースは、外交官出身で1971年11月に総督に就任、その任期が10年以上にも及び、長身でいかにも英國人紳士らしい雰囲気をもち香港人に非常に人気のある総督であった。観光政策の1つとしての「クリーン香港運動」の創始者でもあった。82年5月にマクレホース総督の後に続いたユード総督もSOAS出身の外交官であった。86年11月に、急死したユード総督の後を継いだのも外務省のウィルソン次官補であった。

サッチャー首相の中国問題顧問を勤めたクラドックもまた外交官・中国大使を経たひとである。このように英國政府の香港問題関係者は外務省の勢力が支配的であった。そのような状況の下でパッテン総督はメジャー首相の庇護の下

にあるとは言え、政府内では外交畠との確執が存在しているとマクレホース発言から私は確信したのである。英国の対中政策は決して一枚岩ではなかったのである。

英国の外交政策の要諦は「friendly but firm」の伝統にあるのである。ちなみにこの言は1930年代のカドーガン中国大使によるが、マクレホースの言う友好外交もこの範疇に属していると言るべきか。

II

上海vs香港物語

戦前の香港は人口80万人の中継貿易港であった。もちろん香港上海銀行は香港に存在した。戦後も英国は一早く香港に復帰、新中国的共産党政権を承認し、香港を維持したのである。基本的に戦前・戦後も香港を支配して来たのは香港上海銀行・香港総督・香港ジョッキークラブであるとさえ言われた。

戦後の香港は中国の国共内戦による難民流入、上海資本の流入、さらに1950年代における難民流入により大きく変化した。60年代に上海資本による織維工業を中心とした第1次工業革命が起き、香港経済は成長軌道に乗ったのである。

かつて戦中・戦後上海に在住した作家堀田善衛は戦後の香港について「ここにその旧名をあげた（上海にいた）企業の数々は、香港にいる」と驚嘆しているほどである。まさに「香港の上海化」と言えるのではないか。



香港の街角

私が香港にいたのは1991年3月から1993年3月までであるが、返還問題が起きる1992年9月までは香港は植民地独特の雰囲気があり、街中でも時間はゆっくりと流れていた。映画「慕情」の原作者として有名な作家ハン・スーインは香港を「借りた土地、借りた時間」と表現しているが、まさに借りた時間は借りた土地でゆっくりと流れていたのである。

1982年9月にサッチャーチー首相が訪問して鄧小平と正式に香港返還について会談した。鄧は清朝中国が英國と締結した条約は不平等条約であり、一切認められないと発言し、一方サッチャーチー首相は国際条約の有効性を主張して新界は97年に返還するが香港島と九龍市は永久割譲されたものであると主張した。この会談を契機に香港返還に関する中英交渉が開始されることになったのである。その後、自由党々首オーエンが来港して記者会見して次のような爆弾的発言をした。「なぜ香港はシンガポール方式で新界を返還して香港島と九龍市で独立しないのか？」これは非常に面白い見解であるとテレビでその記者会見を見ていた私は思った。果して翌日の新聞を見て私は非常な失望を覚えた。なぜならオーエン発言は完全に無視されていたからである。奇妙にも誰一人として賛意を表する者はいなかったのである。

香港人の非政治性がよく表れている現象として私が印象深く記憶するところである。

III

将来の香港・上海関係

今年2月に北京・上海を訪問した。上海では上海市発展研究中心の王戰主任に会見して上海経済の発展について討議する機会を得た。上海は昨年3月、8月と2度訪問している。行く度に高速道路は伸び、旧市街の建物は次々と壊され、建設ラッシュの大波が上海を覆っている。浦東開発区も見学したが、開発のスピードは非常に早いと思われた。作家の邱永漢が永華大厦を建設していることは、彼が上海の発展の将来性を高く評価している証拠であろう。

私が王主任に質問したことは「香港返還後の

中国において上海・香港関係はどうなるか」ということであった。王主任の答えは極めて穩当なものであった。「香港の1994年のGDPは1319億米ドルで上海のGDPの約5.8倍、香港の1人当たりGDPは2万1766米ドルで上海の1人当たりGDPの約13.5倍にも達している。私は香港経済の規模は巨大で上海との比較を考えてはいない。ただ中国は広いのでいくつかの中心があつてもよい。この観点から香港は華南経済圏の中心であり、上海は長江地域の中心であつてよい」との答えであった。

かつて上海市の計画委員会の主任が来日し、アジア経済研究所（当時私はその研究所の研究員であった）を訪問したした時、私は「香港モデルは上海経済の発展のモデルになるのではないか？」と質問したが、質問には何の返答もなかった。上海人は常々「大地方主義」を唱えて中国の中心は上海であると思っているのである。中国の中心である上海から見れば香港は比較の対象ですらないのである。当時朱鎔基副首相が香港を訪問し「香港モデルは浦東開発の手本になる」と言っているにも拘らずである。

香港は深圳を始めとして「広東省の香港化」を達成してゐるにみえる。香港経済は華南経済圏の事実上の中心になっている。香港経済にとって広東省は「オランダ病」における天然ガスと同様の役割をもつてゐるように思われる。オランダ病とは石油ショックによりオランダ経済がその保有資源である天然ガスの輸出で強いギルダーと経常収支の黒字を享受することができたが、一方では製造業は極度に不振であったと言う事実を指す。香港の賃金水準の上昇とともに香港の資本家は生産工程の中間段階の加工を広東省に委託加工に出しており、200万人以上の労働者を雇用していると言われている。香港は製造業を広東省に移転することにより国際競争力を保ち、貿易の黒字を享受できるが、香港の製造業は不振に陥り、経済のサービス化が進む。香港が中国の労働者の流入を認めない限り香港の賃金水準は上昇し、サービス価格も上昇し、インフレの元凶になり、香港オランダ病が発生するだろう。

あまりにも近視眼的な香港人は返還後を読んで北京語熱が高まっており、他方英語の話せる人々が移民もあるために少なくなっている。上海では英語を学習している巨大な人口が存在しているにも拘らずである。香港人は英語という特技があったのに、その比較優位を捨て去りつつあるのである。何と愚かなことか。北京語で国際経済のセンターを維持できるのであろうか。返還後の香港特別行政区が、中国からの労働力の流入を認めれば大量の英語能力のある上海人が入って来て「香港の上海化」が起こり得るのでなかろうか。

IV 結びに代えて

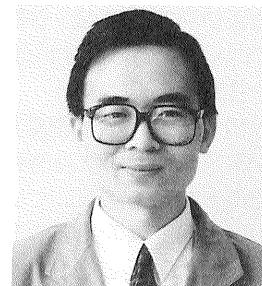
私見では長期的には上海の躍進は間違ひなく中国の中心になっていく可能性は極めて高いとみる。上海は長江経済圏の中心として発展して行くだろう。今年3月の全人代でも重慶の特別市昇格が認可されて重慶は北京や上海と同格の都市となった。長江経済圏からみると上海が頭で重慶が尾となる中国の中心を貫く龍となるのである。経済地理からみても香港より上海が中国の中心になる可能性は高い。更には全世界の外資は投資先として真先に上海を考えているのである。

中国・香港・台湾のエコノミストの中には「香港一上海一台北トライアングル」構想を主張する者も出現している。台湾資本も当初広東省、福建省の投資したが、徐々に北上して江蘇省・浙江省・上海に向かって北上しているのは事実である。香港返還の次は台湾問題であるが、台湾問題は香港問題ほど容易ではない。従ってトライアングル説は時期早尚である。当面香港は上海よりも経済力があるのは確かであるが、上海の潜在成長力を評価すると長期的にはいつの時点かで上海に凌駕される可能性は否定できないのである。

(やまもと ひろみ 京都大学)

中国本土との「経済一体化」を進める香港

中国と世界との橋渡しとしての香港は、返還に備えて中国本土との経済一体化が進んでいる。この過程において、中国経済における貿易、資本、情報などの基地としての香港の位置づけが明確化されてきている。



YAO Guoli
姚 国利

7月1日に中国へ返還される香港は、総面積約1千平方キロ（東京都の半分）、人口は600万人の小さな都市国家にすぎないが、世界有数の天然の良港に恵まれ、世界の金融・貿易のセンターとして、戦後驚異的な発展を遂げてきた。こうした今日の香港の繁栄を語る場合、中国との結びつきを抜きにすることはできない。中国の改革開放は、香港に中国と世界と繋ぐ中継貿易港としての地位を復活させたと同時に、労働力不足と賃金上昇などに悩まされている香港製造業に新しい活力をもたらした。一方で、改革開放以来の中国、特に華南地区の経済成長は、香港の役割がなければ成り立たない。香港は貿易、外資導入などの多くの分野で中国経済に深刻な影響を与えている。中国と世界との橋渡しとしての香港は、返還に備えて本土との経済的・一体化が進んでいる。本論文では貿易、直接投資と金融の3つの分野で、香港の中国本土との経済一体化の構造の形成過程を分析しようと思う。

I 香港と中国との 貿易依存関係の拡大

香港と中国との貿易は2つの部分から構成される。1つは香港経由の中国と海外との中継貿易である。もう1つは香港と中国との「二国間」取引である。

(1) 香港経由の中国と海外との中継貿易

中華人民共和国成立後の数年間、香港は特別な政治的背景の下、中国が西側の商品を手に入れる唯一のパイプであった。50年代初めに、香港経由の中国と海外との中継貿易は高揚期に入った。しかし、1952年、朝鮮戦争に關係して、国連は対中国輸出禁止政策を実施した。そのため、香港経由の中国と海外との中継貿易は大幅

に減少し始めた。また、その後20年間にわたって、中国は門戸閉鎖政策を取ったため、香港経由で行われる中国と海外との中継貿易はほとんどなされなくなった。香港の中継貿易港としての地位もそのため大きく衰退した。

70年代末、中国はようやく改革開放政策を実施した。直ちに香港はここで再度中国と海外との仲介役となり、中継貿易港の地位も復活した。80年代以降、香港経由の中国と海外との中継貿易は大幅に上昇し始めた。1981年、香港を経由して海外各国から中国が輸入する金額は80.44億香港ドルにしかすぎなかつたが、その後年々増加し、1989年に1000億香港ドルを突破して、1995年に3840.43億香港ドルになった。他方、香港を経由する中国の海外への輸出はもっと速いスピードで発展してきた。1981年、その金額はわずか128.34億香港ドルであったが、16年後の1995年に至って、6363.92億香港ドルに達した。この16年間で、実に50倍に拡大してきたのである。

香港を経由して海外から中国へ輸出される商品は、80年代前半までは機械設備や電子器具などに集中していたが、80年代後半に入ってからは、中国の軽工業の発展に伴って、軽工業の原材料と中間財が増えている。他方、香港を経由してなされる中国の海外への輸出商品は、80年代前半までは、農産物、民芸品、紡績品などに集中していた。80年代後半に入つてからは、紡績品と衣類などの輸出が拡大すると同時に、機械と家電製品の比率も上昇している。



深圳の高層ビル

(2) 香港と中国との「二国間」取引

70年代まで、香港の対中国地場輸出はわずかであったが、改革開放に伴う中国の経済政策の転換と国民生活水準の向上で、中国市場の軽工業製品に対する需要が高まった。さらに、香港製品は先進国よりも安価であるため、80年代以降、香港の対中国地場輸出は拡大し始めた。1981年、香港の対中国地場輸出は29.24億香港ドルしかなかつたが、その後順調に増え、1995年に635.55億香港ドルとなった。香港の中国向けの地場輸出の商品は衣服、時計、玩具、家電製品などに集中している。また、80年代後半から香港企業は生産拠点を広東省を中心とする華南地区へ移転するケースが非常に多くなっている。そのため、原材料と中間財を中国へ輸出し、最終材を香港または第三国へ輸出する生産経路が増大した¹⁾。今や中間財の対中国輸出は香港の地場輸出にとって、重要な部分を構成している。

他方、中国の対香港輸出は改革開放以前にも、中国と香港にとって重要なものであった。中国では長いあいだ、外貨不足に悩まされていた。中国が外貨を手に入れ得る手段は、輸出の拡大しかなかつた。しかし、当時中国の対外政治経済関係の制約の下においては、香港のみが最も理想的な輸出先であった。また、香港人口の98%は中国系であるため、住民の日常消費の大部分が中国に依存する形となつた。こうした理由から、70年代まで、香港の中国からの輸入は順調に進み、80年代に入ってからも、中国の対香港輸出は年々順調に増えていった。1981年、その金額は295.09億香港ドルであったが、1995年に至って、5394.8億香港ドルに拡大した。中国の対香港輸出商品の内訳を見れば、農産物、食料品は一貫して重要なものであった。そして80年代後半から、紡績、衣服、玩具、家電製品などが増えてきた。しかし、それらの製品の大部分は香港域内向けに消費されるのではなく、香港で再加工され、海外へ再輸出されたのであった²⁾。80年代以降、香港と中国との貿易及び香港経由の中国と海外との中継貿易の拡大によって、中国と香港との貿易依存関係は緊密にな

表1 香港と中国との貿易依存度 (%)

年次	香港对中国依存度		香港中継貿易港对中国依存度		中国对香港依存度	
	对中国輸出の香港地場輸出総額に占める比率	中国からの輸入額が香港対外輸入総額に占める比率	再輸出の主要相手国としての中国の構成比	再輸出の主要原産国としての中国の構成比	对中国輸出の中国対外輸出総額に占める比率	香港からの輸入額が中国対外輸入総額に占める比率
1981	3.6	21.3	19.2	30.7	25.8	5.8
82	4.6	23.0	18.0	33.1	23.7	6.9
83	6.0	24.4	21.6	35.0	26.3	8.1
84	8.2	25.0	33.6	33.7	26.5	10.9
85	11.7	25.5	43.7	32.8	26.2	11.2
86	11.7	29.6	33.4	42.1	31.6	13.1
87	14.2	31.0	32.9	46.1	34.9	19.5
88	17.5	31.2	34.5	47.8	38.4	21.7
89	19.3	34.9	29.9	54.3	41.7	21.2
90	21.0	36.8	26.8	58.1	42.9	26.7
91	23.5	37.7	28.7	59.0	44.7	27.3
92	26.5	37.1	30.7	58.4	44.9	28.8
93	28.4	37.5	33.4	57.6	24.0	10.1
94	27.5	37.6	35.1	57.6	26.7	8.2

出所：Hong Kong Monthly Digest of Statistics, 『中国対外貿易年鑑』

注：中国の貿易統計が1993年に最終仕向地集計に変更されたので、中国の対香港貿易依存度は形式上低下した。

った。特に、中国の輸出貿易において、対香港輸出の依存度は益々高くなっている。中国と香港との貿易依存度は表1を参照されたい。

Ⅱ 香港企業の中国進出と 中国企業の香港での展開

(1) 香港企業の中国進出

香港は50年代に工業化への助走期に入り、そして60年代と70年代に本格的に工業化が展開された。70年代末期に至って、香港は、既に発展途上の域を離陸し、新興工業国・地域の一員となつた。しかし、経済の急成長に伴つて、80年代に入ってから賃金と地価の上昇は、香港経済にとって大きな問題となつてきている。製造業だけではなくほとんどの部門で労働力不足の問

題が発生し、その状態の中で、各企業は高賃金で労働者の奪い合いを行つてきた。70年代、香港政府は労働力不足を補完するために、中国からの不法入国者に対して、比較的寛容な態度をとつたが、80年代以降、香港政府は企業が不法入国者あるいは経済難民を雇用することを厳しく禁止するようになった³⁾。労働力不足は賃金上昇を引き起し、1982—91年の10年間、香港の各部門の賃金は全体的に2倍以上も上昇してきた。また、周知のように香港は狭い「都市国家」で、地価は非常に高い。香港の全人口の4分の1は、海を埋め立てて開発された所に住んでいる。工業化の展開に伴つて、工業用地と商業用地の価格は両者とも著しく上昇してきた。こうした状況のもとで、香港企業の経営コストは高くなってきたのである。

一方、中国の賃金と地価は、香港の水準と比べると、はるかに安い。賃金を例とすれば、中国で最も賃金の高い華南地区でも香港10分の1でしかない。こうした経営コストの差の存在、および改革開放以来の中国の積極的な外資導入政

表2 中国の外国直接投資導入と香港

年次	総額	香港	%
1979-83	18.02	10.0	55.5
1984	12.58	7.48	59.5
1985	16.61	9.56	57.6
1986	18.74	11.32	60.4
1987	23.14	15.98	69.1
1988	31.93	20.95	65.6
1989	33.93	20.78	61.2
1990	34.87	19.13	54.9
1991	43.66	24.87	57.0
1992	110.08	75.07	68.2
1993	275.15	174.49	63.4
1994	337.67	198.23	58.7

出所：『中国対外貿易年鑑』

注：表中の金額は実行ベースで、単位は億米ドル。

策によって、香港企業は80年代以降、中国で大規模に直接投資を実施してきた。表2は改革開放以来、中国が直接投資によって海外から導入した外資の状況である。表中の数字を見ると、香港の直接投資額が総額に占める比率はかなり高く、毎年香港の比率は約6割を占めている。それはアメリカ、日本などの先進国のいづれよりも圧倒的に多い。香港企業の对中国直接投資の産業部門は、紡績、衣類、玩具、電気製品などの軽工業に集中している。また近年、不動産への投資が注目されている。90年代に入ってから、香港資本は中国の大型プロジェクトに参加し始め、旧市区住宅の整備、大型団地、インフラを含む大規模な開発をスタートさせた。また、以上の直接投資形態以外に、香港企業の中国での委託加工生産も大きく展開されている。香港企業が中国で委託加工している製品の大部分は第3国へ再輸出されるが、中でもアメリカが主要市場となっており、これが中米貿易摩擦の重要な原因となっているのである。

(2) 中国企業の香港での展開

香港における中国企業の由来は2つの流れがある。1つは歴史上存続してきたものである。アヘン戦争によって、香港は中国からイギリスに割譲・租借されたけれども、地理上・人文上などの緊密な関係は存続し、香港と中国との経

済交流はそれ以後も途切れたことがない。その交流は貿易の側面だけではなく、中国企業の香港進出の側面もある。それらの企業の形態は国有国営、国有民営、私有私営などの多種多様であった。中華人民共和国が成立した直後、香港におけるこれら中国系の国有国営企業と国有民営企業のほとんどが、国民党政権を離れ共産党政権の中華人民共和国に帰属すると宣言した。門戸閉鎖時代の中国にとって、これらの企業は中国の対外貿易、外貨収入に大きく貢献した⁴⁾。

香港における中国企業のもう1つの流れは、中国の改革開放以後、香港へ新規に進出したものである。中国企業の香港への新規進出には次のような背景がある。第1に、前述したように改革開放以降、中国と香港との貿易関係の拡大および香港企業の大規模な中国進出は、中国と香港との経済関係を緊密化させた。緊密化してきた経済関係は中国企業の香港進出をもたらした。特に貿易関係の拡大によって、香港で多くの中国系の貿易会社が出現した。第2に、改革開放の蓄積は、中国経済に国際化をもたらした。特に80年代中期に入ってから、消費財産業の輸出競争力は急速に強まり、相当の外貨を稼ぎ、外貨準備高を急増させてきた。そのため、中国企業の海外進出の動きも出てきたのである。香港の特殊な政治経済制度および中国との特別な経済関係によって、香港は中国企業にとって最初の進出先となった。第3に、香港返還という政治的な背景である。1984年に中英両国が香港返還声明を発表してから、返還に向けての具体的な交渉が始まった。その交渉は複雑であり、時には難航した。中国は対英交渉力の強化及び返還後の香港に対するコントロール能力の養成のため、中国企業の香港進出を計画どおり実施



中国本土から深圳に入るいわゆる「第2国境」

している。

香港における中国企業の性格は典型的な国家資本である。それらの企業を所属関係から見た場合、大体次の4つのタイプがある。第1のタイプは中央政府、すなわち国務院直属型である。第2のタイプは国家経済機関直属型である。第3のタイプは地方政府直属型、すなわち地方政府が出資して、香港で創立した企業である。そして第4のタイプは国営大中型企業直属型、すなわち中国の大型・中型国営企業が香港で設立した子会社あるいは香港企業との間で設立した合弁企業である。

中国企業の香港での活動範囲はほとんどの分野において、特に香港の航空、通信などのインフラ部門への参入は注目されている。90年代に入りながら、中国は一貫して香港での最大の投資国となっている。

III

金融分野での中国と 香港の相互浸透

(1) 香港金融機関の中国での展開

香港企業の大規模な中国進出に伴い、香港の金融機関も中国で積極的に展開している。1996年6月まで、香港系銀行の15行と保険会社の1社は中国各地で35の支店を開設した。その具体的な様相は表3の通りである。

中国における香港金融機関の由来には2つの流れがある。1つは歴史的に残されてきた銀行である。アヘン戦争以降、中国革命成功までの百年間、中国における外国銀行の存在は大きなものであった。そして、中華人民共和国が成立した際、在中國銀行のはほとんどが中国から撤退した。し

表3 香港金融機関の中国進出状況（1996年6月31日）

金融機関名称	支店所在都市													金融機 関別 支店数	
	深 圳	蛇 口	廣 州	珠 海	汕 頭	廈 門	福 州	上 海	南 京	青 島	天 津	大 連	北 京	海 口	
南洋商業銀行	○	○	○									○	○	○	6
宝生銀行	○							○	○						3
集友銀行					○	○									2
広東省銀行	○				○										2
華僑商業銀行					○										1
新華銀行	○														1
東亞銀行	○		○	○		○		○				○			6
香港商業銀行	○														1
道亨銀行	○														1
香港上海銀行	○					○		○		○	○				5
チャータード銀行	○			○		○		○	○		○		○		7
恒生銀行			○												1
廖創興銀行					○										1
永京銀行	○														1
亞洲商業銀行	○														1
香港民安保険公司	○												○		2

出所：中国人民銀行資料より作成。

かし、当時の香港をめぐる中国とイギリスとの微妙な政治外交関係および共産党政権の華僑政策の下、香港イギリス系の2行と華僑系の1行は中国に残したのであった。香港イギリス系の2行は香港上海銀行とチャータード銀行であり、華僑系の1行は東亜銀行である。

中国における香港金融機関の由来のもう1つの流れは、中国の改革開放以後、中国へ新規に進出したものである。1981年7月に南洋商業銀行は深圳で支店を開設し、翌年、同行は蛇口市で2つ目の支店を開設した。その後、広東省銀行の深圳支店が1985年1月に成立された。以上の2行の中国支店が設立された時、中国では外国銀行支店の開設はまだ正式に認められていなかつた。その2行は特別な許可を受けたのである。1985年4月、中国政府は「中華人民共和国經濟特別区外資銀行、中外合弁銀行管理条例」を公表した。これによって、中国は外国銀行の経済特別区での支店開設を正式に認めるようになった。同条例が公表された年の8月、香港上海銀行は深圳で支店を開設した。そして、同年9月、チャータード銀行の深圳支店も成立された。また、香港関係の合弁銀行の廈門國際銀行と福建亞洲銀行も設立された。さらに1992年に至って、中国は大連、天津、青島、廣州などの沿海7都市にも外国銀行の支店開設を認める方針を打ち出した。それが香港金融機関の中国での支店開設を加速させたのである。

中国における香港金融機関の展開の1つの重要な特徴として、その地域分布が華南地区に集中していることがあげられる。表3からわかるように、深圳市には香港系銀行の12支店と保険会社の1社があり、廈門にも香港系銀行の4支店がある。また、華南地区の他の経済特別区と開放都市にはほとんど香港系金融機関支店が存在している。現段階において、先進国の大手多国籍銀行は上海を中心地にして中国へ進出している。上海は外国銀行の対中進出の中心地となっている。こうした先進国の大手多国籍銀行と対照的に、香港系金融機関は華南地区を中心に活動している。それは、もちろん改革開放以来の華南地区と香港との経済関係の緊密さによるものである。つまり、香港系金融機関にとって、現

段階の華南地区への進出は、香港での活動の延長ととらえてよいものなのである。

(2) 香港における中国の金融・証券活動

香港は、ロンドン・ニューヨークに次ぐ国際金融都市と言われるまでに発展し、外国為替、シンジケートローン、企業の資金調達など国際的な銀行活動、企業金融業務を展開している。香港において、中国は巨大な金融組織を持っている。その主体は香港中国銀行集団である。香港中国銀行集団は中国の為替銀行である中国銀行の香港支店を中心に13行により構成されている。その13行のほとんどが、1949年共産党政権の中華人民共和国が成立する前に香港で存在していた。前述した香港における一部の中国企業と同じく、それらの銀行も中国革命成功直後、中華人民共和国に帰属した。

香港において香港中国銀行集団は、イギリス系の香港上海銀行グループにつぐ勢力をもっており、預金量は香港全域の20%を占める。1996年現在、銀行資産総額が5500億香港ドルに達し、職員数は1万5千人である。その上、香港中国銀行集団を構成する各銀行は、香港にそれぞれ多数の支店・出張所を持つ⁵⁾。香港金融業界における中国銀行集団の地位の重要性のもう1つの側面は、同集団の中核である中国銀行香港支店の香港ドル発券業務への参加である。香港の金融構造の1つの特徴は中央銀行がなく、現在の香港ドルは、商業銀行の香港上海銀行とチャータード銀行の2行により発行されている。1994年5月から中国銀行香港支店は、香港ドルの発券業務へ参加することを決定した。発行額は初年度には60億香港ドル（全発行の約10%）であったが、1996年には100億香港ドルまで増えてきた。さらに、これから発行額を拡大する計画である。

また近年、香港証券市場における中国の活動も注目されている。中国政府は外資導入の一形態として、1991年から中国国内の大型国有企業の香港上場を検討し始めた。香港側との一連の協議を経て1993年6月、中国証券監督管理委員会と香港証券取引所は協定に調印し、「中国で中

国法に基づき設立された企業の人民元建株式を香港で香港ドル建で公開・上場し、配当支払を行う」という「H株」の手続きについて合意した。「H株」のHは香港の頭文字をとったものである。第1次上場は9社で、93年7月の青島ビルを皮切りに1994年上半期までに全部上場を果たした。第1弾の9社の業種は鉄鋼、造船、機械、石油化学などの重化学工業が中心であり、地域的にも内陸部も含めて選ばれた。「H株」の第1弾の9社は投資家から多数の応募を集め、成功であったといえる。このため第2弾では上場候補企業が拡大した。第1弾の9社と比べて、第2弾上場企業は電力、運輸関連の企業が数社加わった。中国ではインフラ整備が急務であり、その資金調達のために今後も上場を活用することになる。こうした中国からの企業群の上場は中国と香港双方にメリットがある。中国にとっては、大型国有企业の技術改造・新設備導入の資金を調達でき、国有企业の国際化と国際金融界での中国国有企业の認知のきっかけにもなる。他方、香港にとっては、これまで製造業の割合が低く、特に重化学工業がほとんどなかったため、こうした業種が中国から加れば、香港証券市場の魅力を増加させることになるのである⁶⁾。

結び ——香港と中国との 「経済一体化」の構造の行方

香港の中国への返還はあくまでも政治的な出来事である。ゆえに返還後の香港と中国との経済関係を見通す場合、政治的要素を忘れてはいけない。91年3月に成立した「中華人民共和国香港特別行政区基本法」は、「一国二制度」という原則に基づいて制定されたのである。その中に「香港の既存の資本主義制度と生活様式を保持し、50年間変えない」ということを明記され

た。ここで言う「一国二制度」という構想の狙いは香港返還よりむしろ台湾統一問題にあると思う。周知のように、国際化された台湾問題は中国にとって香港返還よりはるかに難しいのである。少なくとも台湾と国際社会に信用を示すためだけでも、中国は香港で約束を守らなければならない。そうした意味で、香港の特徴のある経済、行政システムは政治的要素により破壊されないだろう。

さらに、70年代末から実施してきた中国の改革開放政策はもう戻りしないのである。本文での考察からわかるように、香港与中国本土との経済一体化の構造を形成する最大の背景は中国の改革開放である。中国の改革開放の進展にしたがって、香港製造業部門は世界の高需要に対して香港域内での生産だけでは対処できないことを知り、低廉で豊富な労働力があり、工場用地の得やすい華南地区に、直接投資により生産拠点を移した。香港域内では高付加価値化、デザイン・新製品の開発、販路開拓などに特化し、生産は中国で行う分業関係が形成された。今後、中国の経済発展において、香港の貿易、金融、情報などの基地としての役割はいっそう拡大するだろう。そしてその経済一体化の中での分業関係はもっと明確に進んでいくだろう。

- 1) 『中国对外經濟貿易年鑑』中国对外經濟貿易出版社、1992年版、299ページ。
- 2) Hong Kong Review of Overseas Trade, Various Issues, *Hong Kong External Trade*, Dec. 1989, p. 21.
- 3) 『港澳經濟』広東省社会科学院、1989年7月号、38ページ。
- 4) William F. Beazer, *The Commercial Future of Hong Kong*, Praeger Publishers, New York, 1978, p. 166.
- 5) 香港中国銀行集團資料、1996年。
- 6) 渡辺利夫編『華人経済ネットワーク』株式会社実業之日本社、1994年12月、195ページ。

(よう こくり 筑波大学)

香港返還と「一国二制度」

YAMAGUCHI Masayuki

山口 正之

I

「社会主義国家」としての中国

香港返還後の中国が、香港の現行制度を50年間は返還しないという「一国二制度」の公約を本当に守るかどうかが、世界の注目の的になっている。「一国二制度」というのは、一般的には、中国共産党が統治してきた中華人民共和国本土では社会主義制度を実施するが、返還後の香港については、同じように中国共産党の統治下におかれながら、返還前通りの資本主義制度を維持するという意味に理解されている。つまり、香港返還後の中国は、統一国家でありながら、社会主義と資本主義の2つの対極的な制度によって構成されるというわけだ。

しかし、香港はたしかに資本主義社会、しかも、アジアではもっとも成功した資本主義社会のひとつだというのは、その通りであるが、中華人民共和国の「社会主義市場経渓」といわれる社会経済システムを、「社会主義社会」とみることは、どうしてもできない。現代中国は、年率10%を超す急速な経済成長にもかかわらず、貧富の差が拡大し、汚職と犯罪が増加し、なお全体としては、国民の生活水準はきわめて低い。中国は、ようやく工業化に向かって「離陸」した段階であって、社会主義社会を築くための社会的経済的文化的基礎は、まだ成熟しているどころではない。

II

中国の「新民主主義革命」

中国革命は、反帝半封建の新民主主義革命として始まった。中国共産党が指導した革命ではあったが、その内容は、中国を外国帝国主義と封建制度の支配から解放するためのブルジョア民主主義革命であった。したがって、権力を掌握したあとの中国共産党の歴史的任務は、まずもって、社会主義のための経済的基礎を築くということであって、直接に社会主義社会に移行するということではなかったし、ありえなかった。社会主義革命によって打倒し、変革すべき対象としての資本主義社会そのものがまだほとんど存在していなかったのである。

社会主義のための経済的基礎は、ほかでもなく、発達した資本主義の胎内にはらまれるものなのだから、新民主主義革命に勝利した国家権力としての中国共産党の当面の任務は、資本主義経済を建設するということと、独占資本主義的帝国主義の支配に隸属しないですむほどに強力な資本主義経済を急いで建設すること、であった。中国における「プロレタリア国家のもとでの国家資本主義」(レーニン)の建設である。

III

プロレタリア国家の 「国家資本主義」

新民主主義革命の勝利（1949年）後の中国の進路について比較的に正確な科学的規定を与え

たのは、中国共産党第8回全国代表大会（1956年）で劉少奇が行った政治報告である。「中華人民共和国の成立は、わが国のブルジョア民主革命の段階が基本的に終わり、プロレタリア社会主義革命の段階が始まったことをあらわしており、わが国の資本主義から社会主義への過渡期をあらわしている」。「社会主義社会を建設するためには、社会主義的工業、まず最初に重工業を発展させ、わが国を遅れた農業国から先進的な工業国にかえなければならず、しかも、これにはかなりの長い期間を必要とする」。

「旧い経済を改造するには、農業と手工業を平和的な方法で改造する必要があり、しかもこれは一步一步おこなわなければならず、時間がかかる」。「こうした改造は二つの段階にわけられる。すなわち、第一歩は資本主義を国家資本主義にかえ、第二歩は国家資本主義を社会主義にかえることである。プロレタリアートが権力を握っている国家のもとでの国家資本主義とはなにか？まさしくレーニンがいっているように、『それは、われわれが制限をくわえることができ、その限界をきめることのできる一種の資本主義である』」。

プロレタリア国家のもとでの国家資本主義とは、社会主義的統治権力が、社会主義のための経済的基礎を築くという明確な目的意識をもってその発展を指導し統制し管理する資本主義と



深圳にある鄧小平の大看板。死去の際には多くの花束が捧げられた

いうことである。戦後のアメリカ経済学は、現代資本主義は、自由な市場と国家的管理の「混合」という意味での「混合経済」だと主張してきた。プロレタリア国家の国家資本主義とは、社会主義への移行を意識的な目的とした権力によって指導される「混合経済」の一種である。

III 「法治」への移行は避けられない

したがって、「一国二制度」とは、社会主義と資本主義という2つの制度のことではなく、國家資本主義の2つの種類、もしくは、混合経済の2つの種類ということなのである。香港の混合経済は、本土的混合経済の「人治」的性格に比べると、その「法治」性において、はるかに先進的である。改革・開放の加速による中国の急速な経済発展が、腐敗・汚職の急増とともに生じるのは、法による支配と法の前の平等がまだ制度的に確立されず、人脈（コネ）や個人的判断が優先する「人治」によって支配されるという前近代的で後進的な社会関係が、なお根強く残っているからである。

「四つの近代化」による中国の工業化の発展は、必然的に中国の家父長制的諸関係をすでに崩壊させつつある。「法治」を体験してきた600万人の香港市民の中国本土への統合は、人治的混合経済の近代化・民主化を促進する積極的な要因になることができる。

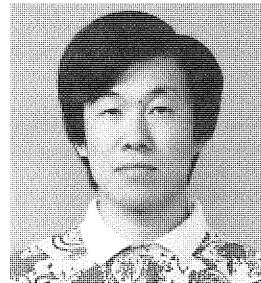
香港返還を目前にして「一国二制度」の提唱者であった鄧小平氏が死去した。中国ブリッジ協会の会長が唯一の肩書きであり、中国共産党でも国家機関でも何の地位ももたないヒラ党員にすぎなかった鄧氏が、12億人の国を支配する最高実力者であったという事実は、中国社会の「人治」的性格を端的に表現していた。鄧小平氏の死去は、人治の時代の終了を告知する号砲である。鄧小平以後の中国は、法の前の平等と政治的民主主義の発展に向かって自覚的に前進しなければならない。香港返還は、新民主主義革命として始まった新中国建設の歴史的発展の新段階の画期となるだろう。

（やまぐち まさゆき 日中友好協会会長）

21世紀の中国経済を 予測する

—2020年にはGDPで世界一,
2025年には「先進国」に—

10%成長を続ける中国経済。それがまた香港を呑み込んでどこまで膨れ上がるか。ここではその予測を長期計量モデルで行った。貿易収支の長期的な黒字傾向。1人当たりGDPでの台湾への接近が見られる。



OHNISHI Hiroshi

大西 広

I 花盛りの中国経済予測

香港の本帰復を目前にして、アジア太平洋地域のみならず、世界経済における中国のプレゼンスが日に高まって来ている。こうした世界的関心を最初に示したのは、イギリスの『エコノミスト』、アメリカの『ビジネス・ウイーク』という2つの世界的メディアによる92年と93年の特集記事であったが、その後もGDPなど経済規模の予測を中心にいくつかの興味を引く研究報告がなされている。

たとえば、世界銀行の『グローバル経済の予測と途上国』という年次報告書の1993年版は、台湾、香港を含む中国経済が2002年までにフランス、イタリア、イギリスを追い越すと予測し、また購買力平価で測れば日米両国をも凌駕とした。もちろん、これらの予測が世界に衝撃

を与えたことは言うまでもない。しかし、とはいっても、ここ数年の中絶が10%を上回る実質成長をほぼ毎年してきたこと、西側先進国が全体として低成長であることを考えれば、中国経済が早晚西側各国を上回ることは当然のことである。

たとえば、96年には日本と中国の実質成長率に7.2%の違いがあったが、この格差は10年続くだけで両国の経済規模を7対1から3.5対1へと格差をちょうど2分の1に縮小する。あるいは、20年で4分の1、33年で10分の1にするペースであり、たとえ格差が10倍あってもその差を完全に解消してしまう規模のものとなる。少しの成長率格差も、年を重ねれば巨大な大きさになることを知らねばならない。

しかし、こうして経済予測が花盛りで多くの研究者がその結果を利用した議論をしているものの、多くの場合、その利用者は当該の予測値の正当性に関する科学的吟味をしているわけではない。筆者は予測の専門家として経済評論家のそのような予測値の安易な利用に関して危惧を抱いてきたが、ともかくここ中国の将来予測

は余りに重大な問題であるため、自らの維持する「京大環太平洋計量経済モデル（KYPAC-5.1）」でアジア太平洋諸国とともに2025年までの長期予測を行ってみた。

このモデルはアジア太平洋地域の「興亡」の表現と予測を主な目的として作られたもので、大国として勃興しつつある中国経済の予測には最適なモデルである¹⁾。そして、期待された通り、そこで計算された各種の予測値からは世界銀行の予測にない多くの興味ある中国の将来像が浮かび上がった。

本稿では、それらの興味ある結果を示し、中国の潜在力に対する国際社会の正当な評価の必要性を主張したい。

Ⅱ 実質ドルベースで10%を超す 成長を持続

そこで、まず下に挙げた表1は2025年までの中国経済の全体像を総括したものである。この表中の「中国」にはモデルの関係でまだ香港が含まれていないが、その条件の下で表を見ると、まず目につくのはGDPの成長率である。2000年まで8.3%と若干落ち着いた成長を遂げた後、12~3%の成長を20年間ほど続けるという高めの予

測が計算されている。

ただし、このうち、まず2000年までの予測値は政府の第9次5ヶ年計画の計画値である8~9%や畢吉耀『中国宏觀（マクロ）経済計量模型』（1994年、北京大学出版社）の9.7%，国家統計局が昨年に出した予測値の8.7%と比べるとやや低めないし同程度であり、少なくとも高すぎる予測とは言えない。また、日本経済研究センターが昨春に発表した長期予測では1990~2000年期間の実質成長率が10.3%と出されているが、95年までの元ベースの実質成長率がそれ以上であったことを考えると、この予測も1995~2000年期間でみると我々の予測と整合的と言える²⁾。

ただし、2000年以降の予測値については、この計測単位が「実質ドル」であるという点に若干のコメントが必要となる。というのは、後で見る表のように、我々が予測値を各国比較する際には通貨単位がドルに統一されなければならないが、他方政府の気ままなインフレ政策に予測を翻弄されないためにはインフレを調整した「実質値」で予測がなされなければならないからである。そのため、ここでの値はすべて名目ドルベースの値をアメリカにおける1995年基準のインフレ率で実質化したもの、いわゆる「実質ドル」で測られている。あるいは、この表に示された諸数値は、中国の実質元ベースの値を「実質為替レート」（両国インフレ率の格差で調整された為替レート）で調整したものと考えることができる。したがって、たとえば、表中に

表1 中国（本土）経済の長期予測

	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
GDP (10億ドル)	691	1029	1849	3507	6669	11948	19388
		(8.3)	(12.4)	(13.7)	(13.7)	(12.4)	(10.2)
1人当たりGDP (ドル)	487	686	1182	2183	4103	7378	12178
		(7.1)	(11.5)	(13.0)	(13.5)	(12.4)	(10.5)
対GDP貯蓄率(%)	29	35.1	38.2	41.7	45.6	49.4	52.8
対GDP比貿易黒字率(%)	2.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0
資本収支(10億ドル)	40.3	41.0	40.1	32.4	21.1	7.9	-5.1
		(0.3)	(-0.4)	(-4.2)	(-8.2)	(-17.8)	
対GDP比関税率(%)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
対GDP比軍事支出率(%)	1.1	0.9	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4

カッコ内は対5年前比年平均成長率。額は1995年価格「実質ドル」ベース

ある2000年から2005年の間のGDP成長率12.4%とは中国元ベースの実質成長率に「実質為替レート」の平均増値率を加えたものとなる。とすると、2000－2020年の間の12－3%の「実質ドル」成長率、2020－25年の間の10%の成長率というGDPの予測値は妥当なものと言えるのだろうか。

幸い、この点では我々の予測を裏付けるいくつかの根拠がある。というのは、まず「実質為替レート」を決める最も基礎的な経済変数である貿易バランスが（対GDP比で測って）2000年までの若干の調整的縮小を経て、再び増加すると計算されたからである。つまり、中国元ベースの実質成長率が10%を割っても中国元の実質増値により「実質ドル」ベースの成長率は12－3%に達すると考えられ、これが世界によって評価される中国の経済成長率となるのである。この貿易バランスは後に見るように香港を除く中国本土だけの予測値であるが、当面香港と本土の通貨が統一されない予定であるため、中国元の為替レート予測はこのようになる。

III 調整を経て貿易黒字は 再び増勢へ

しかし、このように言える根拠としての貿易バランスの予測については若干の補足的説明が必要であろう。近年の中米摩擦に見られるように、貿易バランスの動向は政策的にも極めて重要なだからである。

その点でまず言うべきは、貿易バランスの調整が当面なぜ必要になるかであり、この問題はさらにもう1つの変数、資本収支の動向と関わっている。表1の他の行には資本収支の動向が示されているが、見られるとおり、現在は大幅な「入超」（資本純輸入がプラス）となっており、こうしたルートによるマネーの流入と貿易収支黒字による国際的な「純収入」とは国際収支勘定上直接には矛盾し合うものだからである³⁾。

2000年以降の予測では資本収支の縮小と貿易黒字率の拡大という形で変動の方向は整合しているが（方程式がそうなっている）、少なくとも2005年までの間はさらに増大する資本輸入も相俟って貿易黒字率の縮小という形でこの理論的矛盾を多少調整する方向に動くと予測している。実際、1996年の中国の（対GDP比）貿易黒字率は前年の2.8%から1.8%に縮小している。こうした調整をした上、資本輸出の増大に伴って貿易黒字が再び増勢に転ずるというのが我々の予測である。

なお、我々の表中では対GDP比で測った関税率が不变となっているが、こうした貿易黒字率の長期的上昇がそれを低める方向で作用することは十分考えられる。1995年に開かれたAPECの大坂会議では中国のWTO加盟を将来に睨みつつ途上国の2010年までの基本的な関税全廃が目標として掲げられ、中国政府もまた2000品目の関税率の引き下げを約束した。こうした方向への前進には基本的に明るい見通しがある。

IV 2025年には「先進国」に

こうした国際競争力の動向自体が中国の経済的潜在力の正当な評価を求めるものであるが、実はその予測の基礎となっている資本収支の動向も中国経済の成熟への進展を予測させる。と



上海の重工業地帯

建設途上の広州経済開発区



いうのは、2020年から2025年の間に中国の資本収支は赤字に転じ、資本の純輸出国となると予測されるからである。

もちろん、このことは資本輸入額の減少を必ずしも意味せず、資本輸入の伸びを上回る資本輸出の伸びが予測されると解釈されるべきであるが、ともかく現在でも中東やアフリカなど親中諸国や東南アジアへの中国企業の進出は多く、さらにどう海外進出を進めるかといったことが政策上の課題ともなっている⁴⁾。あるいは、米国債の買い入れ国という面で見た場合、中国は既に英、日に次ぐ第3位の位置を占め、特に96年9月に至る1年間では日本を上回ったほどの世界的資本供給国となって来ている。少なくとも、この資本収支に関する限り、2025年には現在の日本や台湾地区のような「先進国」に到達していると考えることができる。

しかし、こうした「先進国」化は他の指標からも予想することができる。そして、その最も基本となる指標は1人当たりGDPであり、中国の場合「一人っ子政策」による人口成長率の低さも手伝って2025年には1995年基準の「実質ドル」で1万3000ドルに達すると予測された。そして、この値は表2で見るように現在の韓国や台湾の水準あるいはアメリカやオーストラリアの2分の1の水準であり、これは明らかに「先進国水準」であることを示している。なお、鄧小平は開放政策に入って以降常々、1人当たりGNPを2000年までに1000ドルに、2020年までには4000ドルにしてこの時点で中位の先進国になるとの目標を論じ続けて来たが、現在とこの主張された時期との米ドルの減価率を考慮すると、ほぼこの目標が達成されるということになる⁵⁾。

もちろん、これは単にフローの生活水準を表すものではなくストックの不足に引き続き悩まされるだろう。また、こうしたドル・ベースの1人当たりGDPの上昇の多くの部分は前述のように為替レート変動によるものと考えられる。しかし、中国を訪ねた人は誰でも感ずるように例えば北京市民の生活は既にかなりの程度「先進国化」している。

なお、この表2に対してはアメリカや韓国での1人当たりGDPのマイナス成長という予測に疑問が呈されるかも知れない。しかし、これは主に貿易収支バランスの恒常的赤字を基礎とした

表2 中国（本土）、台湾およびアジア太平洋8ヶ国の1人当たりGDPの長期予測

	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
中国（本土）	487	686	1182	2183	4103	7378	12178
台湾	11871	15856	17505	18461	19040	19428	19713
アメリカ	26450	27740	23362	27922	27856	27722	27517
日本	37629	41626	44609	47150	49252	51018	52514
韓国	9611	11298	11497	11409	11260	11099	10937
フィリピン	1083	1476	1850	2314	2924	3740	4845
タイ	2950	5422	8196	12334	17981	25637	35931
マレーシア	3711	4249	5253	5927	6536	7052	7491
インドネシア	879	1305	1665	2169	2834	3719	4906
オーストラリア	19260	21596	23778	25404	27060	28831	30598

1995年価格「実質ドル」ベース、単位はドル

当該国通貨の減価によるものと考えられる。現在のドルは堅調であるが、再び対日赤字を拡大させたりしており、長期的には再び大幅に減価するというのが我々の考え方である。

V 「本土+香港」の将来像

以上のように、21世紀初頭の「中国本土」の姿はおおよそ提示することが出来たが、本特集の最大のテーマである「香港返還後の中国」を知るという意味では、やはりこの香港地区の姿を何らかの形で推計し、いくつかの重要指標に関しては「本土+香港」の予測を行う必要がある。そこで、ここでは下記のような仮定の下に、モデルでは計算できなかった香港地区のGDPと貿易収支を予測し、香港返還の全中国にとって持つ意味を考えてみたい。

そこで、我々が追加した仮定は次のようなものである。すなわち、まずGDPに関しては、香港と台湾との基本的な成長段階の同一性から台湾の成長率で香港のGDPを延長した。他方の貿易収支については、香港政府のHong Kong External Trade のデータ⁶⁾を基礎に香港の対本土および対本土以外地域貿易収支の値を差し引きするという方法で1995年の「本土+香港」の対外貿易収支の値を修正した。また、この値の対香港GDP比を一定として2000年以降の香港地区の対本土および対世界貿易収支の値を推計し、それを基礎に全期間の「本土+香港」の貿易収

支の予測を行った。こうした予測の結果は次の表3および表4に示されている。

そこで、まず表3を見ると、1995年時点で持つ香港の経済規模の大きさに驚かされる。およそ中国の5分の1の規模を持っており、これはほぼタイやインドネシアの現在の経済規模、あるいは台湾の2分の1を超える経済規模に相当する。つまり、この返還によって中国はタイやインドネシアの規模の国を一国飲み込むことになるのであって、これによって韓国の2倍の経済規模に達することになる。今回の返還がいかに大きなものであるかがわかる。

もちろん、その後の香港の成長率を本土と同じように考えることはできないから、香港の中国全土に占める比重は必然的に低下するが、それでもそうした「本土+香港」の経済規模は急速に拡大し、2015年頃には日本を凌駕し、また2020年までにアメリカをも凌駕することとなる。こうして筆者の予測では、2025年における中国の経済規模はアメリカのそれを倍するところまで行く。

他方、表4もまずは1995年の数字に注目することとしよう。すると、まず中国本土の対香港の黒字が対世界の貿易黒字を上回っていることから、今回の返還によって「本土+香港」の対外黒字は大幅に縮小することが予想される。実際は香港の本土以外の地域に対する黒字の存在によって1995年の数字では収支が完全にバランスするような計算となるが、本土の対外黒字が2000まで「調整」されることにより、返還直後には貿易収支が赤字化することとなる。ただし、その後は前に予測したような本土地域の黒字の拡大により「本土+香港」の収支も黒字化するというのが我々の予測結果となった。



香港の高層ビル群

VI 中台統一と霸権の行方

最後に、「21世紀の中国」という時、どうしても抱かざるを得ない2つの関心、「中台統一はな

るか」という問題と「中国は霸権国化するか」という問題に関して若干のコメントをして本稿を閉じたい。

そこでは第1の問題であるが、我々のような単なる経済予測もこの問題に対して若干の示唆を与えることができる。というのは、これは香港の場合にも言えるのであるが、大陸との統一に否定的な台湾の住民の気持ちには「貧乏な国と統一することで不利益を被るのではないか」との考えがあるからである。そして、実際、上海や廣東は中央政府に上納する額が交付される額より常に多いことに不満を持ち続けて来た。

この問題に対して、筆者は常に「中国人の悪いところは自分のことしか考えないことだ。貧しい地方を助けることにもっと、熱心であって欲しい」と言い続けて来たし、逆に中国政府は

「そのような所得再分配は当面行わない」とまず香港に対して約束をして来ている。しかし、一般的にそのような不安を抱くことはありえよう。そして、その意味では、本土と台湾の間の所得格差がどのように縮まるかが経済問題としては決定的であり、そのためにはもう一度チェックしなければならないのは先の表2、そしてその中の本土と台湾の1人当たりGDPの比率である。

これを見ると、1995年に台湾の4%しかなかった本土の1人当たりGDPが2025年には62%の水準まで追い付くことになる。また、この時、本土内の各省間の所得分布に差がないとする、この年2025年の上海、北京、天津、廣東、福建の省市別1人当たりGDPは、それぞれ4万4100ドル、2万9400ドル、2万4900ドル、1万9800ドル、1万

表3 中国本土、本土十香港、台湾およびアジア太平洋8ヶ国のGDPの長期予測

	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
中国本土	691	1029	1849	3507	6669	11948	19388
香港	143	197	225	245	259	272	284
中国全土	(834)	1226	2074	3752	6928	12220	19672
台湾	261	360	411	447	474	497	518
アメリカ	7246	7904	8057	8259	8583	8896	9202
日本	4711	5343	5893	6379	6821	7230	7612
韓国	431	524	551	566	578	590	602
フィリピン	74	111	153	207	282	385	529
タイ	167	314	499	726	1001	1320	1675
マレーシア	80	103	133	169	208	251	298
インドネシア	170	274	381	540	767	1092	1558
オーストラリア	348	418	492	559	631	711	796

表4 中国本土、本土十香港の貿易収支の長期予測

	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
中国本土の対世界貿易黒字額(a)	19	19	35	70	133	239	388
本土の対香港貿易黒字額(b)	24	33	38	41	43	46	48
香港の対本土以外地域貿易黒字額(c)	5	7	8	9	9	10	10
本土+香港の対世界貿易黒字額(d=a+b+c)	0	-7	5	38	99	203	350
本土+香港のGDP(e)	834	1226	2074	3752	6928	12220	19672
本土+香港の対GDP貿易黒字率(f=d/e)	0	-0.6	0.2	1	1.4	1.7	1.8

額の単位は1995年価格「実質ドル」10億ドル、率は%

7000ドルとなり、台湾の平均値の2.2倍、1.5倍、1.3倍、1.0倍、0.9倍となる。上海、北京、天津の3市は都市部のみで農村部を含む台湾と直接比べることに問題があるとすると、都市も農村も含む広東、福建はその頃の台湾と同じような所得水準にまで達するということになる。このような条件が整うなら、前述のような台湾住民の不安の多くは解消されることとなろう。

さらに第2に、「霸権」の問題については、現在の中国には従来の霸権国家と異なり、軍事大国化への指向性が非常に低いことをまず指摘しておく必要がある。表1にあるように現在でも日本程度の低さにある中国の対GDP比軍事費比率がさらに一層低下すると予測され、またGDP比でアメリカの2倍になると予測される2025年における軍事費総額もアメリカの3割に満たないという計算結果が出ている。

ただし、こと経済力に関して言えば、やはり超大国、霸権国家への道を確実に進んでいると考えることができる、中国における1995年とはイギリスが霸権をフランスと争った1800年頃に相当し（中国が1995年まで次の霸権を争った国は日本である）、2020年はアメリカがGNPでイギリスを上回った20世紀末頃に相当することとなろう。霸権国交替の歴史は、それぞれの霸権国に約100年の寿命があるとした⁷⁾。とすると、ちょうど21世紀の100年間が「中国の世紀」となることになろう。

中国は改革開放政策への転換後、「経済建設は第二の長征」と位置づけてきたことが、このような明るい展望を切り拓いてきている。台湾との統一問題や国際社会における正当な評価を獲得するという問題までが「生産力が他の基本的

諸関係を規定する」という基本的思想に導かれて解決されようとしているとすれば、やはりまだ十分に中国はマルクス主義の国家たりえている。

- 1) モデルの詳しい内容は、H.Ohnishi, A Long-term Projection for the Chinese Long -term Plan for 2010: research based on the Kyoto Univ. Pacific Rim Model, *Working Paper*, no. 35. Faculty of Economics, Kyoto University, 1996.
- 2) 上村千明「要素投入依存脱し再飛躍するアジア」『日本経済研究センター会報』1996年3月号参照。
- 3) ただし、第1表中の「資本収支」はIMFの*International Financial Statistics*中の3つの項目、'direct investment, nie', 'portfolio investment, nie', 'other capital, nie' の合計として算出され、これは「資本収支」の最広義のものより少し狭い。その意味でこの「矛盾」は必ずしも厳密なものではない。
- 4) たとえば、張志元「我国企業海外直接投資的制約因素与対策」『世界経済』1996年8月。
- 5) 例えば、鄧小平「吸取歴史経験、防止錯誤傾向」（1987年）『鄧小平文選』第3巻所収。
- 6) 本データは、中国本土の香港経由貿易に関するSungの研究（Sung,Y., China's Trade by Country and the Role of Intermediation via Hong Kong, presented in the 5th Convention of the East Asian Economic Association in Bangkok, Oct. 25-26, 1996）によっている。
- 7) フェルナン・ブローデル・センター研究作業グループ「資本主義世界=経済の循環的律動の長期趨勢」市川泰治郎編『世界景気の長期波動』亜紀書房、1984年参照。

（おおにし ひろし 所員 京都大学）

「西の香港」めざす 新疆ウイグル自治区

中国の対外開放は沿海部だけで進んでいるのではない。中央アジア・イスラム諸国との交易を中心に「西の香港」新疆ウイグル自治区も飛躍への足がかりを得つつある。



ABRIKIM Hasan
アブリキム・ハサン

新疆ウイグル自治区は中国の西北辺に位置し、その地理的環境、社会経済条件および歴史発展過程には著しい地域的特徴がある。もともと新疆は中央アジア、西アジア、ヨーロッパなど世界の他の国や地域と多種多様な内容と形式で経済文化交流を行ない、そうした貿易・往来の関係は文献的にも後漢時代まで遡ることができる。古代シルクロードは東西経済文化交流の大動脈であった。そして、現在、シルクロードは中国改革開放政策の展開の中で新しい内容と形式で復活して来ている。

とりわけ、80年代における開放政策の積極的な探求、大胆な試験的導入以来、90年代に至っては新疆の対外貿易が新しい段階に入っている。自治区政府は「全方位開放」「向西傾斜」、「内聯外引、東聯西出」の方針を決定し、地上、地下資源の優位性と陸路による対外開放にとっての地域的優位性を十分に發揮して、貿易を拡大してきている。また、外資の積極的導入を始めて以降は全自治区の対外開放事業は全方位で広範な地域に展開し、鉄道沿線開放を盾とした対外開放が形成されている。

I 続々と開放される域内諸都市

1978年には国务院がウルムチ市と石河子市をはじめに対外開放都市と決定した後、新疆には対外開放の序幕が開かれることとなった。1981年には中央政府が新疆の輸出入貿易自主権を回復させ、1983年にはホルゴス、トルガトのふたつの交易都市が再開され、また1986年には新疆の対旧ソ連との地方辺境貿易の再開が中央政府によって認められた後、1989年までに北新疆（天山北部）のトルファン、イリ、アルタイの3市（県）が対外開放都市とされるに至っている。南新疆（天山南部）ではカシュガル、アトシ、ホタン、クチャル、ヤルカントなどの10市（県）が次々と対外的に開放された。1994年までに対外的に開放された都市（県）は58に達し、全新疆の各地、州、市に広がっている。

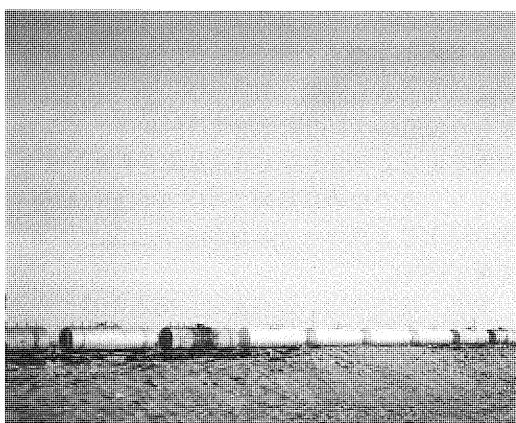
この基礎の上に、自治区政府は外資を吸収するために、国務院の批准以降、ウルムチ高度新技術開発区とイリ市、博州系市およびタチイン辺境経済合作区を建設している。とりわけ、ウルムチ市を中心とした開発区と辺境開発区の各種インフラ施設の整備は外国人投資家の関心をひきつけるのに十分である。

こうした開放都市以上に对外貿易の発展に特別の地位を与えられているのが「口岸都市」であるが、これには15の都市が指定され、その中にはウルムチとカシュガルの2つの空港、それに13の陸路によるアクセス可能な都市が含まれている。これらの「口岸都市」は十年以上の時間をかけて建設が行われているが、すでに基礎的インフラの改善は相当のレベルに達している。商取引きとサービスに関する諸機能も最高度に発展をしている。1995年には以上の「口岸都市」に入った観光客は343万人に達し、輸出入された貨物輸送量は183万トンに達している。

II

新疆の貿易構造と外資の導入

政府が各種の特恵的政策を実施するようになって、地域開放、「口岸都市」化と開発区の建設によって新疆の对外的貿易事業は急速に発展をした。1995年の对外貿易輸出入総額は14.28億ド



新疆自治区から東部に送られる石油

ルに達し、それは1978年の59.9倍となっている。輸出入別で見ると、1995年の輸出は7.63億ドルで対1978年比68倍、年率28.4%の成長、輸入は6.65億ドルで対78年比46倍、年率25.4%の成長となる。したがって、新疆の对外貿易は黒字でその率は益々拡大しているということになる。「輸出志向型」の中国経済の発展がここでも行われている。

なお、こうした新疆の对外貿易の発展の結果、全中国の輸出入総額に占める新疆の割合は1978年の0.11%から1995年の0.51%にまで上昇した。中国全体に占める人口の割合の低さからこの割合自体は小さいものの、急上昇過程にあることがわかる（表1参照）。

改革開放以来、輸出入商品の構成も大きく変化をしている。まずは商品の種類と数量が著しく増え、輸出品は綿花、綿糸、綿布、ナイロン、毛織物、カーペット、セメント、コークス、精製油、砂糖、硫酸ソーダ、建築用石粉、酸化カリウム、甘草、甘草クリーム、食糧、（ウインナー用の）腸皮、トマトジャムなど農産物と消費財が中心となっている。また、輸入品は機械、測定機器、医療器具、化学工業原料、鋼材、化学肥料、自動車、紙、テレビなどで、生産財が9割を占めている。

最近10年以來、新疆は国境線が長い、領土が広い、周辺諸国との経済的な相互補完関係が強い、などといった有利な条件を活かして貿易を大きく発展させ、現在は60ヶ国・地域との経済貿易関係を築くに至っている。こうした中、

表1 新疆ウイグル自治区の对外貿易の推移

（単位：万ドル）

年	輸出入総額	輸出総額	輸入総額	貿易収支
1978	2346	937	1409	-472
1979	2336	868	1568	-700
1980	3160	1710	1450	260
1985	29179	18020	11177	6843
1990	41025	33530	7495	26035
1991	45933	36317	9616	26701
1992	75039	45386	29653	15733
1993	92210	49509	42701	6808
1994	104053	57612	46441	11171
1995	142798	76880	65918	10926

出所：『中国経済開発—現在与未来』中国経済管理出版社、1996年

1992年からは毎年首府ウルムチ市で「ウルムチ貿易打合わせ会議」が開かれるようになり、新疆と世界との交流はますます拡大して来ている。

新疆は1980年から外資の導入を始め、対外借款、直接投資などの形で調印した外資受入れ契約書は1995年までに963件に、その契約額は21.6億ドルで、実際に導入される外資も15.4億ドルに達している。また、こうした直接投資の企業数も増え、1995年には665社となった。導入された外資は、新疆の基礎インフラの改善、経済規模の拡大、技術革新や社会進歩のために使われるなど、大きな役割を果たしている。

III 貿易と外資導入における諸問題

こうして新疆の貿易は近年急速に発展しているものの、外資の導入分野はまだ粗放的なものが中心で、貿易構造もまだ高度化するには至らず、それらの経営効率も低いままである。外国貿易に関わる企業の多くは収支赤字を計上しており、その総額は1995年で50万ドルに達している。

輸出する商品はまだ技術集約的なものではなく、低付加価値のものが大部分で、対外競争をする力も十分ではない。そのため、貿易市場の規模もまだ小さい。また、貿易相手国・地域でみても、国際通貨による普通取引きの形をとる「普通貿易」では日本、アメリカ、香港、マカオなどに限られ、現物交換を基本とする「国境貿易」では中央アジア5ヶ国などCISに属する少數の国に限られている。そして、このため、他国・地域の市場動向はダイレクトに影響するようなことになっている。

外資の利用に関しても、その中に占める直接投資はおよそ20%と少なく、これは自治区の対外債務を増やす要因となっている。また、直接投資は紡績、食品、サービスなどの産業に集中しており、現在最も必要とされ政府も優遇策をとっているエネルギー開発や交通、さらに高度

新技術産業への投資はまだ限られている。また、生産志向、輸出志向、高度技術といった性質を持つ「三資企業」の数もさらに少なくなる。直接投資は、北新疆、とくにウルムチを中心とする比較的発達した地域に集まっている、そうでない地域、たとえば南新疆には直接投資が少ないだけではなく、借用する外国貸付け金の項目も少なくなっているのである。こうして、地域間の外資導入は極めて不均等に進んでいるということができる。

IV 新疆自治区の一層の 対外開放に向けて

しかし、こうした遅れを取り戻すために、中央政府も非常なる関心を寄せており、また一連の政策も打ち出されて来ている。たとえば、中国共産党中央委員会は社会主義市場経済体制の建設に関する決定の中で、国境都市の開放、地域開放をはじめ、交通幹線沿いの開発、中西部での合弁企業と自然資源の利用などを強調している（中国共産党中央第14期中央委員会第3回総会決定「關於確立社會主義市場經濟体制的若干決定問題」1993年）。また、政府の第9次5ヶ年計画では新疆を21世紀初における西部地区資源開発と経済建設の重点としている。新疆の豊かな資源を開発し、経済面で優勢に転じるために現在の戦略は中国全体にとっても21世紀経済発展戦略の重要な一部となっている。つまり、新疆はこれから石油、天然ガス、化学工業を中心とした国家レベルの総合的現代的化学工業基地、穀物基地および国内最大の商品綿花基地となる。そして、このために新疆ウイグル自治区政府も第9次5ヶ年計画の中で具体的な諸方策を決定して来ている。

実際、現代中国の経済改革に関心を持つ人々は西部地区、特に新疆の経済発展について非常に関心を示している。たとえば、日本人でも江木佳隆氏は「中国経済を発展させるためには、



すでに構成された2つの地域に注意を十分払う必要がある。一つは沿海でもうひとつは中国の内陸および新疆である」と指摘している(『新疆観光資源開発』新疆人民出版社, 1988年)。また、中国の有名な経済学者である童大林氏は「わが国で言えば、年間消費が2000億ドルという中央アジアに面する市場だという点だけでも、ウルムチが第一である。わが国には8つの経済区があるが、その一つは新疆と周辺の国々とで構成されている」と述べている(『数量経済技術経済研究』1995年5月号)。こうして全国経済発展戦略の転移、経済発展政策の西部地区への傾斜、資金の投入などの諸要素は新疆の対外貿易を促進させるためのソフトとハードの両面での好条件を形づくっている。

現在、新疆の対外開放について言えば、西方への開放の重点は中央アジア諸国におかれるべきだと私は考えている。なぜなら、①新疆は中央アジア諸国との歴史的伝統的な貿易関係がある、②中央アジア5ヶ国と新疆は3000キロメートル以上の国境線があり、新疆の少数民族とそれら諸民族の風俗習慣や宗教は基本的に似ている、③1991年の独立以降、中央アジア5ヶ国は中国新疆との貿易に積極的になって来ているからである。こうした中で、1994年には新疆の中央アジア5ヶ国との貿易輸出入総額は5.12億ドルに達し、全自治区対外貿易輸出入総額の52%を占めている。

中央アジア5ヶ国はその総面積が399.44万平方キロメートル、人口は5200万人以上となっている。また、その経済構造は著しく不均衡で、急速な人口増加のため穀物、肉類など消費財の自給ができなくなっている。日用工業品と工業原料や設備の一部を輸入に頼り、輸入貨物は毎年輸出のそれの2倍の量となっている。そのため、投資需要も消費需要も潜在的には非常に大きなものがある。消費需要だけで言えば、少なくとも10年間に300%増加するだろうと言われている(『新疆社会経済』1996年1月号)。

このほか、旧ソ連から独立した諸国は程度の差こそあれ経済困難と危機の状態にある。したがって、彼等も自国の生産物を販売するための新市場を開拓する必要に迫られており、そのた

め各国とも対外開放をいっそう進めなければならなくなっている。以上に見たように、中国新疆と中央アジア諸国の市場の潜在力は大きく、双方が協力できる領域も広いと思われる。

最近年における新疆と中央アジア諸国都の経済協力の展開について具体的に紹介すると、第1に、新疆が最も長い国境線を持つカザフスタンとは、ウルムチーアルマアタ間の鉄道、航空線、自動車道路の連絡が時とともにますます完備され、新疆に来るカザフスタン旅客商人の数も倍増してきている。

第2に、新疆と次に長い国境線を持つキルギスタンは独立後特に中国との通商に積極的になってきており、現在中国新疆とキルギスタンとはホルグス川の水資源の共同開発について検討している。

第3に、タジキスタンでは独立後内戦が続いていたが、現在はそれも基本的に治まってきた。様々な理由により現在タジキスタンはロシア、中央アジア諸国およびアフガニスタン、イランといったイスラム教諸国との交流が中心となっているが、それでも1993年1~4月期の双方の貿易総額は440万ドルに達し、お互いの協力する事業の数は107に達している。新疆は綿花資源の共同開発計画を作り、タジキスタンに紡績工場を作る準備を進めている。

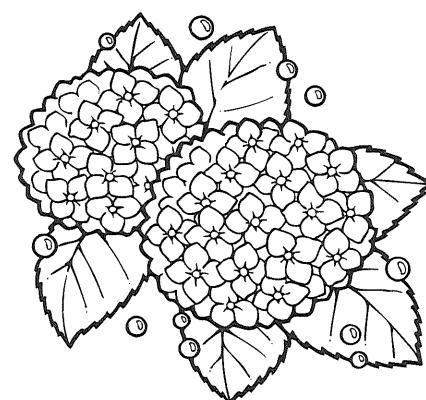
4番目に、新疆と直接領土を接しないウズベキスタンでは独立後政局が比較的安定し、経済改革も中国をモデルとしたために順調に進行し、そのことからさらに両国間の協力会議の設置に

話が進むなど、ウズベキスタンはC I S諸国の中で最も関係が良くなっている。ウズベキスタンからウルムチまでの国際航路や鉄道、自動車道路の開通で貿易を発展させるための条件はますます整いつつある。

今まで中国における経済区の形成は沿岸部が中心で、香港の祖国復帰は東部沿岸地域の経済発展にさらに大きな影響を及ぼすだろう。しかし、全中国の全体的な発展には経済の調整が重要であり、全国面積の60%も占める西部地域

の経済発展がそのためにどうしても必要になる。とりわけ、中国西部地域で戦略的位置にある新疆は中央政府の特惠政策をよく利用して、自身の資源的優位性と周辺の開放交易都市を十分に活用して対外開放をさらに進められれば、中国沿岸地域の経済的活力を新しいシルクロードの中心新疆ウイグル自治区にまで引き寄せることができるだろう。改革開放政策はこうして中国の西辺でも本格化しようとしている。

(あぶりきむ はさん 新疆大学副教授)



構造転換に悩む瀋陽

—改革開放政策下の中国の一例—

MATSUNO Shuji

松野 周治

この度（2月下旬と3月下旬）短期間ではあつたが、約2年3ヶ月ぶりに瀋陽（かつての奉天）を訪れる機会があった。瀋陽では遼寧社会科学院で説明を受けるとともに、同院の協力を得てヒアリングを実施し、資料を収集した。また、帰路で大連に立ち寄り、東北財経大学の諸先生と意見交換する機会を得た。それらをもとにして、16年以上にわたって進められてきた中国の改革開放政策とその下での市場経済の発展が、瀋陽の経済に現在どのような事態を生み出しているのかを紹介してみたい。間近に迫った香港の返還は、中国のこれまでの政策のいっそうの進展の契機となりうるが、その行方は、これから述べる瀋陽等で表面化している諸問題がどのように解決されるかによって、大きく左右されるように思われるからである。

「東北現象」

瀋陽は約670万（うち農業人口250万）の人口を有する中国東北地域最大の都市であり、遼寧省の省都である。遼寧省並びに瀋陽には、石油化学、鉄鋼、機械、冶金などの重化学工業の大・中型国有企業が多数立地している。それらの企業の多くは第二次世界大戦前にさかのぼる歴史を持つとともに、1950年代以降急速に発展し、遼寧省と瀋陽は、中国全体の重化学工業化の基地としての役割を果たしてきた。しかし、改革開放政策が展開するとともに、瀋陽並びに遼寧省の大・中型国有企業の多くは市場競争力を喪失し、経営困難に陥った。いわゆる「東北現象」であるが、次のいくつかの数値に示されているように、「現象」はなお続いている。

遼寧省を代表する100の大・中型国有企業についての調査結果によると、企業の構造改革が叫ばれているにもかかわらず、1996年上半年期の労働生産性は前年同期と比べて3%低下し、製品在庫は13%増加している。「この約10年間に遼寧省では、技術改造だけでも1200億元の資金が投入された。それは当時のほぼ全工業の固定資産を1回更新可能な数字であったにもかかわらず、遼寧工業の産業構造水準には未だに大きな変化が発生していない」（三大戦略調査組「遼寧工業経済発展態勢分析与対策」「当代企業」1996年12月号）。

国有企业の負担

大・中型国有企業の困難な状況の重要な背景の一つとして、同論文は以下のような過重負担が企業に対して課せられていると述べている。

第1に、国家への納税である。遼寧の大・中型国有企業は、依然として国家の財政収入において主要な役割を果たしており、工業企業納税総額の約75%を負担している。1996年1—8月期の大・中型国有企業の納税額は付加価値の27.8%を占め、企業利潤は3.3億元減少した。第2に、各種の政治的・社会的職務を担っている。第3に、労働者数は1%減少しているにもかかわらず、賃金総額は6%増大し、銀行への利息も19%増加している。また各レベルの政府と事業部門への納税と費用支払も21%増加している。これに反して、企業利潤は52.8%減少している。第4に、現在進められている社会事業制度改革には基金が必要であり、企業が負担させられている。極端な場合、その額は改革前を上

回っている。

以上のような事態の他、1996年1—8月期に全国の固定資産投資が20.2%増大したにもかかわらず、遼寧省はマイナス7.6%であったこと、同1—8月期に遼寧省の金融機関への預金増加額が564億元だったのに対して、貸付増加額は363億元にとどまり、大量の資金が上海や広東など省外へ流出していることなどが明らかにされている。

なぜ改革が進まないのか

これまで見て来たように、大・中型国有企業は数多くの負担を担っている。しかし、同時に莫大な技術改造投資などがなされて来ることもすでに紹介した。国有企業改革が叫ばれるようになってから久しいにもかかわらず、問題の解決が進まないのはなぜであろうか。東北財経大学のある教授は、改革の進め方、特に経営請負制の失敗について、つぎのように語った。

政府は農業の分野で成果をおさめた（中国の経済改革は農業から始まった）生産請負制を工業にも導入し、国有企業の改革を図った。期間を設定して政府と企業が契約を結び、過去の実績等を基にした一定額の納税義務を負う代わりに、超過利益は企業に帰属し、自由に配分できるというものであった。しかし、眞の意味での経営能力を有しない多くの企業でなされたのは、契約期間中に得られる利潤を最大化し、従業員と幹部に配分することであった。企業の長期的発展のための投資はなされず、市場経済化の進展の中で多くの企業は競争力を喪失していった。

「生産任務のない労働者」

瀋陽もその例外でなく、重工業の比重が大きく、軍事関連工業もかかえているなど、いっそこの悪条件下に置かれている。その結果、1930年代に、日本の支配下に建設が開始された鉄西工業地区を中心に、現在「生産任務のない労働者」が約15万人に達しているとのことである（遼寧省総工会[労働組合]でのヒアリング）。これらの人々は企業破産、あるいは他の企業によ

る合併等を待っているわけだが、それらは容易でない。なぜなら、これまで社会保障は企業ごとになされており、各企業が退職者の年金の支給、住宅の供給、医療費等を負担しており、大企業の場合には学校なども運営しているからである。それらをどう処理するのかという大問題や、工場用地その他の資産評価問題などを解決しなければならず、倒産等をしたくてもできないというのが現状である。

もちろん、同じ鉄西区に位置する大型国有企业でも、瀋陽第一変圧器工場のように、全国市場において重要な位置を占めるとともに、一部は輸出もするなど好成績をあげ、最近株式会社化して深圳の株式市場に上場を果たした企業も存在する。ただし、少なくない企業が業績悪化に悩んでおり、生産を継続しても赤字が拡大するため操業停止に陥った結果が、先ほどの「生産任務のない労働者」である。多分に誇張を含んだ言い方だが、「瀋陽のタクシーは鉄西には行ったがらない、空車で戻ってこなければならぬから」という話さえ聞かれた。

旺盛な消費と第3次産業

これまで述べてきたような、工業を中心とした厳しい状況にもかかわらず、瀋陽の消費活動は相変わらず旺盛である。2月末のマイナス10℃以下の寒さの中でさえ、道路沿いの朝市では、野菜、肉、魚、果物などの食料品をはじめ、日用品、学用品などあらゆる品物が、ベンキで区画された歩道の上に直接、あるいはリヤカーに並べられ、相变らずの賑わいであった。また、通りを歩いていて目についたのは、新しいレストランや小ぎれいな商店の開店である。中には、「全聚徳」や「東来順」など北京の有名なレストランの名前を大きく掲げ、その企業集団の1員として出店している例もあった。北京ダックで有名な全聚徳の瀋陽店の駐車場には黒塗りの高級車がずらりと並ぶとともに、家族や友人と一緒に食事する人々であふれ、予約のないわれわれは、席が空くのを1時間近くも待たなければならなかった。

その他、銀行の新しいビル、以前には無かつ

た証券市場ビルと証券会社の店舗、移転改築中の高層の新テレビ局舎など、瀋陽経済は今後、第3次産業を中心に発展していくようとしているかのようである。

経済開発区

ただし、瀋陽経済のバランスのとれた発展のためには、製造業の構造改革という課題を達成することが不可欠であろう。現在、瀋陽では鉄西工業区の改造とともに、2つの経済開発区の発展がめざされている。鉄西区の西に広がる瀋陽経済技術開発区（前身は輸出加工区）と、先端工学で有名な東北大学を核にし、市南部に位置する瀋陽高新技术産業開発区である。両者とも区域内では企業利潤にたいする課税などの面で優遇措置を提供し、外国資本を誘致しようと

図っている。そして、前者への日本のアパレルメーカーである富田（現地資本との合弁）や松下電器の進出、後者への韓国大手電気企業LG電子の進出など、一定の成果を収めつつある。しかし、土地造成は進んでいるものの企業進出はなお多くなく、外資導入額（実際利用額、1995年末）も前者が8080万USドル、後者が5100万USドルに止まっている（『瀋陽年鑑1996』1996年、中国統計出版社、pp.589-590）。大連経済開発区への日本資本等の大量進出と比べて、遅れは小さくない。

瀋陽は同じ省内の大連との差を広げられつつあり、中国全体の中でも経済的地位を低下させている。改革・開放政策、市場経済化の進展の中で生じている格差拡大、問題状況の一例を私たちには瀋陽において見ることができる。

（まつの しゅうじ 所員 立命館大学）

SPECIAL EDITION

特集

中国の香港

世界資本主義のなかの中国

MIZOGUCHI Yuki

溝口 由己

I

改革開放政策

2月19日に鄧小平が死去した。享年92歳。すでに93年頃から毎年1度は鄧小平危篤説が北京では流れていたので、突然の死という感じはなく、北京市民の受け止め方もいたって平穏なものである。1月に中央テレビ局が2週間にわたり

小平特集番組を放映し、高い視聴率を得た。番組は鄧小平の一生涯を紹介することで、年輩の人に各自が番組の進行にあわせて、感慨をもって自分のここまで的人生を回顧する機会を与えたようだ。われわれもここで簡単に番組とは違った形で中国の過去を回顧し、鄧小平がその立役者となった改革開放政策を見つめ直すことにしよう。

1949年の解放以降、中国は世界資本主義の矛盾（それは半植民地状態におかれた中国においても集中的に表現されていた）への解決として、世界経済から身を引き離して、自国内に完結し



北京市内の職業紹介所

た経済体系をつくろうとした。そして、その解決策は文革の終結とともに破綻し、1979年から対外開放という形で、自らの体と世界経済をリンクさせる試みを再スタートさせた。それと一緒に、自国内も市場経済化を押し進め、世界経済とリンクできる体制を目指してきた。（対内）改革（対外）開放をスローガンとした、こうした政策は外資を大胆に導入し、しかしそれによるインフレを起こさぬようマクロコントロールをしっかりとやる、という2つの基本線を守りながら、経済のマクロパフォーマンスの良好さを近年達成し、こうして世界経済と自国経済とをリンクさせるということに関して、開放前には言わずもがな、10年前と比べても随分の明るい見通しをもち得るまでになった。

II

不安に満ちた悲観

しかし、視点を個々の市民のレベルの側に落としてみれば、明るい楽観は不安に満ちた悲観に変わる。これは個々の市民が世界経済とリンクした市場に直接身をさらさざるを得なくなってきたことと関係がある。1986年から国有企業の新規の従業員は、それまでの終身雇用ではなく契約制と切り替わり、96年9月末の段階で全体の91%の従業員がすでに契約労働者となっており、去年頃から契約を更新されない労働者が出てきた。また、自宅待機処分になった労働者は増加する一方で、96年上半年に新たに自宅待機処分となった労働者だけでも181.19万人のぼり、前年同期比で5.4%増、自宅待機から新たな職場を見つけた労働者が減少していることな

どを勘案して、月々200元程度（1元＝約15円）の手当で生活しなければならない、これら労働者は確実に増加している。半数近くの国有企業が赤字であると推測される北京では、少なからぬ労働者が明日はわが身かと危機感を強めているだろう。市場競争メカニズムが職場にもおよんできたということである。

また、安定した仕事に就いている労働者であっても、たとえば幼稚園や病院が企業から離れ独立採算制をとるようになり、それにつかれる費用が上昇したりなど、正規の給料だけでは生活が立ちゆかない状況が出てきており、いきおい副収入のあてを血眼になって探し、副収入に依存するという不安定な生活を余儀なくされる事態に追い込まれている。

国家体制改革委員会調査センターによる最近の民意調査でも、人々が今強く望んでいるのは収入の安定であり、それ自体不安定な副収入に大きく依存している彼らの生活を浮き彫りにしている。こうして庶民は20年前とは違うタイプの市場化による生活のきびしさに直面しつつあり、生活を立ちゆかせることの困難さを見つめると同時に、あたりの風景に目をやると、そこは上は飛行機、コンピューターから、下は下着、ショウゆ、ボールペンにいたるまで、外資をこれだけ導入してきているので当然といえば当然であるが、外資に抛らないものはない現実に気づくことになる。職場と自分の生活にもおよんできた市場競争メカニズムとは、そもそもワールド・ワイドなものであることがおぼろげにも認識されてきただろう。

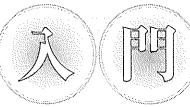
III マクロとミクロの矛盾

こうして外に位置する観察者は2つの相容れがたい事実を目につくことになる。つまり、マクロ的な経済の良好さと、ミクロ面での人々の不安や不満の鬱屈。後者はおそらくナショナリズムや宗教上の原理主義、左翼原理主義などさ

まざまな表現様式をもち得るだろう。たとえば、中国で昨年大流行した『ノーといえる中国』をナショナリズムのひとつの表現と見なし、ペルーのMRTA=左翼原理主義、トルコでのイスラム原理主義などと並べてみると、これらに共通しているのは、以外にも経済改革・経済政策が曲がりなりにもある程度の成功を収め、マクロ的にはむしろいくらか明るい展望をもち得ているはずで、それにともない世界経済との結びつきを強めている地域で起こっていることであり、また、こうした動きが陰に陽に米国、そして日本を標的にしていることである。これは米国および日本が世界資本主義の物象化的表現として理解されていることを思えば、自らの生活を動搖させつつある当のものを指摘しようとしているものとして理解できる。またその際に、いずれにしても、ある種の現実的な社会主義の理念をつかむことはもはやできず、新たな有効性のある理念の創出にも失敗しているように見えることなどである。

こうしてみると、世界資本主義に自らのみを委ねることに成功しつつ（楽観的要因）、しかし世界資本主義自体の矛盾が未だ何ら解決されずにいるので、結局その渦に巻き込まれて、ぎしぎしきしみの声を上げている個々人（悲観的要因）、という図式が見えてくるように思う。これらは「特殊中国的」というよりも、世界史的同時代性、あるいは世界資本主義が作り上げる同時性という、われわれとも同じ土俵のうえにあるものとして理解すべきだろう。今年は夏から国有企業の所有制改革が実行される予定である（実行が延期される可能性も高いが）。きしみの音はこれから本格化すると筆者はみている。きしみの音がどういう調和音をもつことになるのか、注目していく必要があるだろう。それ如何では中国の規模の大きさを考えると、国内的な基調和音が国際的な不協和音になる可能性もある。

（みぞぐち ゆき 北京大学経済学院大学院）

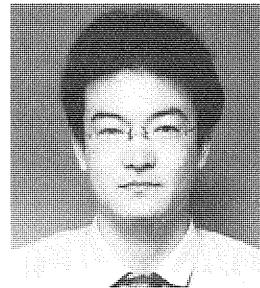


「政治化された経済」の時代の政治学

—C. ライト・ミルズの制度論的エリート論—

体制としての「20世紀」とは、「政治化された経済」の時代であった。

同時にそれは、社会の多元化の進行する時代でもあった。多元論と制度論とを架橋する現代政治理論の古典の一つとして、C. ライト・ミルズの制度論的エリート論を取りあげる。



TAKAHASHI Hajime

高橋 肇

I はじめに

その主著『ホワイトカラー』や『パワーエリート』¹⁾で知られるC. ライト・ミルズ (C. Wright Mills, 1916–1962) は、アメリカ合衆国の社会学界の中でもやや「異端」に位置する政治社会学者であった。政治学入門の第3回目の今回はこのライト・ミルズの政治理論を、「現代社会」の政治理論のひとつの古典として、採り上げることにしよう。

ミルズの政治理論の要点をみていくにあたり、ここではポイントを3つの点に絞る。

1点目は、最近政治学界において議論されている「政治経済学」という方法とも関連するが、ミルズがかなり早い時期からマルクス主義の呪縛から完全に自由な立場で（すなわち、あらゆる「経済的決定論」を否定しきった上で）、ニュ

ーディール期以降に成立した「現代社会」を「政治化された経済」の体制として理解するとともに、その「政治的経済」を正面から問題にしていたという点である。

2点目は、これまた最近になってあらためて注目されはじめたいわゆる「制度論」の議論とも関連するのだが、ミルズの社会分析の基底に一貫して流れているのが、強い制度論的関心であったという点である。

3点目は、「多元主義」との対抗関係において理解されることの多いいわゆるミルズの「エリート論（エリートイズム）」についてである。ミルズのエリート論の特徴は、それが「制度論」的なエリート論であるという点にある。筆者のみるところ、それは実は多元主義を前提としていると同時に、原子論的で機能主義的な－その意味で素朴な－多元主義を批判し乗り越える観点をも有しているように思う。彼の強い「制度論」への志向こそがそのことを可能にしたのだと言える。問題は、多元主義かエリート論かという対抗ではなく、両者をつなぐ媒介環である「制度」の重要性への着目にこそある。

II

「政治化された経済」の体制としての20世紀体制

近年、ソ連邦の崩壊による東西「冷戦」の時代の終焉とも密接に関連して、経済学、政治学、社会学の領域において、いわゆる「20世紀体制」をどう理解するのかという議論が散見される。

経済学においては、いわゆる「1940年体制」論（野口悠紀雄『1940年体制—さらば戦時経済』東洋経済新報社、1995年）を嚆矢として、20世紀（第2次大戦期以降）の日本の「社会経済システム」を「政治的経済」としてとらえた上で、「制度」の重要性に着目することによりその特質を解明しようとする諸議論が注目される（たとえば、岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社、1993年。また類似の観点からアメリカの戦後経済システムについて論じたものとして、河村哲二『パックス・アメリカーナの形成—アメリカ「戦時経済システム」の分析』東洋経済新報社、1995年）。

政治学においては、佐々木毅が「20世紀型体制」論についての試論を展開している（佐々木毅「20世紀型体制についての一試論」『思想』No.852、1995年10月号、岩波書店、同『政治家の条件』講談社、1995年、『現代アメリカの自画像—行きづまる中産階級社会』NHKブックス、1995年）。

社会学においては、山之内靖が一制度論的観点からのものというよりもシステム論的観点からのものであるが—「総力戦体制」の確立との関連で、第二次大戦後の諸国民社会の「現代化」の様相（「階級社会からシステム社会への移行」）を把握しようとする議論を展開している（山之内靖『システム社会の現代的位相』岩波書店、1996年）。

論者によってそれぞれニュアンスや強調点、さらにはそれぞれの議論の政治的意味合いの違いは当然存在するとしても、各論者に共通する

重要なポイントは以下の点にある。

第1に、彼らが「現代社会」の起点を「戦時経済（=総力戦体制）」期においているという点である。第2に、彼らのこのような「20世紀体制（戦後体制）」論は、単なる「経済体制」の分析ではなく、いわば「社会経済政治体制」としてそれをトータルに理解しようとする試みであるという点である。彼らは共通して、「経済」以外の諸「制度」（=政治的、社会的諸制度）に重きを置くとともに、そうした必ずしも経済的ではない諸制度を正面から分析の対象にしようとしているのである（山之内の場合はシステム論的にそれを論ずるという意味においてやや例外ではあるが）。

これらの見解は、戦後体制を「戦後改革を起点」として理解しようとする「これまで支配的であった見解」に対して、「総力戦体制による社会の編成替え」という視点を重視する（山之内、前掲書、33-35頁）。ここで、「社会の編成替え」とは、経済的、社会的、政治的諸制度のいわば全面的な編成替えということである。「20世紀体制」とは、佐々木の言い方を借りるならば、「1930年の大恐慌以来、構築してきた政治経済体制」すなわち「20世紀中期・後期型ないし『戦後型』社会経済政治体制」にほかならない（佐々木、前掲書『自画像』、6頁）²⁾。

ところで、ミルズは1959年の時点で次のように述べていた。「経済学にとっては確実に、そしてやがては政治学・社会学にとっても、国家と経済とを純粹に設定し、その間に形式的すなわち相互排斥的な境界を設定するようなモデルは、次の二つの傾向」—すなわち「いわゆる低開発地域の経済的および政治的発展」および「『政治的経済』の20世紀的諸形態の展開」—によって「不適当なものとなっていくであろう」と（邦訳、ミルズ『社会学的想像力』紀伊國屋書店、1965年、181頁）。しかも、彼が第2次世界大戦中から戦後初期にかけてのかなり早い時期に、すでにそうした時代認識を獲得していたことはほぼ間違いない³⁾。ミルズによれば、「第2次世界大戦の余波は、明敏な経済学者にとって、そしてまさしくその名に値するあらゆる社会科学者にとって、破壊的であるとともに生産的なも

のであったのである」(同書、181-182頁)。

III 現代社会論の古典 としてのミルズ

社会学者の見田宗介はその著『現代社会の理論』の冒頭で次のように述べている。

「『現代社会』の特質として多くの人によって語られてきた、『ゆたかな』社会、消費化社会、管理社会、脱産業化社会、情報化社会、等々という微標の群れが、人間の歴史の中で、初めて全社会的な規模と深度とをもって実現されたよう見えたのは、1950年代のアメリカである。『現代社会』の古典ともいるべき時代／社会である。リースマンの『孤独な群衆』(1950)、ミルズの『ホワイトカラー』(1951)、ガルブレイスの『ゆたかな社会』(1958)など、現代社会の理論の『古典』をこの時代のアメリカが生み出したことももちろん偶然ではない」(同書、2頁)。

筆者は、ミルズの議論を「現代社会の理論の『古典』」として読み直すことは、「現代社会」の制度分析に際してのいくつかの有益な視点を引き出すことにつながると考える。

さて、この書で見田がおこなっているのは、先に挙げた諸議論のような「現代社会」の「制度」分析ではない。それはいわば「現代社会」の「理論」分析の書である。ちなみに、この書の中心的主張は筆者の理解では次になる。見田は「現代社会」を<情報化／消費化社会>と呼ぶ。彼によれば、「<情報化／消費化社会>こそが初めての純粋な資本主義である」。そして、「マルクスはこの純粋な資本主義、資本制システムの自立と完成の形式を見ないで死んだ」のであって、いわば「古典的な資本制システム」ともいべき「資本主義の形態」を資本主義システムの「純粋な完成態と見てその理論とモデルをつくった」ことになり、それゆえ、それは当然、不完全なもの(現代社会の理解のモデルとしては自ずと限界があるもの)であらざるをえ

ない(同書、31頁)。筆者は、現代社会を「純粋資本主義」と定義する点についてはにわかには同意することができないが、「現代社会」がいわゆる「古典的な資本主義」とは本質的に異なるものとして理解されるべきである、という点についてはまったく同感である。

ミルズのマルクスに対する評価は見田とほぼ同型のものである。アメリカの制度派経済学者ヴェヴレンの強い影響も受けながら、ミルズは次のように論じている。少し長いが関連部分の一部を引用しよう。「先進資本主義国の経済が高水準で活動しているのは、かなりの程度まで『人為的に刺激された需要』のためである」。「だがマルクスは、このような浪費にも関わらず一部分的には、この浪費のゆえに一資本主義的生産の起動力と生産性が維持されるばかりでなく、増強されることさえできるということを知らなかつた。この点がまさに問題である。彼は『資本主義の』浪費、欺瞞、矛盾を知ってはいたが、今日われわれが見ているような、完全に発展した資本主義の法外な(技術的、経済的、政治的)力量を過小評価したのである」(邦訳、ミルズ『マルクス主義者たち』青木書店、1964年、123頁)。「この種の政治的資本主義を、マルクスは知らなかつたし、予見もしなかつた」(同書、127頁)。

さて、さしあたりここで問題は「現代社会」はいつを起点にして始まったと見るのか、という視点選択の問題ある。

この点について筆者は見田と視点を共有する。見田は「『現代社会』の基本的な特質が、全社会的な規模と深度とをもって実現し展開したのは、第二次世界大戦の後の『繁栄の50年代』のアメリカにおいてであった」と見るのだが、見田は同時に「けれどもそのほとんどの要素や側面は、第一次世界大戦の後の、『繁栄の20年代』のアメリカとヨーロッパにおいて、社会のさまざまな局面の内に、その初期的な姿をみせていた」と述べる(『現代社会の理論』、19頁)。

ミルズは20世紀の半ばにおいて、すでにほぼ同様の視点を選択・獲得していた。ミルズは、「現代社会」をさしあたり「過剰発展社会」と呼んだのだが、彼は、「過剰発展社会」への「この

移行のアメリカにおける転回期は、1920年代であったが、過剰発展社会が眞の繁栄を見るようになったのは第二次大戦以後のことである」と述べている（邦訳、ミルズ『権力・政治・民衆』みすず書房、1971年、198頁）。ミルズは、見田と同様、産業化の進展に伴う情報化および消費化の社会への全面的深化・組織化を軸に、「現代社会」とそれ以前の時代の社会との歴史的・質的な差異を把握している。

IV 「政治的経済」体制の 「制度」論的分析

ところで、マルクス主義にいう「政治経済学」と、ミルズのいう「政治的経済の20世紀的形態」との間の決定的違いとはなにか。相互に関連するが問題は2つある。1つは、政治経済学によって、あるいはまさしく「政治的経済」として、把握されるところの「対象」をどう理解するのかという点。もう1つは、その対象の分析手法に関わる点である。「社会」を分析する主要な概念道具は、マルクス主義においては「土台—上部構造」論であるが、ミルズにおいては「制度論的な社会構造」論なのである。この分析道具の違いに、両者の「ポリティカルエコノミー」理解の決定的な違いが現れている。

要点のみ見ておこう。まず、分析の「対象」たる「社会」をどう理解するかという点に関してである。ミルズの次の言明に、その違いは端的に表されている。「資本主義の現段階では、闘争の舞台と歴史的变化の原動力は、経済の土台であるよりも、政治的経済の中に結合された、政治的および経済的諸制度なのである」（『マルクス主義者たち』、127頁）。すなわち、端的に言えば経済決定論の否定であり、経済的諸制度に対してあらかじめ（ア・プリオリ＝先驗的に）「土台」としての位置づけを与えることの否定である。別の言い方をすれば、政治制度に対して「（経済的土台からの）相対的自律性」を付与す

るというネオ・マルクス主義的な議論を越えて、政治制度に対して「絶対的自律性」をまず与えた上で相互関連を議論するというポスト・マルクス主義的な議論とほぼ同型である⁴⁾。ミルズによれば、「マルクスの時代以来、資本主義の社会構造は、経済制度の因果的比重、および経済制度と他の諸制度との因果連関について、新しい意見を必要とするほどにまで変化してしまっている」（『マルクス主義者たち』、126頁）のである。

ミルズは「現代社会」についての「本質定義」を回避するのであるが、このことは「現代社会」分析に際して、1つないし複数の視点を選択・採用することを回避することを意味しない。彼は「社会構造」という概念を使って「社会」の把握をおこなう。しかしながら、そこにおける「社会」および「社会構造」の概念・イメージは、決して閉じられたものではない。それは開かれたものである。ミルズにおいては、「社会」そして「社会構造」とは本質的に、歴史とともに変化するものであり、超歴史的な概念ではありえない⁵⁾。その意味で、ミルズは社会発展の法則性を明確に否定する。しかも、確信犯的に否定する。

この点に関してミルズは次のように述べていた。「初期の社会理論家たちは、社会の不变的法則—あらゆる社会を掌握する法則—を定式化しようと試みた」が、「私が思うに、どんな社会科学者によても歴史貫通的『法則』が述べられたことなどはないのだ。ある時代のその特殊な構造と関連づけて理解されてはならない『法則』などは存在しないのである。そうではない『法則』があるとしたら、それは空虚な抽象物か、さもなくば非常に混み入った同義反復に過ぎないであろう」（『社会学的想像力』、197頁）と。

次に、ではミルズの社会構造論とはいっていいかなるものであるのか、ということを見ておく必要があろう。一言でいえば、それは制度論的な社会構造論である。ミルズにおいては、社会構造とはさまざまの制度的秩序（経済的、政治的、軍事的…）間の媒介・連結構造として把握されている。ここで彼の社会構造論について詳しく論じることはできない（詳しくは、邦訳、ガース・ミルズ『性格と社会構造』青木書店、

1970年を参照のこと)が、次のことのみ指摘しておく。詰まるところ、ミルズの社会構造論は、ある特定の制度的秩序(例えば、経済制度)に對して、「先驗的に」優位性ないしは土台的な位置づけを与えることを排するための理論モデルにほかならないということである。

こうしてマルクス主義との対照において見てみると、ミルズの社会構造論の多元論的特徴が際立ってくることがわかるだろう。

こういった、定義からして「多元的」な社会構造論を前提としたミルズのエリート論とはいうまでもなく、制度的エリート論である以外にない。次に節を変えて、いわゆる多元主義とエリート論との対抗として把握され議論されてきた諸問題について少し見ておくことにしよう。

V

機能論的多元主義を越えて 多元論的制度論へ

この「政治学入門」の連載の第2回目においても採り上げられたR.ダールは代表的な多元主義論者である。そこでも紹介されたように、多元主義の流れを歴史的に見るならば、原子的個と全体社会というテーマから出発して(社会の機能論的・操作論的把握)、まずは社会の多元主義的理解を押し進め、さらに多元主義の一定の確立を経て、その後、多元主義の「修正」ともいうべき制度論的観点(ダールにおける企業権力の問題化)が導入されるという経過をたどってきたと見ることができよう。

多元主義の「修正」のポイントとして、前回の「政治学入門」でも指摘されているように、次の2つがあげられる。1つは、政治制度とりわけ国家の「自律性」への注目であり、もう1つは制度のもつバイアスに規定された形で実在する権力の非対称性の認識である。筆者の理解では、多元主義の「修正」の歴史とは、多元主義を前提とした上で制度論へと向かう動きであったといえるように思う。

ところで、多元主義とエリート論とはそもそも対立する概念であったのだろうか。考えて見ればわかることだが、「多元主義」の対抗概念とは「一元論」にほかならない。多元主義とエリート論とはそもそも対抗概念ではなかった、というのが筆者の理解である。多元主義とエリート論とがあたかも対抗概念であるかのように理解されてきたのはなぜか。2つの理由が考えられる。1つは、その時期が大衆社会化、消費社会化が全面展開する時期であったことも関連して、個の自由を正当化するリベラルな価値観が社会的に徹底していく時期であったということ。もう1つは、当時の両者の対抗の底流には、個と全体とを「機能」によって媒介するのか、それとも「制度」によって媒介するのかという問題、すなわち機能論か制度論かという対抗が潜在していたように思われる。

「多元主義」の時代の代表的「エリート論」者であったミルズは、当時における社会理解の多元主義化の流れと真っ向から対抗したかに見える。まさしく、そのように見えたことが、いわゆるエリート論と多元主義との対抗が語られるという状況を生んだひとつの要因なのであった。この時期において、ミルズのエリート論は不幸にもおおかた次のように理解された。多元的な諸制度を前提としそれらの複合であるといつてもそれは詰まるところエリートによる一元的な支配を主張する理論ではないか、と。当時の多元主義が押し進めたところの「社会」についてのリベラルな理解と真っ向から対立するものと理解されたのは無理もなかつたのである。ここからミルズが亜流マルクス主義者と言われた理由も理解できよう。逆にマルクス主義者の側からは、エリートによる一元的な支配について語っているとはいえ、経済的土台に対する認識が甘い(誤っている)ではないか、と批判されたのであった。

しかしながら、社会に対する多元主義的理解を当然の前提にしたならば、次には、多元的諸要素がいかに社会的に組織化されているのか、その歴史的社會的に具体的な様相、すなわちその社会の制度的構造の具体的様相について語りはじめるしかないであろう。

まさしくミルズのエリート論は多元主義を当然の前提とするがゆえに、さらに進んで、その社会の制度的組織化の様相へと具体的に迫ろうとするものであったというべきであろう。エリートイズムというのはその際のひとつのモデルに過ぎない。

ミルズの制度論的なエリート論とは、多元主義に対抗するものというよりもむしろ、マルクス主義的な一元論と制度論的関心を欠いた多元主義との、まさしく「間」に位置するものにはかならなかった。この意味において、本当の対抗点は、エリート論と多元主義の間にあったのではなくて、多元主義とともに制度論をも当然の前提とするか否か、という点にこそあったのである。この観点から見た場合に初めて、ミルズのエリート論の本領が見えてくるのだ、と筆者は考えている。

VI おわりに

筆者は、制度的バイアスについて語ることとは、多元化が進行した社会において「権力」について語る唯一の道であり、そのような権力について語ることとは、社会と人間にに対する「責任」について語ることにはかならないと考えている。

マルクス主義の一元論に対する批判をも強く意識して構築されたミルズのエリート論とは、多元主義的で制度論的なエリート論なのであった。社会に対する多元主義的な理解を前提としたうえで、制度論的なバイアスへと着目することによって初めて、政治制度としての国家がもつ役割や、権力の非対称性を産出する構造について問題化しうるのである。そうして初めて、われわれは権力構造についてようやく論じはじめることができるのである。

仮に、現代のわれわれが「企業社会」について語るとしても、それを一元論的な「企業社会論」としてではなく——すなわち、たとえば現

代日本社会が企業社会であることを前提にした上で演繹的に社会について論じてみせることによって、ようやく確立された多元主義的前提出り切るのではなく——、多元主義的な制度論的分析の結果として帰納的に導かれるものとしての「企業社会」について語らなければならない。そのように語られた「企業社会論」でなければ、それは単なるひとつのモデル——すなわち、社会を理解するためのいくつかある視点のうちのほんのひとつ——に過ぎないということを、多元主義の洗礼を受けた者である限りは、自覚しなければならないようと思われる。

- 1) C. ライト・ミルズ『ホワイト・カラー』(邦訳、東京創元社、1957年), 同『パワー・エリート』(邦訳、東大出版会、1969年)。
- 2) これらの諸議論に対するもう少し詳しい紹介と筆者なりの整理については、拙稿「C. ライト・ミルズの政治理論—自由と責任ある民主主義へ—(1)」名古屋大学『法政論集』第166号、1996年、243-261頁を参照のこと。ちなみにそこでは、成瀬龍夫(『生活様式の経済理論』御茶の水書房、1988年)の議論や、レギュラシオン学派の諸議論についてもほぼ同様の「現代社会」論としてとりあげている。
- 3) この点に関して、前掲拙稿「プラグマティズム批判(1)～(3)完」(名古屋大学『法政論集』第148、151、152号、1993-94年)において、最初期ミルズ一大恐慌、ニューディールを経て第2次大戦へと参戦する時期一に、新しい時代と社会の形成に直面するなかで彼がおこなった「社会の論理」についての哲学的格闘とその認識—実はミルズ社会科学の基礎にはかならないのだが—について検討した。さらに、ミルズ初期の時期の彼の時代的・社会的な認識については、現在準備中の前掲拙稿「ミルズの政治理論」の「(2)」において詳しく取り上げる予定である。
- 4) ミルズの認識論的前提とポスト・マルクス主義の政治理論の前提との相同性については、拙稿「C. ライト・ミルズとポスト・マルクス主義」(講座「現代の政治学」第三巻)『現代政治の理論と思想』青木書店、1994年所収を参照。
- 5) この点に関して、詳しくは、前掲拙稿「プラグマティズム批判から『思想』の社会学へを参照のこと。(たかはし はじめ 名古屋音楽大学)

女性の困難

——「ロングバケーション」と
「ふたりっ子」は、なぜヒットしたのか?——

今回から新連載「現代社会批評」を始めます。これは、社会科学の「堅い」「難しい」原稿だけでなく、マスメディアなどで話題となっている現象を、やさしく分析した原稿が読みたい、という『通信』に寄せられた読者からの意見を反映した企画です。今回は、黒田慶子さんに、ヒットしたテレビドラマを題材に取りあげた論考を執筆していただきました。



KURODA Keiko
黒田 慶子

はじめに

1996年度のテレビ・ドラマ界は、「ロングバケーション」に始まり、「ふたりっ子」に終わったといつてもよいであろう。「ロングバケーション」とは、1996年4月から6月にかけて、フジテレビ系列で、山口智子・木村拓哉の顔合わせで放映された連続ドラマであり、「ふたりっ子」とは、同年10月から1997年4月初めにかけてNHKで月曜から土曜の朝放映された連続テレビ小説、いわゆる「朝ドラ」である。この2つの番組に共通しているのは、「ロンバケ」現象、「ふたりっ子」現象とよばれたように、テレビというメディアの枠をこえ、社会的に影響がひろがったことである。

「ロングバケーション」の方は、1996年7月の時点でドラマの中で使われたピアノ曲をあつめたCDが10万枚、ドラマのサントラ盤が40万枚、ノベライズ本が1週間で15万部、第1話のビデオが4日間で3万本と「異例の」売れゆきを見せた。「ふたりっ子」のほうは、河合美智子

扮する「オーロラ輝子」が歌う『夫婦みち』が、演歌チャートで連続第1位をしめ「バーチャル歌手」の時代と論評された¹⁾。主人公の2人、香子と麗子の子ども時代と、麗子の双子の子ども、眞実、玲実を演じた三倉茉奈、佳奈が出したCDも1997年3月に発売され、1週間で6万枚を売った。「オーロラ輝子」は、歌謡番組に登場、各地のイベントでもひっぱりだこある。

ところで、「ロングバケーション」は、最終回の視聴率が36.7%、平均視聴率は、29.6%で、フジテレビの歴代ドラマの中で第1位であった。「スーパー・アイドル」と「好感度ナンバー・ワン女優」の組み合わせによる話題性の高いドラマ作りからは、一見、10代の若い視聴者像がうかぶ。しかしそれだけでこの視聴率はとれない。高額のビデオやCDを購入できる、購買力のある視聴者、20代後半から30代の働く女性の支持があってこそ、この視聴率はうまれたのである。また、「ふたりっ子」のほうも、初回視聴率はワースト2位という低視聴率からスタートしたものの、関西で最高35.7%、平均視聴率30%と高い水準を維持した。「朝ドラ」の固定支持層である中高年女性に加え、今まで「朝ドラ」には無縁であった、20代から30代以上の仕事をもつ女性

がこのドラマに「はまった」といわれる²⁾。つまり、この2つのドラマに共通しているのは、10代から中高年の女性に幅ひろく支持されたこと、とりわけ購買力のある20代から30代の働く女性の支持をえたことが大きな特徴なのである。それはなぜなのだろうか。

I. 「ロングバケーション」

まず、「ロングバケーション」について考えてみよう。私が考える「ロングバケーション」ヒットの理由は、以下の3点である。

第1に、働く女性の時代にフィットするという点である。登場する女性のほとんどは仕事をもっている。このドラマの中心的モチーフの1つは、仕事をめぐるアイデンティティの問題である。これは、いままでは男性だけのテーマとしてあつかわれてきた。このドラマでは両性の問題として描かれている。しかも女性の主人公の職業を、モデルという、「若さ」が価値をきめる職業に設定することによって、女性の仕事をめぐる困難のひとつ、女性の労働力としての価値が、仕事上の熟練・技術や労働能力よりもさきに、女性性、しかも成熟した女性ではなく、幼くしたがって未熟で男性よりも社会的に下位に所属する属性をもつものとして、一般的に認められていることへの批判がユーモアと悲哀をもって示されている。

第2に、主人公の2人の新しい「らしさ」である。今まででは、女性は美しくかよわくすなおでやさしく、男に庇護される存在として、男性は強くたくましく、女を守る存在として描かれてきた。しかし、このドラマでは、山口智子扮する南は、あけっぴろげでサバサバしている。一方、木村拓哉扮するピアニストの瀬名は、几帳面で綺麗好き、趣味は「CDの整理」である。瀬名が料理をするところは何回もでてくるが、南はほとんどしない。きわめつきは「涙」である。南も何回も泣くが、一度だけ情感をこめて陰影ゆたかにえがかれるのは瀬名の涙である。この2人においては、今までの女らしさ、男ら

しさが、さりげなく、しかし、はっきりとひっくり返されているのである。

第3に、このドラマの隠れたメッセージが「癒し」にあるという点である。「ロングバケーション」というタイトル自体、「何をやってもうまくいかないときは、長い休暇だとおもって無理して走らない」——いつかきっと、うまくいくから——という意味がこめられている。もしかしたら、この点が上記のいずれの特徴よりも、視聴者の心をとらえたのではないかと思う。とりわけ南と瀬名のやりとり、南と後輩モデルの桃子のやりとりは、さりげない思いやりにあふれている。加えて、このドラマには随所に音楽がちりばめられている。挿入曲は勿論、瀬名や、瀬名が思いをよせる芸大の後輩、涼子がドラマの中で弾くピアノ曲もショパン、バッハ、サティ、ラフマニノフなど心やすらぐ美しい曲が選ばれている。南は、瀬名が彼女のために弾く美しいバラードによって、結婚相手に逃げられた痛手から立ち直る。

ドラマの中で、瀬名があるいは南が相手の言葉や音楽によって慰されるのと同時に視聴者の心も慰められているのである。このドラマのビデオが異例の売れ行きをみせたことは、視聴者は単にドラマの展開、ストーリーを追うだけではなく、ドラマの再生を繰りかえすことによって、自らの心がドラマのなかの登場人物とともに慰められるのを望んだということを示しているのではないだろうか。

II. 「ふたりっ子」

「ふたりっ子」がヒットした理由は、次のように考えられる。第1には、現代的な女性像を打ち出した点である。ヒロインは「朝ドラ」55作目にして初めて離婚する。主人公の「婚前交渉」も「離婚」も「朝ドラ」では初めてのことだ。そして、この2つはそれぞれふたりのヒロインに、ふりわけられている。かたちは違うが、まずこの現代性に、このドラマが若い世代の視聴者にうけいれられた要因があると考えられる。

第2には、主人公を2人に分けたことで、リアリティが生まれた点である。「美人だが自己中心的な麗子」と「美人ではないがひたむきな香子」と主人公の属性を分けたことで、よくある「美しくてけなげ」なヒロインがもつうさん臭さを排することができた。

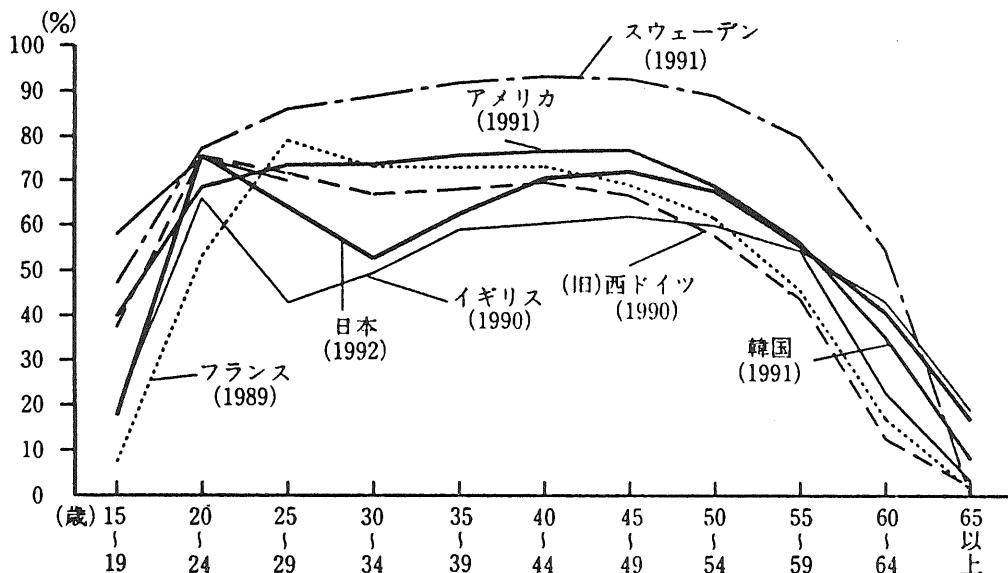
原作・脚本の大石静氏は「麗子のほうに思い入れが強い」という³⁾。上昇志向の強い麗子の心性は、私たち自身の中にもある。良い成績をとること、よい学校にはいり、よい会社にはいり、女性なら大手大企業に勤める若い男性を伴侶にもとめ（麗子の場合は、財閥御曹司）、豊かな暮らしをすること、これは誰もが多かれ少なかれ思うことだ。ただ麗子のように、「自分に正直」にはなかなかならないが。誰もが香子のように素直にまっすぐに優しくなりたいと思うが、実際にはなれない。誰もが自分のなかに麗子と香子をもっていて、どちらにもなりきれないまま、人生をすごしてゆく。こうした自己分析を、このドラマは視聴者にうながす。

第3に、天涯孤独の「オーロラ輝子」と、遊廓の母を捨てた「銀じい」を登場させることによ

り、家族の姿を逆照射することができた。家族をもつ人間に家族を語らせた途端、それはお説教か、伝統的規範の訓示になってしまう。しかし、「高松のいざよい橋」に捨てられ、「施設でそだった」オーロラ輝子の口で「おかあちゃんをひとりじめできる幸せ」が語られると、規範からときはなたれた家族の意味が、世代を越えて確認できる。結婚願望をもつ若い女性は勿論、家族の重苦しさ、抑圧性に悩む若い世代、女性にも抵抗なく納得できるのである。

第4に、オーロラ輝子の「どんな人の人生も苦しいねん……けどええこともある」というセリフを何回も登場させることにより、視聴者に「生きていること」の自己肯定感を感じさせることである。正反対の生き方を選んだ香子と麗子、京大出の麗子と学歴のないマサ、腕一本でいきる光一とおじょうさまの千有希、薄幸だが一瞬の栄光に輝いたオーロラ輝子、生涯一介の「真剣師」として流浪の人生を送る佐伯銀蔵、それぞれの人生を肯定する作者のまなざしが、視聴者に生きることへの共感を感じさせる。

図1 女性年齢別労働率の国際比率



出所：『図表でみる女の現在』ミネルヴァ書房、1994年、33ページ

婦はあわせても4%に過ぎない⁴⁾。

ここから、現代においても女性にとって「子どもを産む」という選択肢は依然として大多数が選ぶ道になっていることが分かる。他方、高学歴化、女性の労働力率の上昇によって、女性は家内の存在のみでなく、「仕事も家庭も」と考える女性が増加している。だが、現実には男女の賃金格差、昇進・昇格の格差に加え、税・社会保障が主婦の「内助の功」を有利にしており、働く女性の意欲を奪っている。

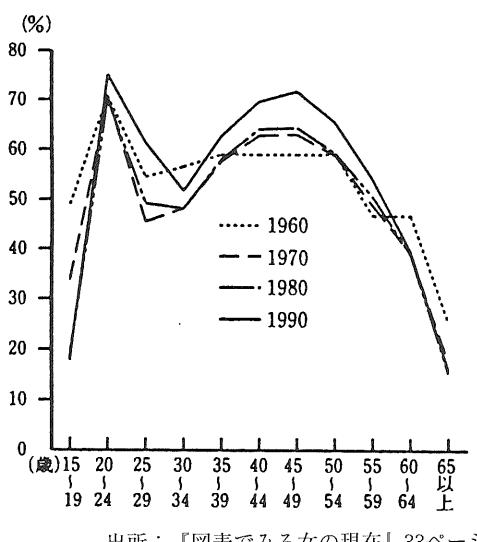
女性が自分の能力を生かし、一生仕事を続けられる条件はまだ整っていない。また、男性がその能力—強さ、たくましさ、効率・競争にうちかつ体力・知力—を全面的に企業に提供することが求められる反面、女性には男性に求められる近代的価値の反面—家族責任、母・妻であること、そして子どもをうむという表象である。若さ、美しさ、未熟さ、ひいては被扶養性がもとめられる。そして、女性自らがこれらを強く求めているのである。現代の女性が越えていかなくてはならない「困難」はここにある。

「ふたりっ子」の作者は、この「女性の困難」を麗子を通じ、彼女の子ども時代にまでさかのぼって周到に描いている。麗子が子ども時代から好きだったのは、小坂明子の『あなた』という歌である。子犬が遊ぶ「まっかなバラと白いパンジー」の咲く庭のある「小さな家」で「あなた」と暮らす生活、これが彼女の描く理想である。天下茶屋を嫌い、芦屋の有沢邸から京大へ通う彼女が、母、千有希のピアノで弾くのもこの曲である。麗子のなかには、現代の女性がもつ近代的価値観が、よくも悪くも典型的に付与されている。すなわち仕事での成功、経済的豊かさ、それと同時に、依存する心性、扶養されて実現する「小さな幸せ」への願望である。麗子は、家族のなかでただひとり、香子の離婚に賛成する。そういうのだ。「香ちゃんは強い…誰かに支えてもらわなきゃ生きられないんだよ…香ちゃんは一人でも自分を支えていけるんやもん。……だれよりもかっこええわ」。

20代後半から30代という年齢は、仕事上の選

さて、問題はここから始まる。なぜ、この2つの番組はヒットしたのか。それは、現実をリアルにとらえることに成功したからである。では、とりわけ、20代から30代の女性がかかえる「現実」とはどこにあるのか？ここで、言わずもがなではあるが、女性の就労についての傾向をおさらいしておこう。図1は、女性の労働力率の国際比較を示したものである。日本のM字の谷はまだ低いが、第2の山の上昇とM字の右側へのシフト（図2）がわかる。結婚・出産退職と子育て以後の家族規範にふれない範囲での就労の形態はまだ変わっていない。だが、働き続ける女性は増えている。同時に、高齢社会の進展とともに「少子化」が指摘されているが、女性が子どもを産む数は、実は、1972年以降、現在に至るまで平均2.2人と変わっていない（表1）。子どものいない夫婦や一人っ子をもつ夫婦の割合は、依然として少なく、9割以上が2人以上の子どもをもっている。理想の子ども数でも、「子どもなし」や、「1人」を理想とする夫

図2 年齢階級別労働力率の変化



出所：『図表でみる女の現在』33ページ

表1 各回調査における平均出生児数
(結婚持続期間15~19年)

調査年次	平均出生児数
第1回調査(1940年)	4.27人
第2回調査(1952年)	3.50人
第3回調査(1957年)	3.60人
第4回調査(1962年)	2.83人
第5回調査(1967年)	2.65人
第6回調査(1972年)	2.20人
第7回調査(1977年)	2.19人
第8回調査(1982年)	2.23人
第9回調査(1987年)	2.17(2.19)人
第10回調査(1992年)	2.21人

(注) 第9回調査は、初婚の妻を対象とした集計である。カッコ内の数値は第8回、10回調査と同じ、初婚同士の夫婦にもとづいた平均出生児数である。

出所:『女性のデータブック第2版』有斐閣、5ページ

択に悩み、仕事と結婚、出産という選択に悩む、まさにその時期にほかならない。その2つのドラマは、まさにこの時期の女性たちに、慰めと激励と自己分析の鏡を提供したのである。

「ロングバケーション」では、もともと用意されていた結末は放映されたものとは違っていたらしい。ピアノのコンクールに優勝してアメリカに出発する瀬名を、写真で自立する決意をした南が空港に見送りにきて、お互いの気持ちには気づきながら、それぞれの道を歩き始めるということになっていたようだ⁵⁾。しかし視聴率をとりすぎてしまって、「より多くの人にうけいれられるように結婚というかたちに結末を変えた」⁶⁾ということらしい。多くの女性が望むのは、結婚であり、孤独な旅立ちではない。しかし、単なる「結婚でハッピー・エンド」ではなく、南はかつて自分が被写体だった写真を学ぶことにより自立の意思をかためている。愛する人と結婚して共に生活し、しかし、単に扶養されるだけでなく、自立の条件ももっている。これが現状では、多くの女性が感じるリアリティー、あるいは理想像に近いものなのだ。

「ふたりっ子」では、女性の生きかたについてよりストレートにメッセージをよみとることができる。作者は主人公を2人にわけることで、現代の女性の人生の選択肢をはじめてリアルに

表現することができた。優等生で美人、だが自分と周囲をきづつけることでしか自己達成できない麗子、美人とはいえないが、あくまでもいちばん優しくおもいやり深い香子、お金はないが、家族で囲む「小さな幸せ」を手に入れた麗子、一生の目的である将棋のプロでありつづけるために、愛する人と別れ、孤独に生きることを選ぶ香子。これは、「ふたりっ子」であってこそリアルなのだ。もし、どちらかひとりが美人でやさしく、仕事の成功と「家庭」の幸せを手にいれたなら、これはまさに今までの「朝ドラ」のヒロインそのものであり、かくも多くの支持はえられなかっただろう。

現代の視聴者は、これが現実にはほとんど不可能に近く、あるいはとんでもない才能にめぐまれるか、親の援助があるか、「仕事も家庭も」というごく一部のスーパー・ウーマンであるか、いずれにせよ、どこにでもあるとはいえないごく一部の恵まれた女性のものでしかないということをよく知っているのだ。

むすびにかえて

働く女性の時代の到来によって、現代の多くの女性が直面した問題。仕事と家族生活の両立、それにもまして女性たちみずからがあまりにも深く内面化した近代的規範をどうこえていくのか、それにたいして「ロングバケーション」は、「うまくいかないときは神様がくれた休暇だとおもってあせらない、がんばらない」というやさしい励ましのメッセージを、「ふたりっ子」は「どんな人の人生でも苦しい」という普遍的な自己肯定のメッセージを、視聴者になげかけている。

働く女性の時代の条件整備はまだまだ始まったばかりである。ごく一部の女性だけでなく、ノン・エリートの多くの普通の女性たちが、仕事と結婚・出産という選択肢の中でゆれている。このことが、まさに現代的な現象であり、すなわちこの2つのドラマがヒットした理由である。これは2つのアイデンティティをどう整理し、ま

た社会的・文化的にどう成熟させていくかという「時代」の問題なのである。

- 1) 『日本経済新聞』1997年3月22日朝刊。
- 2) 『アエラ』1996年12月30日／1997年1月6日合併号。
- 3) 『週刊朝日』1997年2月7日号。
- 4) 吉積京子氏の指摘による。『女性のデータブック

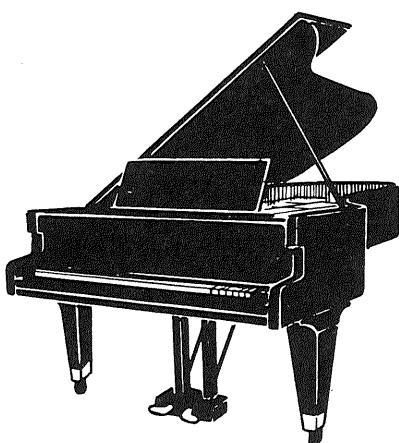
ター第2版』有斐閣、1995年、4ページ。

5) 『Twenty up』ワニブックス、1996年6月号。

6) 島崎今日子「キュー」『朝日新聞』1996年7月8日朝刊。

上記の他、大石静原作、葉月陽子ノベライズ『ふたりっ子』1～3、1996年～97年、双葉社を参照した。

(くろだ けいこ 所員 立命館大学非常勤)



下谷政弘著

『持株会社解禁』

中公新書 1996年12月 740円



政府は先日、持株会社解禁法案を国会提出した。成立すれば純粹持株会社が半世紀ぶりに解禁されることになる。本書『持株会社解禁』のなかで下谷政弘氏（京都大学教授）は、通産省「企業法制研究会報告書」（座長・松下満雄氏）を中心とした持株会社解禁論議に反論する形で論を展開している。

I. 4つの絞り込みと 1つの隠された理由、1つの危惧

下谷は次の手順で叙述している。

①「持株会社は、本当に戦後五〇年間にわたって『全面禁止』され続けてきたのだろうか」（19ページ）。持株会社は、条文的には1949年の10条改正で、事業会社による他社株式取得を「原則禁止」から「原則自由」に「改正」し、さらに53年の第二次改正後に「事業持株会社」が一斉に他社株式を取得しはじめた。

②したがって今日の持株会社論争は、「一方で事業持株会社を全面的に解禁しながら、他方の純粹持株会社の解禁はなぜ許さないのか、その根拠は何か」という論争である。

③また2度の独禁法「改正」こそが、「一九五〇年代以降に顕著となりはじめる『企業グループ』（親会社－子会社関係）や企業系列の形成を大いに促すように作用した」（28-29ページ）。すなわち旧財閥に匹敵する企業集団はすでに「復活」している。「それ以上になぜ9条改正が必要なのか？」

④企業法制研究会が強調する「経済的効用」である「組織・人事面での摩擦を回避した企業統合」は、「持株会社でなければ達成できない明確なる『経済的効用』である」が、「大企業間の合併が今後急激に進むことを是とする立場にとってのみ『効用』であるにすぎないものである」（195ページ）。

⑤持株会社は「その用い方しだいによっては、企業ディスクロージャー（事業情報の開示）をより不

透明なものにしうる」（197ページ）。

本書を要約すると、ざっと以上ようになる。

II. 「本業」の不在化・ 緊急展開型労働力展開

この著作のもうひとつの問題意識は、「解禁は本当に経済活性化に有効か」ということである（本書帯より）。しかし残念ながら本書ではあまり触れられていない。

この問題に関して、私なりに検討してみた。私の結論は、「本業」の弱化した産業には明日はない、ということである。

本書刊行に先だつ96年7月、朝日新聞社から松下満雄監修『持ち株会社解禁』が刊行された。実際の執筆は経団連事務局の職員である。松下氏が通産省「企業法制研究会研究会」の座長であることを考えると、この書物は通産省および経団連の意見をストレートに反映していると考えられる。

この著作は解禁の目的として、今日の日本経済に必要なものは「経済の活力を再び呼び戻し、新しい事業を興し、雇用を拡大し、競争を活発にしていくための柔軟な企業組織である持ち株会社」（14ページ）であり、「このような巨大な企業や企業グループを効率よく運営していくためには、従来のままの企業のやり方では、うまくいかなくなっている」「将来性のある市場をいち早く見つけ、限られた経営資源をより有効に活用するために、企業は組織の中身を絶えず見直し、常に新しい姿を模索していかなければならない。そのためには、迅速な意思決定と大胆な行動が求められるが」「ドラスチックな意思決定することにどうしてもためらいがつきまとう」「したがって、経営体として効率的展開を図るために、事業部門（現場）を思い切って切り離す必要がある」。そこで「人材をはじめとする経営資源の最適配分を図

り、グループ全体として柔軟な運営を進めていく仕組みが必要になってくるのである」(17-20ページ)とする。

いわば緊急展開・緊急撤収型の組織である。これは、しかし決して自己決定、自己責任に基づく独立した企業の姿ではない。そこでは働く労働者も、腰を落ちさせて、プロフェッショナルとして創意と誇りに満ちて生産活動を展開する労働者ではない。いわば身軽なつまみ食い的な一群である。

III. 労働者の「エトス」と日本資本主義

これまで日本の資本主義をここまで成長させてきた日本の労働者は、みずから「プロ」の技術で、世界に誇る製品を創出してきた。しかし持株会社解禁論議で登場する労働者は、いつでも取り替え可能な「経営資源」以上のものではないように見える。こういう方向は、日本資本主義の「エトス」を破壊してしまうものでしかない。

M.ウェーバーは『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』のなかで、世俗的な労働を天が与えたみずからの「天職」として日々精進することこそが宗教的な修行であり、かかる「エトス」こそが、資本主義を西欧において発展させたものであったとしている(360-361ページ)。

私は、日本においてもこうした「エトス」に相当するものがあると考える。実際に各地の地場産業には、非常に高度な技術が集積されていることがしばしば指摘されている。そこには職人芸的な、技術に対する深いこだわりがある。かかる「資本主義の精神」を解体する社会には未来はない。グループ全体の意志ということで、労働者や生産組織体系が身軽にあっちこっちと緊急展開させられるということは、すなわち本業がなくなるということである。どこにいっても彼はアマチュアなのである。

IV. 下谷の見落とした論点、企業組織の小規模化

現在の日本経済の現代的展開について、私は60年

代の大規模化志向と90年代の小規模化志向という違いにこそ、今日的な違いがあると考える。下谷はこの違いを、見落としているのではないか。「規模の経済」を地でいった戦後の高度成長政策のもとで、日本を代表する大企業は、「大規模化」を志向し、独占禁止法9条のもとで、日本型の寡占体制を形成してきた。ところが、現在言われているのは、かかる大規模企業は時代遅れであって、現在伸び盛りの企業は、いずれも小規模で、かつ独創的なビジネスチャンスを発見し、それを展開するなかで成功しているということである。そこには、ウェーバーが指摘した「資本主義の精神」と共通のエトスが見て取れるような気がするのである。

先述『持ち株会社解禁』(松下監修)では、「恐竜企業は生き残れない」(61-66ページ)としている。ここには経団連や通産が日本の大企業のスリム化を求めていることが読みとれる。しかし独占資本主導のスリム化という概念は、すなわち論理矛盾である。それは「グループ全体として」の利益のために「ベンチャー企業」や「中小企業」を大企業主導で形式的に形成していくにすぎない。そこには企業家のエトスを尊重するという思想はみじんも感じられない。

V. おわりに、規制緩和における生産要素の「プール化」

現在「規制緩和」のなかで注目すべき動きは、労働法制の「改正」、とくに有料職業紹介の解禁の動きである。ここには、労働力をプールして、必要と恣意に応じてそこから人材を引き出し、不要になったら再び登録・プールしておけるシステムをつくりたいという衝動が感じられる。ヒト、モノ、カネという経営資源のプール化と緊急展開・緊急撤収というものが、持株会社解禁の動きとあわせて1本のスジとして見えてくるのである。この書評の場を借りて、論点提起をしたい。

(前田 定孝 所友)

ルネ・レモン著（田中正人・塚本俊之訳）

『フランス 政治の変容』

ユニテ 1995年 税込2266円



この著書は、労作『フランスにおける右翼』(未訳)の著者としても知られるフランス政治史学者ルネ・レモン氏による著作の邦訳である。原著は1993年に刊行されている（第2版は、93年総選挙の結果を踏まえた補足をつけて、94年に刊行されている）。また、本書の原題は「LA POLITIQUE N'EST PLUS CE QU'ELLE ETAIT（政治はもはや、かつてあった状態のものではない）」とある。ここでは一体、なにが変容したとされているのであろうか。言い換えれば、「フランスは今なおフランスか」という問題が、本書におけるメインテーマである。

著者は、「政治」を「諸勢力のシステム」「制度的枠組み」「焦点」という「少なくとも三つの主要な構成要素の組み合わせ」であるととらえるが、これら3つの側面のうち「過去三〇年間に基本的な変化をこうむらなかつたものはひとつとしてない」として、それぞれについて検討を加える。こうして、第五共和政下におけるフランス政治の変容ぶりが、左右の対立図式、政党勢力の配置状況、政治と市民との関係、政治体制（機構）、新たな政治的諸争点など様々な角度から解き明かされていく。従来型の左右のイデオロギー対決軸の消滅。共産党の長期低落、極右政党・国民戦線の台頭。市民の政治不信と政治そのものの危機。第五共和政という制度システムの意外に大幅な実体的变化。生命倫理や環境、宗教など新たな国民的争点の噴出と、新たな形での左右対決軸の形成。これらの議論を通じて、「政治が大きく、しかもその構成要素すべてについて変化したこと」が明らかにされる。また、そうした分析方法の採用により、短期的な政治体制変動を想起しやすいフランスを、長期的な政治の「変容」という観点から分析可能にしているが、それは、フランス政治史の研究者として定評のある著者による現状分析であるとい

うことと無関係ではない。著者は、政治変容の原動力を、外的インパクトよりはむしろ、フランスの歴史的（ないし思想史的）文脈に求めようとしているのである。

こうした一連の分析から、どのような結論が導き出されるのであろうか。著者によれば、それは、フランスに伝統的な政治の独自性が消滅した点にあるとされる。つまり、ここ30年の間にみられた変化により、「非定型であると同時に模範的であり、独自であると同時に普遍的内容をもつ」フランスの歴史は終わりを告げたのであり、従って、「どの国民も、その存在を形づくる歴史から引き継いだ独自の関係を政治との間に保っている」が故に、その政治的特殊性が消滅することは「国民として消滅することを予告する徵候」ではないかと、著者は問うのである（アイデンティティとその存続の問題）。まさしくここにメインテーマがある。フランスの政治と政治システムを他の民主主義大国から区別できるものがもはやひとつとしてないとしても、「フランスは依然としてフランスなのであろうか」。この問題に対する回答は、偶然性を免れ得ない「政治」の将来を予言することを意味することから、容易なものではない。著者は、こう締めくくる。「わがフランス国民に固有の特質はなおも政治的なるものとの関係性の独自のもち方を作り上げるであろう」と。

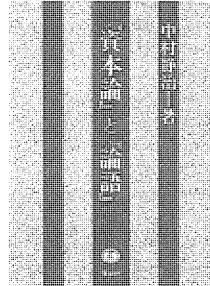
絶え間ない変容過程の中にあるフランス政治は、より長期的視野においては、また、絶え間ない再編過程の中にあるということであろうか。「政変」や「崩壊」などといった刺激的な言葉が踊る現代日本政治の分析にこそ、こうした分析視角を導入していく必要があるのでなかろうか。

（中田晋自 所員 立命館大学大学院）

中村静治著

「『資本論』と『論語』」

信山社 1996年7月 税込2575円



I

本書の基調をなすものは、マルクス理論の再生と発展に対する著者の熱望である。それはマルクス理論に立脚する正統派研究者への励ましでもある。ただし、著者のいう「正統派」とは、「マルクス、エンゲルス理論の歪曲、改ざんないし恣意的組みかえーこれがスターリン主義→毛沢東主義、それらの亜流、亜種としての宇野経済学と市民社会派であるーを排し、正しく継承、発展すべく努めている学者、研究者をカッコ抜きで正統派と呼ぶのが正しい使い方である」(97ページ)というものである。

全体の構成は次の通りである。

- 第1章 『資本論』と『論語』
- 第2章 『エンゲルス賛歌』余聞
- 第3章 エンゲルス誹謗と『エンゲルス賛歌』批判に対する匡正
- 第4章 スターリンの亡靈か
- 第5章 吉本隆明の『わが「転向」』を嘆う

第1章は第3章とならんで本書の中心的内容をなしている。本章では、的場昭弘氏が『パリの中のマルクス』で主張している、マルクスは、マルクス主義の3つの源泉の1つとされるフランスの社会主义とは言うに足るほどの関係を結んでいない、という論点への批判を契機として展開されている。この章では、前半で的場氏の議論を批判し、後半ではマルクス主義の源泉の1つであるフランスの社会主义に対して中国古代の革命思想が及ぼした影響を、著者独自の検討によって解明している。そこで結論は、「このマルクスの革命論の源泉となったフランスの革命的諸学説と結びついたフランスの社会主义思想は『論語』に結集されている正義、平等を中心とする古代中国の政治思想から多くのものを吸収してなっているのである」(6-7ページ)。

評者は、浅学にして、古代中国の革命思想が、耶穌会士の手紙を介してヨーロッパ、とりわけフランス18世紀の思想に多大な影響を及ぼしたことを知らなかったので、得るところ大である。第1章は、本書の題名でもある『『資本論』と『論語』』の持つ含意にも関わっている。「とくに強調しておきたいことがある。それは、『論語』の正統を継ぐマルクス主義が、長く自由と民主主義の対立物であるかのような偏見、攻撃にさらされてきたのは、——スターリン、毛沢東に代表される近代の革命家の背徳、暴政、彼等に対する個人崇拜の誘導、強制、そして活動家、『思想家』たちの無学と無節操、堕落、マルクスとエンゲルス学説の歪曲に基因するところがきわめて大きいのである。本書は全章を通じて、そのことを広く知って貰うことをめざしている」(21ページ)という叙述から、著者の問題意識を知ることができる。

第2、3章はいずれも著者の前著『エンゲルス賛歌』を承けた論争的部分である。特に第3章は、山口勇氏による『エンゲルス賛歌』批判への反批判であり、「エンゲルスの政治的抹殺を狙っているともいるべきマルクス、エンゲルス異質論に対する総決算的、壊滅的反批判」(85ページ)をめざしたものである。第2、3章は、その叙述だけでは十分に理解ができるにくいかもしれない。やはり、『エンゲルス賛歌』を読むことを前提とすべき部分であり、そうすれば、著者の議論を内容および論争的スタイルの両面を含めて納得できるであろう。

第4章は、大沼正則氏の『技術と労働』に対する批判である。主題は当然ながら技術論・技術史の領域であり、著者の専門領域だけに蘊蓄を傾けた熟達した筆致である。ここでも著者の問題意識は、スターリン理論の影響の批判・克服に向けられている。そして、技術(労働手段の体系)の発達が、経済的・社会構成体の発展を規定しているがゆえに、著者の議論は生産様式の理解を軸とする史的唯物論の基本的

理解の問題に向かい、スターインの『弁証法的唯物論と史的唯物論』への厳しい批判に及んでいる。

第4章のもう1つの大きなテーマは、コンピュータおよびコンピュータによる自動制御を従来の自働機械体系の延長と把握するか、それとも新たな段階を画する労働手段、すなわち共産主義社会の基礎をなす生産諸力の規定的要素ととらえるのか、という問題である。著者は『生産様式の理論』で提示した見解、つまり後者のとらえ方を、大沼氏の所説への批判の形で、細部にわたって展開している。

第5章は、吉本再転向論が訣別したとしている「ロシア・マルクス主義」なるものが、スターイン主義にほかならず、それからの訣別を仰々しく書き立てる吉本流レトリックに対して厳しく批判を加えている。

II

本書は、全体が論争の産物であるから体系的に書かれてはいない。しかし、著者の多くの著作において、それぞれに展開された諸論点が、文字通り百科全書的に本書には出ている。そして、有り難いことに、『技術の経済学』（1960年）以来40年近くにわたる著者の数多くの著作から、当該の論点に関して著者が自らの見解を展開した部分が、著者自身によっ

て示されている。この意味では、本書は中村氏の学問的営みの全容を知る上で恰好の案内書、あるいは索引となっている。評者は、中村氏の仕事に馴染みの薄い方たち、とりわけ若手の研究者に対して、上記の意味で本書を読むことを薦めたい。

本書は、著者は論理と倫理をあわせもつことを強調している。それは、「日本を建て直し、世界人類の発展・進歩に資する最高のテキストは『論語』と『資本論』である。渋沢栄一は『右手に算盤、左手に論語』と実業に励んだが、学者・研究者たるもの『右手に資本論、左手に論語』でなければなるまい」（23ページ）という文章にも表れている。また、著者自身が、自らの見解が誤っていた場合にとった率直な自己批判（71ページなど）にも、著者の研究者としてのモラルが示されている。

最後に本書の筆法について一言。著者は「マルクス主義の不死鳥的復活、強大な新発展を願って」（21ページ）いて、その願いは、他方では批判対象になった人々が、著者の著作すでに回答されていることがらを蒸し返すことへの怒りと相俟って、本書の舌鋒を鋭いものにしている。それは、評者を含む後進への戒めおよび叱咤激励とうけとめるべきであろう。

（日野秀逸 東北大学）

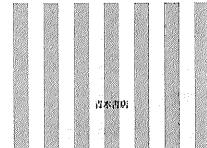
ジョン・E・ローマー著（伊藤誠訳）

『これからの社会主義

——市場社会主義の可能性』

青木書店 1997年 税込2472円

これからの社会主義
A Future for Socialism
市場社会主義の基礎
ジョン・E・ローマー(著)
伊藤 誠(訳)



J. E. ローマーは米国の数理経済学者、アナリティカル・マルクシズムの代表的人物であり、搾取・階級理論を新古典派経済学的手法によって再構成したことでも知られている。本書は、彼の「所有関係アプローチ」の成果を生かした市場社会主義モデルの提案である。以下、概略を述べよう。

I. 市場社会主義論の課題

まず最初に、ローマーの考える社会主義の理念が与えられる。それは、(1)自己実現と幸福、(2)政治的影響力、(3)社会的地位、についての機会の均等である。この目標からすれば、生産手段の所有形態は二次的な問題にすぎない。だが、より先決に着手されねばならないのは、実行可能な社会主義の経済モデルを提示するという短期的な課題である。こうした要請に応えようとするのが、市場社会主義論の試みである。既にハイエクは、ランゲ説をもって計画経済論争は第3段階に入ったとしていた。これに加えてローマーは、戦後の共産圏における経済改革を第4段階、現時点における様々な市場社会主義論の展開を第5段階、と位置づける。第5段階の特性の第1は、短期的な提案として、技術革新を促進するために市場の広範な利用を許容することであり、第2は、やはり短期的には現在の資本主義の下での人間性を所与としたうえでのモデルであることである。国家による排他的な管理という意味での企業の公的所有を不要とするこのモデルは、未だ現実的には試行されていない。ソ連型中央計画経済が崩壊した原因は、エイジェンシー問題よりも技術革新の失敗に存する。ゆえに社会主義モデル構築の課題は、いかに資本主義と同程度の技術革新を実現しうるか、に求められる。

II. クーポン経済社会主義

第5段階の市場社会主義論には、労働者自主管理による企業、資本主義的企業の法的所有権は不变にしたままで役員会への民主的参加やアソシエーションの強化を図るといった案がある。これに対しローマーの提案は、企業は利潤の最大化を目的とし、役員会で選出された経営者が責任をとるが、諸個人による公的企業への現金での投資を禁じることによって、社会主義的性格をとりいれようとする。このクーポン経済型市場社会主義では、利潤からの所得を平等化するとともに、利潤追求に伴う負の公共財の排出を抑制することによって、最適な社会的厚生を実現することができる。資本主義に匹敵するような企業間競争と技術革新を促進するため、市民選出の役員会が運営する銀行に企業をモニターさせる。また、小規模な民間企業の形成は許容され、国際競争への参加も可能な限り追求される。ただし、社会政策や、投資の正の外部性、公共財の供給、市場の不完全性の面からの国家による投資計画の必要性から、経済への国家介入も存する。

このローマーによる市場社会主義モデルは、市場経済と競争原理を大幅に取り込んだ経営者管理による企業を基礎としている。左派は、このモデルでは資本主義の害悪の根本である競争原理が温存され、産業民主主義さえなく、社会主義の名に値しない、と批判している。これに対するローマーの応答は次のようにまとめられよう。第1に、この市場社会主義の提案は、あくまで短期的モデルであり、機会の平等という長期的な理念にはんの少しでも近づくための一段階に過ぎない。第2に、社会主義の理念は、市場か計画かといった制度レベルよりも根本的な哲学的次元——平等主義——に求めるべきである。

III. 他のモデルとの比較

さて、以上のローマーによる市場社会主義モデルの特徴を、他のモデルと比較しつつ検討しよう。普通、市場社会主義といったときに誰もが想起するのは、労働者による自主管理企業であろう。市場経済を取り入れつつしかも資本・賃労働関係に制限を加えようとすれば、自主管理企業が提起されるのは当然である。しかし、ローマーは自主管理企業の実行可能性における困難を強調している。最大の難点は、資金調達問題である。自主管理企業は、基本的に労働者による自己金融によって資金を調達するが、これは危険分散戦略としてはきわめて粗末である。危険回避的な自主管理企業は、労働者1人当たりの必要資本額の小さな分野へと追いやられることになるし、なによりも技術革新の促進という市場社会主義にとっての重大課題の点で不十分となってしまう。

一方ローマーは、社会民主主義の実行可能性にも否定的である。北欧の社会民主主義のような所得の平等や高水準の公的サービスの実現には極めて特殊な条件、即ち高度に規律のとれた労働運動と相対的に同質な労働力の存在が前提とされており、その適用可能性は限定されている。また社会民主主義では、平等の理念は主として課税と移転による社会政策の充実という形で実行される。しかし、心理的な問題がある。即ち市場経済の下では、人はその才能または業績に応じた分配を受けるのが当然であるという日常的道徳規範が、かなり深く浸透している。ゆえに、平等主義的な所得再分配政策を強行する政権は不安定性をまぬがれない。ローマーの経営者管理型市場社会主義モデルは、自主管理企業型市場社会主義と社会民主主義の難点を克服せんとする試みなのである。

IV. 社会規範と制度

これとともに特徴的なのは、人間性不变の仮定で

ある。ローマーは、モデルを構成する人間の性質を現在の資本主義におけるものと不变であると仮定し、個人主義的価値観から社会主義的価値観への転換、いわゆる「社会主義的人間」の形成は一切想定していない。彼の意図は、共同社会としての感情をもたない「普通の人びと」を基礎としながら、資本主義のもつ病弊をできる限り取り除くことが可能なモデルを提示することにある。では、市場社会主義による所有関係の平等化が進行すれば、それを通じて人間性の変化が可能になるかといえば、この点についてもローマーは悲観的である。彼は社会民主主義国やソ連・東欧の経験を根拠としてあげている。

ここで私見を述べれば、人間性不变の想定に基づく市場社会主義モデルの構築については同意できるが、ローマーのいう短期と長期の関係がいまひとつ明確でないように思われる。彼は平等主義的正義論の研究にも携わっており、この観点から社会主義の長期目標を平等主義に求めている。正義に基づく制度が民主的過程を通じて定着するためには、それが人々の社会規範に根ざしたものとなっていかなければならない。平等主義的正義の社会規範化はたしかに困難な課題ではあるが、全く不可能かといえばそうではないと私は思う。これを達成するために人間性の包括的な変化は必要条件ではない。これはエンピリカルな問題であって即座に確定できるわけではないが、スウェーデンの実践は日本から見るかぎりローマーとは逆に、理念の主導的役割を大いに示しているように思われる。短期と長期もしくは経済的実行可能性と倫理的正当性の結合という問題には、J.エルスターが試みているような、合理的個人による協力可能性の理論的経験的分析や現実に存在する正義や社会規範の研究が必要となろう。これらは合理的個人を方法論的出発点とするアナリティカル・マルクシズムの今後の課題もある。

いずれにせよ本書の最大の貢献は、社会主義の新しい理念と実行可能な青写真の提示を通じて、社会主義システム探究の展望を大きく切り開いた点にある。

(松井暁 所員 富山大学)

関電人権裁判争議団・松井繁明著

『思想の自由は奪えない ——関電人権裁判闘争の記録』

新日本出版社、1996年、税込1600円

I. 本書の構成

関西電力に対して、企業内部における思想差別の不当性をめぐって争っていた関西電力の4人の労働者の主張を最高裁判所が認めたのは、1995年9月5日であった。大企業の中での日本共産党員への思想差別は憲法上許されないという判決内容である。24年間の闘いであった。この裁判闘争の記録が昨年の末、本書として出版された。

本書はたたかいの記録と判決の意義を明らかにした論文との2つの部分から構成されている。前者は関西電力で働く日本共産党員らが4分の1世紀にわたってさまざまな困難に対して人権と社会正義の立場から不屈に立ち向かってたたかう姿と状況をルポルタージュ形式で語っている。労働組合への分裂策動、配置転換、職場八分、労働者の自殺、裁判闘争、これらの中での葛藤と困難を乗り越え前進していく道のり。さらに彼らの闘いを支える近畿、東京の支援共闘、国連への人権擁護の要請など、闘争の全体像が人間性と不屈性のドラマに満ちたものとして記録されている。

後者は「思想・信条の自由と関電最高裁判決の画期的意義」(松井繁明弁護士)という論文である。この論文は刮目すべき内容をもつものであり、この論文を中心として私の書評としたい。

II. 法理論上の視点

松井論文は法理論上の視点、労働運動場の視点、社会的意義の視点から検討を加えている。

まず、関電最高裁判決は法理論上、どのような画期的内容があるのか。松井氏は、①思想・信条の自由および労働者の精神的価値を積極的に認定したこと、②「憲法は企業の中では通用しない」という企

業側の論理を打ち破ったこと、③「職場における自由な人間関係を形成する自由」を認めたこと。これらの諸点において、法理論上、大きな前進を見せたと述べている。その上で、①と②について松井氏は、歴史的に最高裁判決を振り返っている。たとえばレッドページ判決において、また、三菱樹脂・高野事件判決において(昭和48年12月12日)、あるいは昭和女子大最高裁判決(昭和49年7月19日)において、最高裁判所は憲法の「思想・信条の自由」(19条)を意識的に欠落させるか、あるいは企業および私立大学がとった立場を「違法行為とすべき理由はない」としてきた。が、関電判決はこれまでの最高裁判決の歴史を逆転させ、思想・信条の自由(憲法19条)および幸福追求の権利(同13条)を認めたこと。この点に関電判決の画期的意義があるとしている。

私はとりわけ、松井氏が法理論上の画期的意義の③で述べた「職場における自由な人間関係を形成する自由」について注目したい。関西電力では労働者に対して、私物の検査、写真撮影、電話の監視、同僚との会話や交際への立ち入り、あるいはさらに労働者に対して活動家(日本共産党員ら)の朝挨拶に挨拶をかえさないようにすることまで企業が指示、策動を行っていた。これらの企業の策動について、関電最高裁判決は労働者(日本共産党員ら)の側の勝利判決を下し、その明確な法理論的根拠を示して、前述の企業の側の策動を排して労働者の自由な権利、「職場における自由な人間関係を形成する自由」を保障したこと。この判例は今後、拘束力をもち、「下級審判決を拘束する」ことになろうと明言した松井氏の論及は労働者を勇気づけるものである。

III. 労働運動上の視点

次に、同判決の「労働運動にもたらす積極的意義」に関する松井氏の主張をみよう。

ここでも、まず、松井氏は歴史的経過を振り返っている。70年代には、関西電力のほか、ラジオ関東、中部電力、北辰電気、石川島播磨重工など、全産業にわたって反共労務政策がとられてきたことを述べている。そして、日本の司法は、これに呼応し、1983年、独占企業の利益を守って、労働者の闘いを阻止すべく、最高裁の主催で全国8ヶ所の高裁所在地の裁判官を集めて「裁判官会合」を開催し、下級審裁判官に反労働的判決を押しつけた事実を明らかにしている。裁判所を反動化させるために、こんなことをしたのかと怒りがこみ上げてくる。この「会合」の重圧が労働者側に不利な判決の方向へと、下級審裁判官に重くのしかかってきたことなどを松井論文は告発している。

ところが、この間のねばり強い労働者の闘いと広がりの中で、1993年8月から94年11月にかけての東京電力の5判決（群馬、甲府、長野、千葉、横浜の各地裁判決）では、最高裁の先述の「会合」の立場と見解を事实上拒否する判決が勝ち取られ、さらに、その後の関西電力最高裁判決は、東電各判決と比較しても、さらに「会合」の枠から開放された判決内容となっていると分析している。以上の歴史的経過をふまえた松井論文の関電判決の解明はその画期的意義を読者に強く印象づけるものとなっている。

さらに、松井氏は関電判決の成果を今後に生かし、発展させる闘争目標として次の4つを掲げている。①関電判決を高く掲げ、相手を追跡し、成果を拡大すること、②全国の活動家に判決内容を徹底し、職場に自由と民主主義を確立していくこと、③全面的勝利を通じて、職場労働者の集団としての権威と信頼を確立し、労働運動の合法則的運動を前進させていくこと、④同判決の「思想」を全国規模に広げ定着させていくこと。以上を、提示している。

IV. 歴史的・社会的意義

松井論文は最後に、関電判決の「歴史的、社会的意義——反共主義・反共風土の克服に関連して」と題して論考している。それは何か。

日本は反共主義・反共風土を克服する課題は、単

に日本共産党にとってのみならず、日本の政治的民主主義の前進と発展にとって不可欠な課題であることはいうまでもない。日本における反共主義・反共風土の形成と存続の主たる「源」は、1つは戦前の治安維持法体制下での「非国民」などの、いわれのない攻撃、2つには旧ソ連国などの霸権主義と同国内における官僚主義、市民不在の反民主主義を利用した日本国内での反共宣伝によることは広く指摘されていることである。

松井論文はそれら以外の反共主義・反共風土の「源」として「都市部における大企業職場の中での反共主義が拡大再生産されてきた事実」をとりあげ、これを克服する闘いの重要性を力説している。この指摘が松井氏の論文の特徴の1つであると私は考える。そして、関電判決が日本における反共主義・反共風土の克服の闘いにとって「一定の手がかり」となりうるものとし、この点から大都市部の大企業職場での反共主義の克服という、関電判決の歴史的、社会的意義を協調している。大いに耳を傾けるべき見解である。

V. おわりに

私の書評の終わりにあたって2つのことを付言しておきたい。1つは、松井論文は法律家として優れた法理論的分析を行っていることもさることながら、たたかう自由法曹団弁護士として労働運動分野、社会的政治的思想的分野においても広く深い洞察を行っていることである。本論文は思想差別を許さない強い正義感と自分の仕事を労働者の生活と権利の向上、さらに社会進歩と重ね合わせるヒューマンな姿勢にあふれている。

2つめは、思想差別の対象となった日本共産党が發表した「自由と民主主義の宣言」や「職場に自由と民主主義」、その他同党幹部の発言などをふまえつつも、これまで紹介してきたように、本判決の意義と到達点をよりいっそう多面的、重層的に、かつ社会的に歴史的にも内容豊かに解明していることである。

（羽淵三良 所友）

川瀬光義著

『台湾・韓国の地方財政』

日本経済評論社 1997年 3296円

I.

本書は、川瀬光義氏による東アジアの3カ国、台湾・韓国・日本における地方財政の比較史的研究の一歩をなすものである。氏は、本書での分析を通じて、この3カ国の特徴がいずれも「東アジア型」であるとの結論を導き出している。「東アジア型」とは、氏の特徴づけによれば、「第1は、所得課税を中央政府がほとんど独占し、自治体の課税自主権はまったく認められていないこと、第2は、中央集権的な事務配分方式により、地方自治体が国の下請け機関的な役割をになわせられていること、第3は、投資的支出を主とした歳出構成でありながら地方債への依存度がきわめて低いこと、第4は、補助金の多寡にふりまわされている台湾の郷鎮県轄市財政、および繰越金が慢性的かつ大量に発生していた韓国の地方財政にみられるように、住民の日常生活にかかわる基礎的サービスの供給機関にふさわしくない、不安定な財政状況を呈していること、などである」(本書、204~205ページ)。著者自身、この「東アジア型」という類型がどの程度の普遍性を持つかについては今後の課題としているが、わが国においてこれまであまり紹介されることのなかった台湾・韓国の地方財政について、重要なファクト・ファインディングを行った本書の意義は大きい。

II.

本書は、序章と終章を含め、9章から構成されている。序章ではまず、本書の課題と構成が紹介される。著者によれば、これまでの地方財政研究においては、高橋誠氏の《北欧型・イギリス型・南欧型・オランダ型》、池上惇氏の《アメリカ型・大陸型・スカンディナビア型》など、各国の地方財政を類型

的に把握しようとする試みは、いずれも欧米諸国を基準として、日本の地方財政をこうした基準類型との距離によって把握しようとするものであったとされる。こうした過去の学問的成果を踏まえたうえで、本書の最大の意図は、わが国を含め韓国、台湾の地方財政を「東アジア型」として捉えられないかという点にある。以下、《第1章 台湾の地方自治と地方財政、第2章 台北県にみる台湾地方財政の実態、第3章 韓国の地方自治と地方財政、第4章 韓国の地方税制、第5章 韓国・台湾の土地保有税、第6章 台湾の土地増価税、第7章 韓国の地方財政調整制度》の諸章を通じて、著者は「東アジア型」地方財政の検証に向かう。紙幅の制約のため、著者の分析の全貌を紹介することはできないが、この構成からも読みとれるように、本書は、台湾・韓国の地方自治と地方財政の歴史的特質を辿った後に、地方自治の財政的基盤である地方税について両国の特徴を析出し、最後に、わが国ときわめて類似したシステムをもつ韓国の地方財政調整制度を検討することをつうじて、日・台・韓3国の地方財政の類型比較を試みているのである。

III.

評者は台湾・韓国の地方自治・地方財政についてはまったくの門外漢である。むしろ、本書によって両国の実態について多くを学ぶことができた。そのことをあらかじめお断りしたうえで、以下、本書を一読してのいくつかの感想を整理することにより、書評の責めを果たしたい。

第1に、台湾の地方財政の特徴として、地方自治体の「歳出と税収の比重が日本や韓国のように大きくかけ離れていない」(27ページ)ことが指摘されているが、他方では、「省税を国税とみなすと、台湾における総税収にしめる地方税の比重は、日本・韓国

並の水準に低下」(56ページ) するとの特徴づけも与えられている。はたして、著者はどちらの評価に立っているのかが必ずしも明確ではないように思われる。「トンネル機関的」(31ページ) との著者の指摘からも窺えるように、評者には、後者の位置づけのほうが事実に近いのではないかと感じられるのであるが、いかがであろうか。

第2に、地方自治・地方財政制度の国際的な類型比較を試みようとする場合、国と地方との財政関係の「マクロ」的な指標も重要な要因であるが、同時に、基礎的自治体における財政的自立性、財政調整の方式、そしてなによりも住民自治や団体自治が財政運営の面においてどのように貫かれているのか、住民のニーズと財政システムとの現実とのあいだにどのような矛盾があるのか、等を検出することがそれにもまして重要であろう。このことは、各国における地域の経済社会の変貌過程を視野に入れる必要があることを示唆する。この課題が果たされる時、著者自身が「はしがき」でもふれているように、いずれ「もっと足元から両国地方財政の実態」が明らかにされることになるのではないか。アジアNIESとしての台湾・韓国における経済発展=地域社会の変貌と地方自治・地方財政の発展とのあいだに、何らかの法則性があるのか否か、興味は尽きない。

第3に、台湾・韓国における地方税制や地方財政調整制度のルーツはどこにあるのか、日本やアメリカの思想や経験がどこまで影響を及ぼしているのか、等の疑問について、さらに深めてほしい。第4章、第7章で主として韓国を素材としながら、日・台・韓3国の比較が行われているが、そこでの分析はど

ちらかといえば通史的な検討が中心であり、地方税の独立税化や税源の選択にあたって、どのような背景や影響があったのかについて十分な追跡が行われているわけではないからである。とくに第7章での地方交付税や補助金など、わが国とまったく類似した制度が韓国で発展してきた理由や背景は明らかではない。交付税はわが国の方程式の模倣なのか、それとも韓国独自のものなのか、あるいはアメリカの影響があるのか否か、あるいはまた、補助金の発展の背後にいる韓国社会がかかえる社会的・経済的諸問題は何だったのか、等々についても、さらに突っ込んだ分析を期待したいところである。

第4に、第5、6章の土地保有税、土地増価税についての論究は大変興味深いが、その中でも紹介されているように、土地税制だけではさまざまな欠陥や抜け穴により十分な政策効果を期待できないことはわが国の経験によっても明らかとなっている。韓国の「土地公概念」、台湾の「平均地権」はもっと研究される価値があるとはいえる、同時に、都市計画・土地利用計画と結びつけた土地税制のあり方として、両国での政策思想や実践はどのような展開を示したのかについても、掘り下げた検討が期待される。

最後に、「東アジア型」地方財政の類型を検出することの積極的な意味は何かについても、著者のいっそうの展開を望みたい。「東アジア型」は地域経済のアジア的特質と関連するのか、そもそもそれはアジア的共同体と関係があるのか。また、「東アジア型」は欧米を基準として「後れた」ものではなく、独自の発展モデルなのか。いっそうの展開が待たれる。

(鶴田廣巳 所員 関西大学)



日本における市民社会の「確立」をめざして

——『経済科学通信』83号を読んで——

私は比較的新しい読者なので、本誌の誌面「批評」の任にあたることはあまり適任ではないかもしれないが、以下、83号を読んでの若干の感想を述べさせていただこうと思う。その際、私自身が興味深いと感じたトピックのみを取り上げることになるが、この点、前もってご容赦願いたい。

83号の特集には、『企業・国家・市民社会』と題して5本の報告が掲載されている。山口定氏の報告「ポスト福祉国家政治と市民的自立」では、イギリスの政治学者、B.ジェソップの「ケインズ主義的福祉国家からシェンペーター主義的労働福祉レジームへ」という現状把握を起点に、日本における「市民社会」の在り方が論じられている。山口氏によれば、日本では、ポスト福祉国家の現在にあっても、なお、市民社会の「確立」と「市民的な成熟」が重要な目標であるとされている。この点で、西欧諸国における「新しい社会運動」の意義が指摘され、日本においても、(従来の市民運動のような)単なる要求・批判型運動にとどまらず、それ自体が現実的オルタナティヴを提示し得るような「新しい市民運動」が必要であるとされている。そして、労働運動と市民運動とが提携し得る「新しい社会民主主義」にその展望が見いだされている。

小堀眞裕氏の報告「市民・企業・国家をめぐる英国政治の動き」は、主に、1970年代以降の英国政治の動向を検討対象とし、そこからポスト福祉国家時代における市民社会の諸条件を探るというものである。小堀氏は、この時期における英国政治の展開、とりわけ、政党システムの変容とサッチャー政権の政治的成功を説明するものとして、「コレクティヴィズム」から個人主義中心の「ポスト・コレクティヴィズム」への政治意識の変化を重視している。つまり、この意識変化に伴う争点の移行(国家や労働組合等の集団による政治的方向性から人種・ジェンダー・言論の自由・移民・減税・医療・教育の自由化等を重視する方向性へ)は、レフト・ライトの双方に「オールド」と「ニュー」への分極化をもたらし

たが、この利点を最も効果的に活かしたのは、他ならぬライト=保守党であったと指摘されている。

だが、より重要なことは、ポスト・コレクティヴィズムとそれに伴う個人主義化が、市民社会に対する単に否定的な要素としては捉えられておらず、「オールド・レフト」に内在する欠陥に対して、ある種の正当な批判を意味するものとされている点である。この意味で、小堀報告には、今後のレフト刷新への一方向性を示唆するものもあり、大変興味深く感じた。こうした視点は、山口報告が提起する日本における「新しい社会民主主義」を考えるうえでも有益であると思われる。

以上の2報告に加えて、醍醐、森岡、横田の三氏の報告では、主に、日本の「企業社会」としての諸局面に焦点を合わせ、企業の情報公開と市民監視、企業活動と株主オンブズマン、大蔵省官僚の市民統制といった実践的諸問題が、高度な理論的水準から論じられている。紙幅の都合で詳細は省かざるを得ないが、3氏が提起している論点には、先の山口報告で市民社会「確立」の要件とされていた「情報公開・分権化・規制緩和」と共通するものもあり、いずれも日本における市民社会の在り方に深く影響を与えるものとして考えさせられた。

このように5つの報告は、相互補完的に、市民社会「確立」への展望とその主体形成のための現実的諸条件を考えるうえで必須の論点を提起するものとなっている。さらに、(テーマの設定次第であると言えるかもしれないが)あるひとつのテーマについて、経済学のみならず、(政治学も含めて)他の社会諸科学の視点からもアプローチすることにより、その問題の全体像がきわめて理解し易くなっている。

この利点は今後の編集方針にも反映させるべきではなかろうか。これからも、こうしたカレントなテーマについて、体系的かつ理論水準の高い特集を期待したいと思う。

(柳原克行 立命館大学大学院)

『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

— 第79号 —

特集 阪神大震災と地域行政

- | | | |
|---------------|-------|-------|
| 神戸市都市経営の研究(1) | | 海田 光平 |
| 「大震災」を振り返る | | 友野 哲彦 |
| 震災直後の現場を歩く記 | | 末松 三郎 |

特集 企業社会と経済の国際化

- | | | |
|----------------------------------|-------|-----------|
| 日本型企業システムとその転換の現局面 | | 十名 直喜 |
| 国際産業調整と地域経済の変容 | | 岡田 知弘 |
| 持続可能な発展を築くグローバル・システムとローカル・イニシアチブ | | 遠州 尋美 |
| どのような転換をはかるべきか | | アイリーン・スミス |
| 住民が主人公の地域づくりに向けて | | 木村 雅英 |

— 第80号 —

特集 戦後50年を期に社会科学を再考し、未来を展望する研究集会

- | | | |
|-------------------------|-------|-------|
| 日本の社会科学と市民社会論 | | 新村 聰 |
| 20世紀社会主义の崩壊と経済学の反省 | | 田中 宏 |
| ポスト・フォード主義をめぐる社会的・政治的対抗 | | 後 房雄 |
| トヨタ生産方式と労働の変容 | | 千田 忠男 |
| 戦後日本経済研究の新潮流 | | 長島 修 |

— 第81号 —

特集 岐路にたつ社会福祉

- | | | |
|-----------------------------------|-------|------------|
| 社会保障の制度改革と「国民負担率」 | | 福島 利夫 |
| 民活福祉と社会保障の再編 | | 横山 壽一 |
| 公的介護保険の基本的性格と問題点 | | 岡崎 祐司 |
| 医療経営の変容と健康・医療保障論の課題 | | 大松美樹雄 |
| 人間発達の社会福祉理論の構想 | | 武本 勤・中井 健一 |
| 社会福祉の技術論体系の再検討——人間発達の社会福祉理論の構想覚書Ⅰ | — | 中井 健一 |

— 第82号 —

特集 インターネットの経済学

- | | | |
|----------------------|-------|-------|
| インターネットとマルクス・エンゲルス研究 | | 赤間 道夫 |
| インターネットの経済的意義 | | 野口 宏 |
| 社会科学におけるインターネットの利用 | | 吉田 央 |
| 政治学研究にインターネットは使えるか？ | | 小堀 真裕 |

特集 金融システム破綻

- | | | |
|-------------------|-------|-------|
| 日本経済の現段階と金融システム破綻 | | 向 寿一 |
| 金融恐慌は来るのか？ | | 伊藤 国彦 |

— 第83号 —

特集 企業・国家・市民社会

- | | | |
|---------------------|-------|-------|
| ポスト福祉国家政治と市民的自立 | | 山口 定 |
| 市民・企業・国家をめぐる英国政治の動き | | 小堀 真裕 |
| 企業活動の情報公開と市民監視 | | 醍醐 聰 |
| 企業活動の市民監視と株主オンブズマン | | 森岡 孝二 |
| 大蔵省改革の課題 | | 横田 茂 |

幻の名著35年ぶりに復刊！

『樂園の夢破れて』 関貴星=著・萩原遼=解説

1959年12月、帰国第1船が新潟港を出港した。
以来、1983年まで10万人の在日朝鮮人が北朝鮮に移住した。
帰国者の悲劇はここからはじまった。
帰国運動がはじまって間もない1962年、この運動を「欺瞞」「虚偽」と、きびしい警告を発していた本がこれだ！
著者は当時の朝鮮総連中央幹部の関貴星（本名・吳貴星）。
萩原遼が長文の力作解説を書いている。
この本を読んで、北朝鮮でいま呻吟している在日朝鮮人帰國者・日本人妻を救う行動をおこそう！

定価 本体1700円（税別）+ 送料310円

発行者 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会・関西支部
〒581 大阪府八尾市西山本町7-6-24 山田文明
Tel & Fax 0729-90-2887
郵便振替口座 00970-1-119745
口座名「守る会関西支部」
発売元 東京都千代田区神田神保町1-32 亜紀書房
Tel 03-5280-0261
郵便振替口座 00100-9-144037



関 貴星
萩原 遼=解説

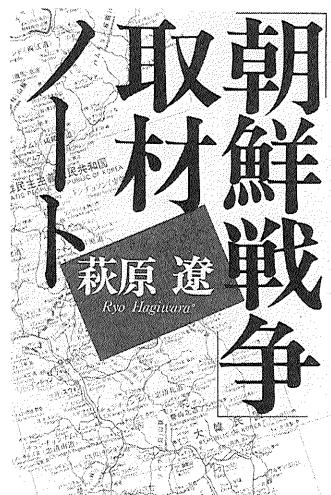
30余年前の正義の絶叫
なぜ耳を貸さなかつたのか
北朝鮮の深層を暴露した暗矢の本

『朝鮮戦争取材ノート』

萩原遼=著、1359円（税抜き）

北朝鮮の戦後史のナゾと朝鮮戦争開戦の真相に迫る取材の旅。血染めの手帳は何を物語るか、そして金日成将軍すりかえ謀略の証言——。

かもがわ出版
京都市上京区堀川通出水西入
Tel 075-432-2868
Fax 075-432-2869



編集後記

▼いよいよ香港が中国に返還されます。『通信』でも香港返還をめぐる議論に一石を投じる特集を組んでみました。論説、エッセイを揃え、香港返還をめぐる多角的な視点を提供できたのではないかと思います。また、今回は「トピックス」に所外からラテンアメリカ政治を専攻されている河合恒生先生と『ソウルと平壌』や『朝鮮戦争』等で鋭い問題提起をされている元

赤旗平壌特派員の萩原遼氏に、ペルー人質問題と北朝鮮高官亡命問題を解説していただきました。急ぎの原稿依頼に快く応えてくださいありがとうございました。

▼ペルー人質事件は、ペルー政府の強行作戦により「解決」しましたが、河合先生の指摘されるようにまだまだ難問が山積しています。また北朝鮮関係では、日本人拉致事件疑惑や帰国運動で帰国した

人々の安否など、彼らの「生命と人権」の問題がこれからも焦点となっていくでしょう。

▼今回から「現代社会批評」の連載も始まり、政治学入門と併せて2つの連載企画を有しています。経済学を中心とする『通信』も多様な読者の関心に応えられるようにこれからも編集していきたいと思います。

(神谷)

投稿規程

次の要領で投稿をお願いします。奮ってご投稿下さい。

種類と枚数 論文、研究ノート：50枚以内

研究動向、書評：20枚以内

いずれも、図表、注などを含む200字詰

原稿 審査の迅速化のため、コピー1部を添えてください。

ワープロ・パソコンをご使用の場合にはフロッピーディスクを同封してください。

投稿先 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局宛

掲載料 5000円（所外の方のみ）

経済科学通信（季刊）84号 1997年6月1日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

（〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル）

TELおよびFAX（075）255-2450

E-Mail JCC01547@niftyserve.or.jp

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

大西 広

森岡 真史 石上 秀昭 芳野 俊郎

石川 雅博 水野喜志彦 大西 広

中田 晋自 神谷 章生 木下 英雄

印刷所 新日本プロセス株式会社

（〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21）

TEL（075）661-5688

価格 1部 1,200円

定期購読料（年間4冊分）4,000円（郵送料を含む）

経済統計学の現代化

ボランティアと市民社会

新刊

——公共性は市民が紡ぎ出す——

泉弘志・木下滋・藤江昌嗣
大西広・藤井輝明

編著 本体2718円

経済の国際化・情報化、環境問題の重大化など激しい時代の変容のなかで新たな諸課題に直面する「経済統計学」の現在を俯瞰。

経済学

尼寺義弘 著

本体2000円

理論のもつ面白さが伝わるよう資本制的な経済システムの基本的な構造を生産・流通・分配の側面から把握し体系づけて論ずる。

制度・制度変化・経済成果

ダグラスC・ノース 著 『一九九三年度ノーベル経済学賞受賞者』
竹下公視 訳 本体2450円

制度分析を経済学と経済史に統合する「制度変化の経済理論」により、歴史変化の新しい理解を提示する。

比較経済システム論

新刊

——中ソ比較から21世紀を展望して——

本体2700円

現実的な市場システムが固有の欠陥をもち、制御・規制が必要であると主張するとともに、中国の成功と旧ソ連の失敗を比較分析。

大型プロジェクトの評価と課題

新刊

——世界の長大橋に学ぶ経済効果と環境問題——

アルマンド・モンタナーリ／坂本忠次／鈴木茂／橋本了一 編著
本体2900円

長大橋や海底トンネル等の建設による経済効果および環境への影響に関する事前・事後評価とそのための理論体系の必要性を説く。

社会体制論の模索

新刊

——パラダイム革新への助走——

千石好郎 著 本体4000円

マルクス理論の原像と問題点を解明し、市民社会論・国家論など社会体制論の変容を追跡。社会科学のパラダイム革新を目指す。

社会的ネットワークの形成を目指すボランタリズムの論理を構想。ボランティア・マネジメントの実際にまで言及した画期的な書。

立木茂雄

編著 本体1900円

レギュラシオンの政治経済学

若森章孝 著

本体3107円

これまで経済中心であったレギュラシオン理論の射程を国家や社会にまで拡大し、21世紀の新しい政治経済学を大胆に構想する。

〈自由・社会〉主義の政治学

新刊

——オルタナティヴのための社会科学入門——

富田宏治・神谷章生 編

新自由主義以降の新たな問題群との格闘を通じ、オルタナティヴな社会の構想を模索した鋭い研究者たちによる共同研究の成果。

池上 悅●著

現代経済学と公共政策

現代財政システムの研究と文化経済学の視点とを結合して、人間の発達欲求を支える公共政策の可能性を追求する、自立支援ネットワークの政治経済学。

経済理論学会●編

経済理論学会年報第33集

戦後五〇年 現代資本主義分析の理論と方法

戦後五〇年の日本の経済と社会

経済と経済学の戦後五〇年を総括し、課題と展望を提起する二つの記念シンポジウムの記録等を収録。北原勇・伊藤誠・山田銳夫・二瓶敏・上原信博・下山房雄ほか。

長島誠一●著

経済学原論 現代資本主義分析の基礎

現代資本主義の分析 || 現状分析のための基礎理論の体系的叙述を企図し、研究と教育の長年の実績から生まれた野心的な経済原論教科書。

日本財政の研究

安藤 実●著

日本財政の戦後五〇年を通してその特質を浮き彫りにすることで、今日の膨大な財政赤字を生みだすに至った根源を、構造的に歴史的に解き明かす。

￥2578

￥3296

ジェンダーの視点から「日本型企業社会」を斬る!

基礎経済科学研究所●編

働く女性と家族のいま①

日本型企業社会と女性

男女雇用機会均等法が施行されて10年余。男女平等社会は本当に実現しつつあるのか。「二流の労働力」とされる女性の労働を多方面から分析し、その変革の道を提示する。

￥2884

働く女性と家族のいま②

日本型企業社会と家族

労働力再生産の場として、「企業社会」を支え、あるいは「企業社会」に取り込まれてきた現代日本の「家族」。その構造を分析し、これからのが「家族」のありようを探る。

￥2369

【執筆者】森岡孝二／本多淳亮／木本喜美子／宮地光子／佐藤卓利／二宮厚美／伊藤セツ／ジュリエット・ショアー

青木書店

東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税込】